



# きたかみ農林業ビジョン

(平成25年度～平成32年度)

～想いをかたちに きたかみ農林業～

平成25年4月  
平成29年2月改訂  
北上市



## ごあいさつ

---



今日の農林業を取り巻く環境は、農林業従事者の減少と高齢化の進行により、担い手不足の深刻化が懸念されています。活力ある農村社会を形成するためには、そこで営まれる農林業が、まずは元気にならなければなりません。

主食である米は、人口減少と消費者嗜好の多様化を要因として、年々、消費量が落ち込んでいます。米価の低迷も重なり、水稻を基幹とする当市の農業は、産出額が大幅に減少するという厳しい状況におかれています。

また、林業については、木材価格の低下により林業離れが進み、長年森林が放置された結果、所有者や境界の不明確な森林が増加しており、このことが施業の妨げになっています。加えて、森林が荒廃することにより、水源かん養や地球温暖化防止等の森林が果たす多面的機能が失われ、私たちの生活に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

このような社会情勢や消費者嗜好の変化に対応し、持続可能で魅力あふれる地域農林業を展開していくため、今こそ、関係者らが将来ビジョンを共有し、具体的な行動に移すことが必要となっています。市では、目指すべき農林業の理想像やその実現に向けた方策を北上市農政審議会で検討いただき、この度、「きたかみ農林業ビジョン」としてとりまとめました。

農林業者個々の夢や希望を実現し、その想いが消費者の皆様にもきちんと伝わり、そしてまた、それぞれの農林業経営に活かされ再生産される――。このような良好な循環が形成されるよう、本ビジョンでは「想いをかたちに きたかみ農林業」というキャッチフレーズを掲げております。

農林業は自然を相手とする難しい産業ですが、同時に、命を育む尊い産業、やりがいのある産業でもあります。多くの農林業者はその誇りを胸に、日々邁進されていることと存じます。農林業に携わる関係者がビジョンを共有し、それぞれの役割を果たしていくことで、成長産業として発展し続ける「きたかみ農林業」が実現できるものと信じております。

終わりに、本ビジョン改訂にあたりまして、多数の御意見、御提言をいただきました北上市農政審議会の皆様をはじめ、意見交換会を通じて貴重な御意見、御提言をお寄せいただきましたや農林業関係機関・団体、市民の皆様に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

平成29年2月

北上市長 高橋 敏彦

## 目次

I	きたかみ農林業ビジョン策定の趣旨	1
I-1	計画策定の背景・目的	1
I-2	計画の性格	1
I-3	計画の期間	2
I-4	キャッチフレーズ	2
II	北上市の農林業をとりまく情勢	3
II-1	北上市の概要	3
II-1-1	位置・地勢と気候	3
II-1-2	地理的条件および交通	3
II-1-3	土地利用	4
II-2	北上市をとりまく社会経済の情勢	5
II-2-1	人口減少と少子高齢社会の進行	5
II-2-2	持続可能な都市への動き	5
II-2-3	環境問題の深刻化	5
II-2-4	グローバル社会の進展	5
II-2-5	情報通信技術の発達	6
II-2-6	安全・安心への意識の高まり	6
II-2-7	社会の成熟化	6
II-2-8	地方分権社会の進展	6
II-2-9	多様な主体による協働の広がり	7
II-2-10	食の外部化	7
III	これからのきたかみ農業	8
III-1	北上市の農業をとりまく情勢	8
III-1-1	国、県、農協の農業施策	8
III-1-1-1	国の施策	8
III-1-1-2	県の施策	8
III-1-1-3	農協の施策	9
III-1-2	北上市の農業の現状と課題	11
III-1-2-1	農業の現状（農業構造）	11
III-1-2-2	農業の現状（農業経営）	17
III-1-2-3	農業の現状（特産品：農協系統分）	21
III-1-2-4	農業の現状（畜産：農協系統分）	22
III-1-2-5	農業の現状（統計資料のまとめ）	23
III-1-2-6	北上市農業の課題	23
III-2	全体の方向	25
III-2-1	基本目標	25
III-2-2	基本方針	26
III-3	具体的取り組み	28
III-3-1	重点分野と具体的事業	28
III-3-2	きたかみ農業ビジョンの概要	35

III-3-3	ビジョン推進方針.....	36
III-3-3-1	ビジョンの推進に向けて.....	36
III-3-3-2	事業実施に係る主な関係者及びスケジュール.....	37
III-3-3-3	主な関係者の役割.....	38
III-4	営農体系別農業.....	39
III-4-1	年間農業所得の指標（目安）.....	39
III-4-2	営農類型ごとの農業経営の指標（目安）.....	39
III-5	地域別農業（現状と将来のあり方）.....	49
III-5-1	北部農業地域.....	50
III-5-2	東部農業地域.....	52
III-5-3	南部農業地域.....	54
III-5-4	中部農業地域.....	56
III-5-5	西部農業地域.....	57
III-6	農村社会.....	60
III-6-1	農村環境・暮らし.....	60
III-6-2	農村景観.....	60
III-6-3	食文化.....	60
IV	これからのきたかみ林業.....	61
IV-1	北上市の森林・林業をとりまく情勢.....	61
IV-1-1	日本の林業の背景.....	61
IV-1-2	北上市の林業の現状と課題.....	61
IV-1-2-1	森林の現状.....	61
IV-1-2-2	林業経営の現状.....	63
IV-1-2-3	木材産業の現状.....	67
IV-1-2-4	林業の現状（統計資料のまとめ）.....	68
IV-1-2-5	北上市林業の課題.....	68
IV-2	全体の方向.....	69
IV-2-1	基本目標.....	69
IV-2-2	基本方針.....	69
IV-3	具体的取り組み.....	71
IV-3-1	重点分野と具体的事業.....	71
IV-3-2	きたかみ林業ビジョンの概要.....	77
IV-3-3	事業実施に係る主な関係者及びスケジュール.....	78
V	資料.....	79
V-1	策定の経過.....	79
V-2	本計画策定に係る委員等名簿.....	82

## I きたかみ農林業ビジョン策定の趣旨

### I-1 計画策定の背景・目的

北上市は、北上平野のほぼ中ほどにあり、北上川や和賀川の豊富な水資源と広大で肥沃な農地を活かしながら、古くから農業の盛んな地域として歩んできました。また、昭和30年代以降、内陸型工業都市としての発展を目指し、主体的に工業団地等の開発を推し進めるとともに積極的な企業誘致活動を行うことにより、半導体や自動車関連のほか多種多様な企業が立地する、県内はもとより東北有数の工業都市として成長発展を遂げてきました。

社会経済の動きに目を転じると、中国をはじめとする新興国の台頭によって、日本の産業分野における地位は相対的に低下し、国内産業の弱体化が余儀なくされ、社会・経済情勢が急激に変化しています。また、国内においては少子高齢化の急速な進行と人口減少社会の本格的な到来により、医療、年金だけでなく、さまざまな分野で変革が必要な時代になっています。

このような状況のもと、農業分野において国は、21世紀の農政の基本方針となる「食料・農業・農村基本法」（以下「基本法」という。）を平成11年7月に制定し、基本法が掲げた基本理念を具体化するため、「食料・農業・農村基本計画」を策定してきました。

平成22年3月に策定された2度目の食料・農業・農村基本計画の中で指摘されている農業・農村の厳しい現状認識、例えば、農業所得の大幅な減少、担い手不足の深刻化、非効率な農地利用、農山漁村の活力の低下といった諸課題は、当市においても大きな課題として顕在化してきています。

その後、国では平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、「新たな農業・農村政策」として農地中間管理機構による担い手への農地利用集積・集約化や、経営所得安定対策の段階的廃止などの「4つの改革」を推進することとしています。

国の農政改革は、稲作を基幹とする当市農業にとって多大な影響を及ぼすことから、市農政においても地域農業の将来を見据えた振興施策の策定が必要となっています。

林業分野においては、国は、平成21年12月に新たな「森林・林業再生プラン」を策定し、具体的施策として平成22年11月に「森林・林業の再生に向けた改革の姿」をとりまとめました。また、国は森林・林業基本法に基づく森林・林業基本計画を5年ごとに策定しており、平成28年5月には現計画が閣議決定されています。森林・林業基本計画では、本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、新たな木材需要の創出や、主伐と再造林対策の強化等による国産材の安定供給体制の構築を車の両輪として進め、林業・木材産業の成長産業化を図ることとしています。

このような中、当市においては、大手合板製造業の立地を機に、原木の生産及び安定供給体制の確立の機運が高まりつつあるとともに、自然環境や国土の保全など、森林の持つ多面的機能の発揮についても具体的な施策が求められています。

このような課題の解決に向けて、北上市総合計画の基本目標を基本としながら、目指すべき北上市の農林業のあり方（ビジョン）を多くの農林業関係者や市民と共有し、役割を認識したうえで、具体的な解決策と行程表を掲げ、当市の基幹産業である「きたかみ農林業」を継続的に発展させるため本ビジョンを策定するものです。

### I-2 計画の性格

当市の農林行政の根幹は、これまで、国の政策に連動するところが大きく、厳しい財政状況もあって独自性のある施策の展開は困難な状況にありました。しかしながら、このような厳しい環境であるからこそ、産業振興の観点から、農林業所得の向上に結びつくより効果的な施策に対して行政や他の農林業関係機関・団体の持つ経営資源を重点的に投じる必要性が増してきており、当市農林業の発展に関与するすべての関係者

がそれぞれの役割を發揮しながら、関係者一体となった取り組みが必要となっているところです。「きたかみ農林業ビジョン」はその方向性と具体的解決策を示す行動計画として策定するものです。

### I-3 計画の期間

計画の期間は、『北上市総合計画 2011～2020』の最終年度との整合性を図り、平成25年度から平成32年度までとします。

### I-4 キャッチフレーズ

農林業者一人ひとりが描いている農林業経営に対する夢や希望が、本ビジョンの具体化により実現し、その想いが消費者にもきちんと伝わり評価され、それぞれの農林業経営に活かされることによって再生産につながっていく——このような、良好な循環を目指して、次のとおりキャッチフレーズを掲げます。

想いをかたちに きたかみ農林業

## II 北上市の農林業をとりまく情勢

### II-1 北上市の概要

#### II-1-1 位置・地勢と気候

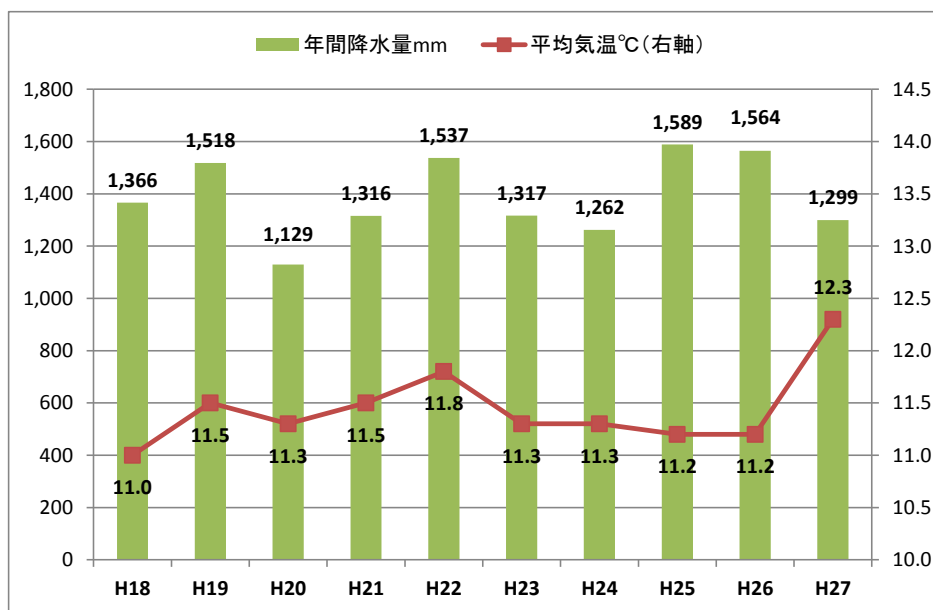
北上市は、岩手県の内陸中部、北上平野の中ほどに位置し、東西38km、南北34kmで総面積は437.55km<sup>2</sup>、2市2町（花巻市、奥州市、金ケ崎町、西和賀町）と隣接しています。

東部には北上高地、西部には奥羽山脈、夏油温泉周辺は栗駒国定公園の一部となり、緑豊かな自然に囲まれています。両山地の中間地帯には北上平野が広がり、田園地帯と市街地及び工業団地が開けています。平野部の東端には北上川が南流し、秋田県境付近から和賀川が東に流れ、北上川に合流しています。

標高は、平野部で約50～200m、東部丘陵地で約200～400mとなっています。気候は、東日本の太平洋側の気候区に属していますが、奥羽山系と北上山系に挟まれているため内陸性の気候の特性となっており、日本海側の気候の影響を受けやすく積雪量も比較的多い地域です。

過去10年間の気象条件は、平均気温が11.0～12.3℃、年間降水量が1,129～1,589mmとなっています。

■北上市の気候（年間降水量、平均気温）



#### II-1-2 地理的条件および交通

北上市は、古くから交通の要衝として栄えてきた地域です。市内の南北方向に軸を形成するJR東北本線、東北新幹線、東北縦貫自動車道及び国道4号と、東西方向の軸を形成するJR北上線、東北横断自動車道秋田線及び国道107号が交差し、首都圏と2時間30分、日本海とは1時間30分で結ばれるなど「北東北の十字路」として利便性が高くなっています。

また、盛岡市へは約45km、仙台市へは約138km、秋田市へは約107km、東京には約490kmの距離にあり、港湾では釜石市、大船渡市、秋田市とつながり、隣接する花巻市にはいわて花巻空港が立地しています。その地域特性を活かし物流ネットワークの中核を担う北上流通基地を有するなど、「人」や「もの」が行き交う交流拠点都市として、今後とも果たす役割は大きなものがあり、産業振興など地理的優位性を活かした取り組みが期待されています。



## Ⅱ－１－３ 土地利用

北上市における土地利用の状況は、総面積437.55km<sup>2</sup>のうち、約半分（50.6%）を山林が占め、約2割が農地（田19.1%、畑2.7%）となっています。山林を除く平地だけでみると、農地が約44%を占めています。また、市域の約4割が都市計画区域、約5割が農業振興地域となっています。

宅地は6.0%を占め、大規模小売店の進出等による郊外の市街化が進み、中心市街地に空き店舗が目立つなど市街地の空洞化が見られます。一方、郊外においては、従来市街化していない区域における住居系や商業系の開発が続き、一部には豊かな自然・農村景観の喪失も懸念されています。

## Ⅱ－２ 北上市をとりまく社会経済の情勢

### Ⅱ－２－１ 人口減少と少子高齢社会の進行

わが国では、平成17年をピークに人口減少社会に入り、平成26年には合計特殊出生率が1.42（厚生労働省「人口動態統計」）となるなど、少子化が進行しています。

また、平成27年の国勢調査では総人口に占める65歳以上の割合（高齢化率）が26.7%となり、世界でも前例のない少子高齢化による人口減少社会を迎えようとしています。

農林業との関わりでは、生産サイドからは農林業従事者の減少や高齢化の進展による農林業の担い手不足の問題が懸念され、また、消費サイドからは米をはじめとする農畜産物の消費量の減少、食に対する嗜好の変化等の影響が予想されるため、これら環境変化に対応した農林業の展開が必要となっています。

### Ⅱ－２－２ 持続可能な都市への動き

人口減少と少子高齢社会の到来を踏まえ、平成18年に国は、成長・拡大を前提とした従来の土地利用政策の基本姿勢を転換しました。市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、公共交通網の充実を図り、中心市街地に都市施設や居住機能を集約した「コンパクトシティ」の実現を目指し、都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地の活性化に関する法律のいわゆるまちづくり三法を改正しました。

農業との関わりでは、生産基盤となる農地、特に優良農地を引き続き確保する観点で、「コンパクトシティ」の実現は望ましいものであることから、農業振興地域農用地については次代に引き継ぐ貴重な財産として、今後とも確保していく必要があります。

### Ⅱ－２－３ 環境問題の深刻化

地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化する中、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の構造は見直しを迫られ、環境に配慮した資源循環型社会の形成に向けた取り組みが急務となっています。また、限りある資源・エネルギーを有効活用し、生態系を維持しながら自然と共存していく、人と地球にとって健康で持続可能なライフスタイルの提案が注目されており、個人レベルでの一層の意識改革や取り組みが求められています。

農業との関わりでは、生産基盤となる農地が健全な環境で維持・継承されるべきものであることや、環境に配慮した農業が、安全・安心な農産物を嗜好する消費者の視点とも合致するものであることから、さらに環境に配慮した農業を推進する必要があります。

また、林業との関わりでは、森林の持つ水源かん養や山地災害の防止、地球温暖化防止などの多面的機能を発揮するため、森林整備を計画的に推進する必要があります。

### Ⅱ－２－４ グローバル社会の進展

グローバル社会の進展や中国をはじめとする東アジアの急速な経済成長は、わが国の経済に重要な影響を及ぼしています。また、高度情報化の進展と輸送手段の進歩により「人」「もの」「情報」の交流は急速に拡大し、地方自治や地域の産業、文化などの面においても、世界と直結した競争や共存の渦に巻き込まれています。

欧州諸国の財政危機を要因とした世界経済の停滞や、英国のEU（欧州連合）からの離脱は、輸出産業を中心に国内の産業に大きな影響を及ぼし、国内外の先行きが見えにくいことから、景気変動の波を受けにくい裾野の広い産業構造への転換が求められています。

農業との関わりでは、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）及びFTA（自由貿易協定）に伴う農業分野への影響が懸念されており、今後の状況を注視する必要があります。

また、農業が地域の基幹産業として発展し続けることで、地域経済への波及も期待できることから、工業分野だけではなく、農業分野も内発型の成長産業として振興する視点が必要となっています。

林業分野では木材輸入の自由化以降、国産材価格の低迷が続いていますが、政府が木材自給率50%以上を掲げていることから、安定的な木材供給に向け環境を整備していく必要があります。

## II-2-5 情報通信技術の発達

情報通信分野においては技術革新が進み、インターネットや携帯電話に代表されるような情報ネットワーク社会が急速に拡大しており、これを背景に産業、経済、行政、教育、医療福祉などあらゆる分野で新たな可能性を生み出しています。

農林業との関わりでは、これら情報手段を生産管理や販売活動などに活用し、生産コストの低減や新たな販路の拡大等、経営の高度化へつなげていくことが必要と考えられます。

## II-2-6 安全・安心への意識の高まり

わが国は、地震や台風、大雨による自然災害に見舞われやすく、これらへの備えや被災時の応急対応、復興支援などの対策の確立が求められ、東北地方においては、地震や洪水への対応などが必要とされています。

また、「食」に関する安全性の問題、消費生活における危険性を懸念する声が強まっていることなど、安全・安心への意識は高まっています。

農業の関わりでは、このような「食」への安全性に対する消費者意識の高まりに対応し、さらに環境に配慮した農業を推進することや、流通や加工分野での衛生管理の徹底、食育の推進など、安全・安心を意識した取り組みが一層必要となっています。

## II-2-7 社会の成熟化

自由時間の増大や情報環境の向上、生活圏の拡大などによる価値観・ライフスタイルの変化によって、人々の暮らしは、物質的な豊かさから心の豊かさを求める方向に変化し、安らぎや癒し、個性や個人の自由な選択が重視されるなど、成熟度の高い社会に変わりつつあります。

そうした中、心の豊かさや美しい景観・文化に対する関心などが、これまで以上に高まっています。

農林業との関わりでは、里山環境の保全や水源のかん養、美しい農村景観の維持等、農林業が国土の多面的機能の発揮に重要な役割を担っていることから、地域環境を維持・保全していく観点からも、農林業・農村の振興が必要となっています。

## II-2-8 地方創生の進展

平成26年12月に策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、各地域がそれぞれの特徴を活かし自律的で持続的な社会を構築する、いわゆる「地方創生」が打ち出されたことにより、地方公共団体は地域の実情と創意工夫に基づいて、個性と活力に富んだ地域づくりを進めることが重要となっています。

このため地方公共団体は、国からの権限や財源移譲・再配分を促すとともに、自らも行財政改革を推進し、市民・企業・行政等の協働を推進していくことにより、真に自立した行政経営が求められています。

農林業分野の施策についても、活力ある地域づくりや産業振興につながる視点とともに、施策の有効性を検証し、優先度の高い分野・事業に経営資源を選択的に集中する視点が必要となっています。

## Ⅱ－２－９ 多様な主体による協働の広がり

少子高齢社会の到来をはじめとする社会情勢の変化により、公共交通、医療、福祉などの社会的サービスを取り巻く環境は厳しさを増しています。また、市民ニーズが複雑多様化する中で、行政サービスは一層の高度化や専門化が求められるなど地域づくりを進める上で、さまざまな課題が生じています。

こうした中、市民、NPO、企業等を主体とする活動領域や活動形態も多様化、高度化し、それ自体が公共的価値を創出するという状況も生まれてきており、行政や事業者だけではない多様な主体が相互に有機的に連携して、地域の課題に的確に対応していく地域づくりの担い手となってきています。

農林業振興においても多様な主体が関係していることから、それぞれの役割を認識したうえで、地域農林業の継続的な発展のため、関係者が一体となって組織的な取り組みを行うことが必要となっています。

## Ⅱ－２－10 食の外部化

女性の社会進出、単身世帯の増加、高齢化の進行等を背景として、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況が進んでいます。これに伴い、生鮮品の消費量は減少傾向にあり、食品産業においても、調理食品やそう菜、弁当といった、加工された食材・食料の提供が拡大し、市場での開拓が進んでいます。

こうした農産物の加工・業務需要の増加に対応して、全国的には食品産業との直接取引が活発化していることから、本市農業においても業務用農産物の取引を拡大し栽培促進を図ることや、加工・流通・販売に一体的に取り組む6次産業化の取り組みを推進する必要があります。

## Ⅲ これからのきたかみ農業

### Ⅲ-1 北上市の農業をとりまく情勢

#### Ⅲ-1-1 国、県、農協の農業施策

##### Ⅲ-1-1-1 国の施策

平成11年に制定された食料・農業・農村基本法に基づき、平成27年に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」では、食料自給率の目標が明示されるとともに、国として講ずべき施策として、食料の安定供給の確保、農村の振興、農業の持続的な発展等を掲げ、具体的な事業が展開されています。

また、食料自給率の目標達成を目指して、平成23年に「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」がまとめられ、農林漁業再生のための戦略と具体的施策が示されています。主な内容としては、次のとおりとなっています。

##### 【戦略1】持続可能な力強い農業の実現

- ◇ 地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の策定
- ◇ 農地集積協力金の交付による農地集積の推進
- ◇ 青年就農給付金の交付による青年新規就農者の増大

##### 【戦略2】6次産業化・成長産業化、流通効率化

- ◇ 農林漁業成長産業化ファンドの創設
- ◇ 輸出戦略の立て直し
- ◇ 環境保全型農業等の展開による日本農業の持ち味の再構築

##### 【戦略3】エネルギー生産への農山漁村資源の活用促進

- ◇ 再生可能エネルギー導入促進のための制度の検討
- ◇ 農山漁村再生可能エネルギー供給モデルの確立

更に、平成25年12月には、「農林水産業・地域の活力創造プラン」が取りまとめられ、農業を足腰の強い産業としていくための政策（産業政策）と、農業・農村に有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策（地域政策）を車の両輪として推進し、関係者が一体となって農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題の解決に向けて取り組むこととなりました。具体的には、次のとおりとなっています。

- ◇ 農地中間管理機構の創設
- ◇ 経営所得安定対策（旧・戸別所得補償）の見直し
- ◇ 水田フル活用と米政策の見直し
- ◇ 日本型直接支払制度の創設

##### Ⅲ-1-1-2 県の施策

「いわて県民計画」は、これからの希望あふれる岩手を実現していくため、概ね10年後を展望しながら、県民一人ひとりが、それぞれの希望に向かって行動していくための羅針盤として、平成21年に策定されたものです。

この計画において、「岩手の未来をつくる7つの政策」が基本方向として示され、農林水産業分野については、「食と緑の創造いわて」の実現と題して次の5項目が掲げられています。

- ◇ 農林水産業の未来を拓く経営体の育成
- ◇ 消費者から信頼される「食料・木材供給基地」の確立
- ◇ 農林水産物の高付加価値化と販路の拡大

◇ 「いわて」の魅力あふれる農山漁村の確立

◇ 環境保全対策と環境ビジネスの推進

平成28年2月にはいわて県民計画の最終期間（平成27～30年度）を計画期間とする「第3期アクションプラン（地域編）」が各広域振興圏ごとに定められ、県南広域振興圏の農業については「経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開」という重点施策のもと、以下の取り組みが進められています。

- ◇ 地域農業を力強くけん引する経営体の育成
- ◇ 市場競争力の高い農畜産物の産地化の促進
- ◇ 農畜産物のブランド化・高付加価値化の促進
- ◇ 地域協働による農村資源の保全

### Ⅲ-1-1-3 農協の施策

花巻農業協同組合においては、平成28年度に「第3次営農振興計画（平成28年度～30年度）」を策定し、次の基本目標を掲げています。

- ◎ 農業者所得の増大、農業生産の拡大
- ◎ 販売額250億円（平成30年度）

上記目標を達成するために、下記の取り組みを進めることとしています。

- ◇ 地域生産力を活かした取り組み
- ◇ 担い手の育成と農地の集積による効率的な営農振興
- ◇ 販売・指導體制の構築
- ◇ 生産コストの低減・省力化並びに生産労働力の軽減への取り組み
- ◇ 安全・安心な農畜産物生産と消費者への発信

部門別重点取組方策として部門別に次のようになっています。

◇ 米穀部門

平成30年から施行される米の生産調整配分見直しに対し、需要に見合った作付けを誘導し、産地としての供給責任と、「安全・安心」を農業者全員で継続することにより、安定的な水田活用と永続的な営農を実現する。

◇ 園芸部門

以下6つを柱として「活力ある産地づくり」を目指す。

- 「一億円販売園芸団地」の推進
- 第2次アスパラガス作付け倍増運動の推進
- 地域特性を活かした生産振興と販売戦略の構築並びに農家所得の確保
- りんご・ぶどうの優良品種、系統への切替えによる需要期に安定販売できる産地づくり
- 夏季冷涼な気候を活かした花き生産振興と販売戦略構築による農家所得向上
- 原木乾椎茸の生産再生と菌床しいたけの普及推進

◇ 畜産部門

- 生産コストが増大するなかで省力化・効率化により生産費を抑え、経営と所得の安定を図る。
- 各種の畜産関係の法律、制度等の施行に対応した生産者への指導を充実させ、安心・安全な畜産物生産のため指導・支援に取り組む。

北上地域の平成30年度の販売額目標は以下のようになっています。

◇米穀部門

主食用米41.06億円、加工用米3億円、備蓄用米2億円、小麦0.5億円、大豆2億円

◇園芸部門

アスパラ2.2億円（作付面積80ha）ねぎ0.8億円、果菜類1.47億円、さといも0.83億円、果樹0.86億円、花き1.41億円、しいたけ1.33億円

◇畜産部門

生畜3.07億円、肉畜6.38億円、肉豚5.77億円、生乳0.70億円

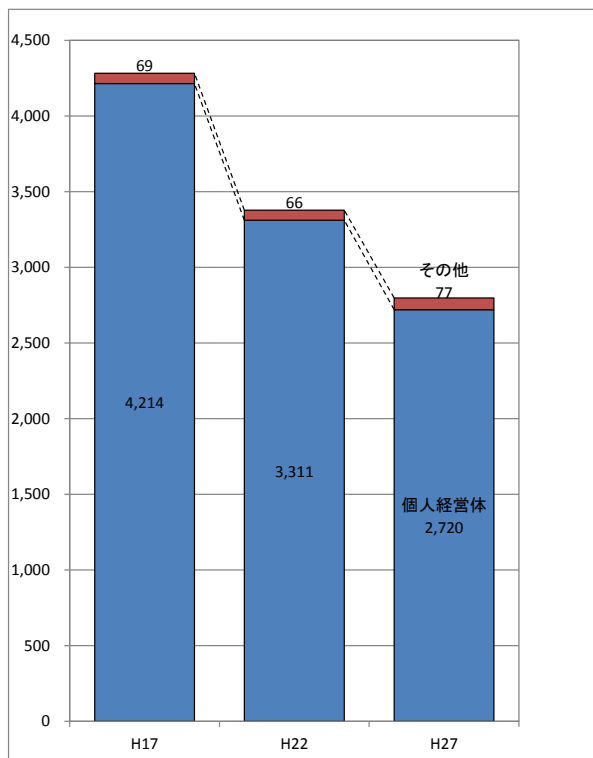
### Ⅲ－１－２ 北上市の農業の現状と課題

#### Ⅲ－１－２－１ 農業の現状（農業構造）

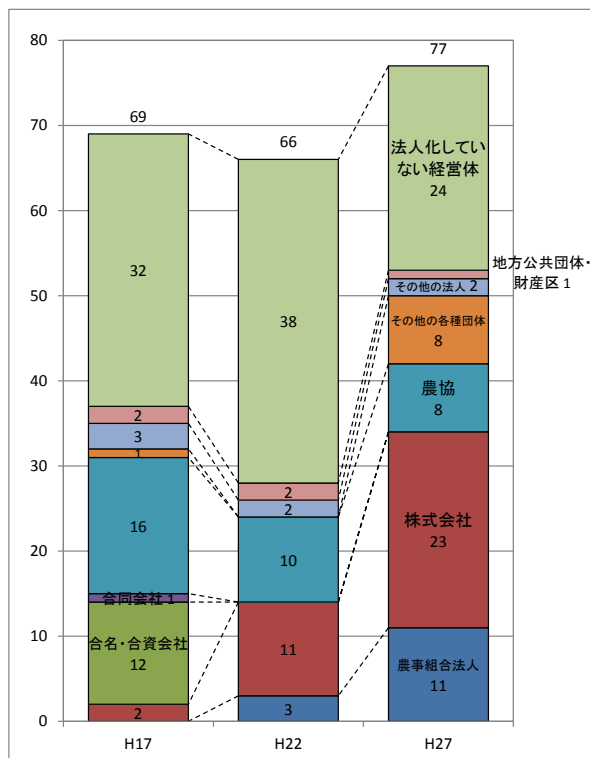
##### ① 経営体数

- 経営体数は平成27年が2,797経営体と10年前の平成17年と比べて△1,486経営体（△34.7%）減少しています。
- 経営体は、大部分が個人経営体で、平成27年は2,797経営体のうち2,720経営体（97.2%）が個人経営体となっています。
- 個人経営体以外の経営体では、農事組合法人や株式会社が増加しています。

■経営体数の推移〔農林業センサス〕



■個人経営体以外の経営体の内訳〔農林業センサス〕

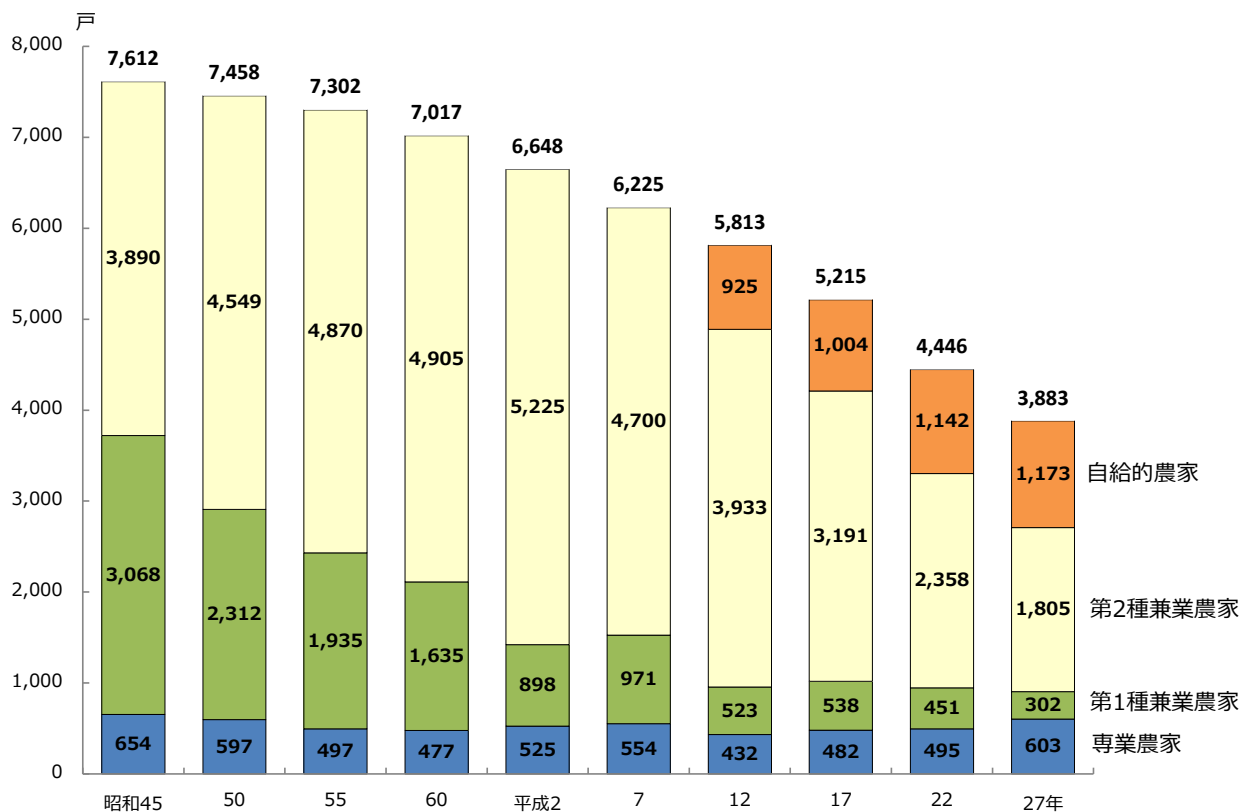




## ② 農家数

- 農家数（総農家）は平成27年が3,883戸と、平成22年と比べて△563戸（△12.7%）、10年前の平成17年と比べると△1,332戸（△25.5%）減少しています。
- 専業農家は平成27年が603戸と、平成22年と比べて+108戸（+21.8%）増加しています。
- 第1種兼業農家は平成27年が302戸と、平成22年と比べて△149戸（△33.0%）減少しています。
- 第2種兼業農家は平成2年までは増加基調にあり5,225戸となりました。これは、製造業等の進出により農家世帯が従業員として労働力を担ってきた結果と捉えられます。その後は減少基調となり、平成27年が1,805戸と、平成22年と比べて△553戸（△23.5%）減少しています。
- 自給的農家は平成27年が1,173戸と、平成22年と比べて+31戸（+2.7%）増加しています。
- 平成27年の農家数の構成割合は、自給的農家が30.2%、専業農家が15.5%、第1種兼業農家が7.8%、第2種兼業農家が46.5%となっています。

■ 農家数（総農家）の推移〔農林業センサス〕



平成12年から、農家を自給的農家と販売農家に分け、専業農家と兼業農家の区分けは販売農家だけとなりました。

**自給的農家**：経営耕地面積30a未満かつ農産物販売金額50万円未満の農家

**販売農家**：経営耕地面積30a以上又は年間農産物販売金額が50万円以上の農家

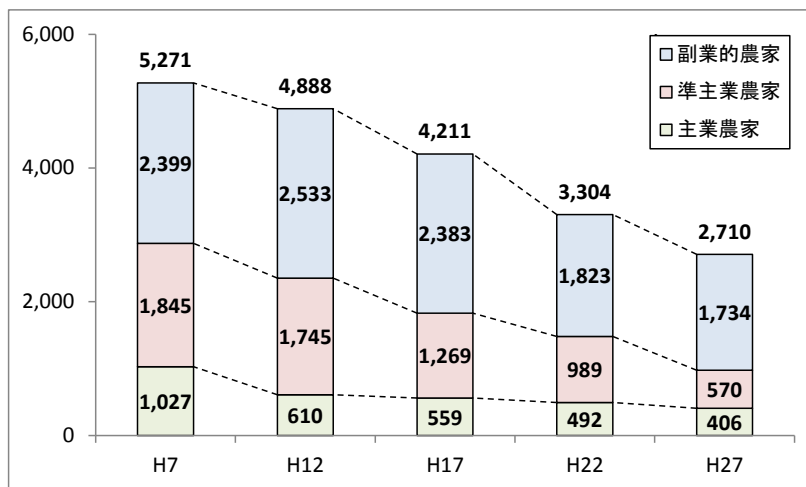
**第1種兼業農家**：世帯員中に兼業従事者が1人以上いる農家で、家としての所得が農業を主とする農家

**第2種兼業農家**：世帯員中に兼業従事者が1人以上いる農家で、家としての所得が農業を従とする農家

### ③ 販売農家数（主・副業別）

- 販売農家数は平成27年が2,710件と、5年前の平成22年と比べて△594件（△18.0%）、10年前の平成17年と比べて△1,501件（△35.6%）減少しています。
- 販売農家を主・副業別にみると、主業農家は平成27年が406戸と、5年前の平成22年と比べて△86戸（△17.5%）減少しています。
- 準主業農家は平成27年が570戸と、平成22年と比べて△419戸（△42.4%）減少しています。
- 副業的農家は平成27年が1,734戸と、平成22年と比べて△89戸（△4.9%）減少しています。
- 平成27年の販売農家数の構成割合は、主業農家が15.0%、準主業農家が21.0%、副業的農家が64.0%となっています。

■販売農家数（主・副業別）の推移〔農林業センサス〕



**主業農家**：農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、農業従事60日以上の65歳未満の者がいる農家

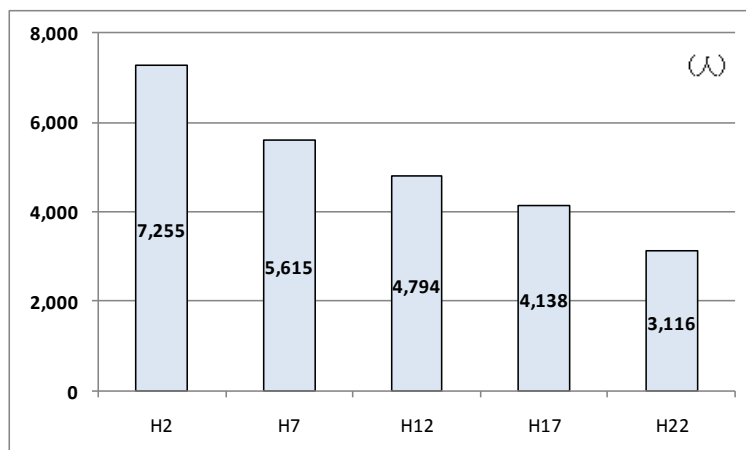
**準主業農家**：農外所得が主で、農業従事60日以上の65歳未満の者がいる農家

**副業的農家**：農業従事60日以上の65歳未満の者がいない農家

### ④ 農業就業者数

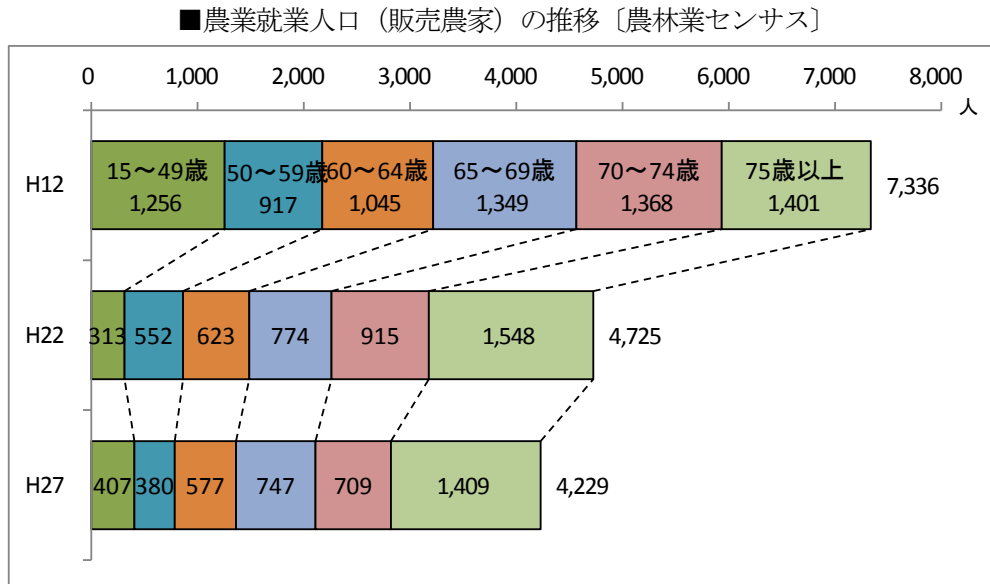
- 産業別15歳以上の就業者数のうち農業への就業者数は、平成22年で3,116人となり、平成2年と比べて△4,139人（△57.1%）、10年前の平成12年と比べても△1,678人（△35.0%）減少しています。

■農業就業者数の推移〔国勢調査〕



⑤ 農業就業人口

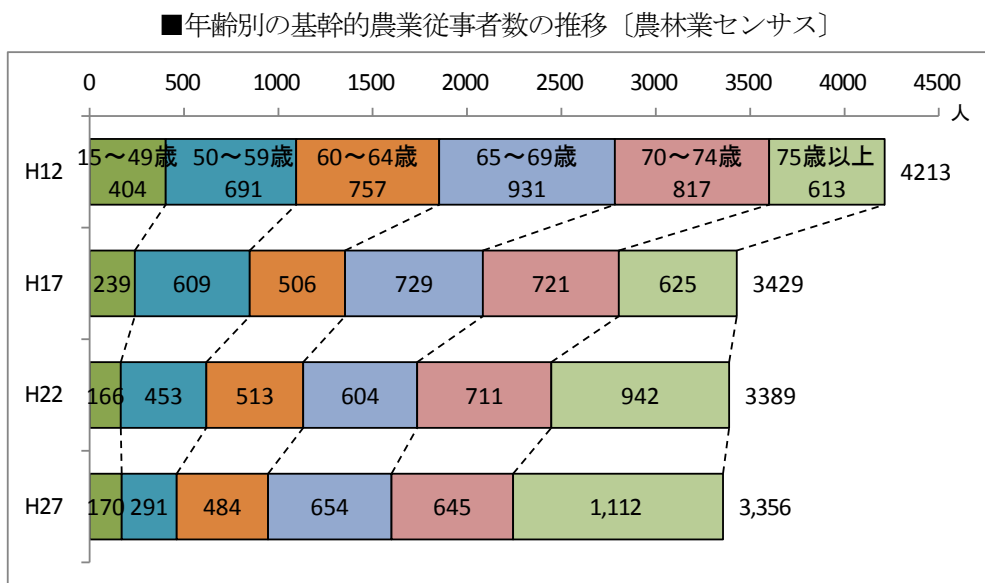
- 販売農家における平成27年の農業就業人口は4,229人で、平成22年と比べ△496人（△10.5%）、平成12年と比べると△3,107人（△42.4%）減少しています。
- 平成27年の農業就業人口の年齢分布では、全体の33.3%が75歳以上、この中には85歳以上も255人（全体の5.3%）含まれています。一方、49歳以下は全体の1割以下（9.6%）となっており高齢化が顕著です。



**農業就業人口**：15歳以上の農家世帯員のうち、農業のみに従事した人又は農業とその他の仕事の両方に従事した人のうち、農業が主の人

⑥ 基幹的農業従事者数

- 販売農家における平成27年の基幹的農業従事者数は3,356人で、平成17年からゆるやかに減少しています。内訳をみると50歳以上が大半を占めており、さらに75歳以上の人数、割合が増加しています。平成27年は75歳以上の人数が1,112人で、全体の33.1%となっています。

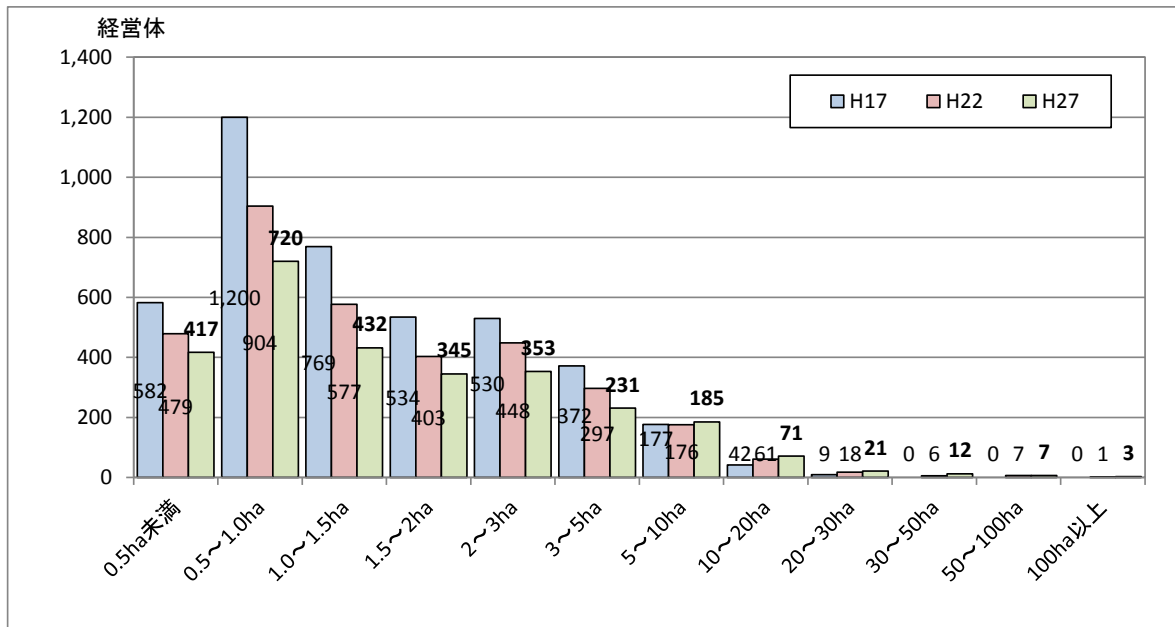


**基幹的農業従事者**：農業に主として従事した世帯員のうち、普段仕事として主に農業に従事している人

⑦ 経営規模別経営体数

- 経営体を経営規模別にみると、平成27年では0.5～1.0haの階層が720戸（経営体全体の25.9%）と最も多く、小規模な経営体が多数を占めています。
- 5ha未満の階層では経営体数が減少していますが、5ha以上の階層では経営体数が増加してきており、経営の大規模化が進んでいます。

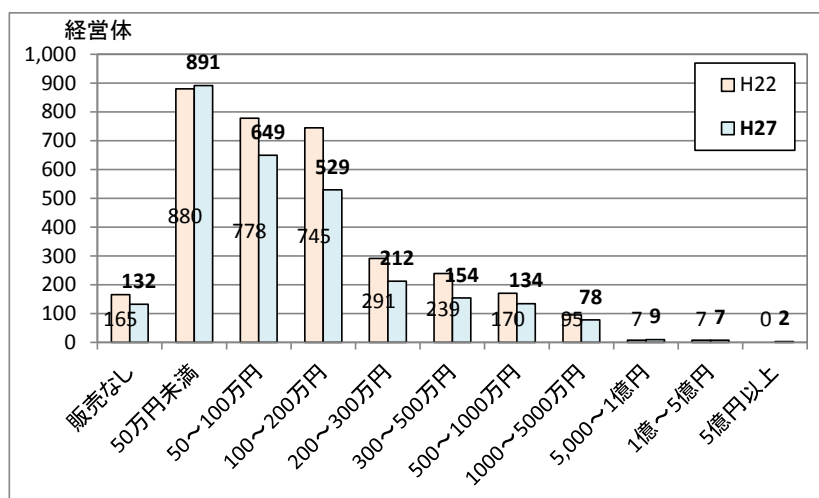
■ 経営耕地面積規模別経営体数の推移〔農林業センサス〕



⑧ 農産物販売金額規模別経営体数

- 経営体を農産物販売金額規模別にみると、平成27年は50万円未満の階層が891経営体（経営体全体の31.9%）と最も多く、小規模経営の経営体が多数を占めています。
- 平成27年は平成22年度にはなかった5億円以上を販売する経営体が2経営体に増加するなど、一部で経営の大規模化が進んでいます。

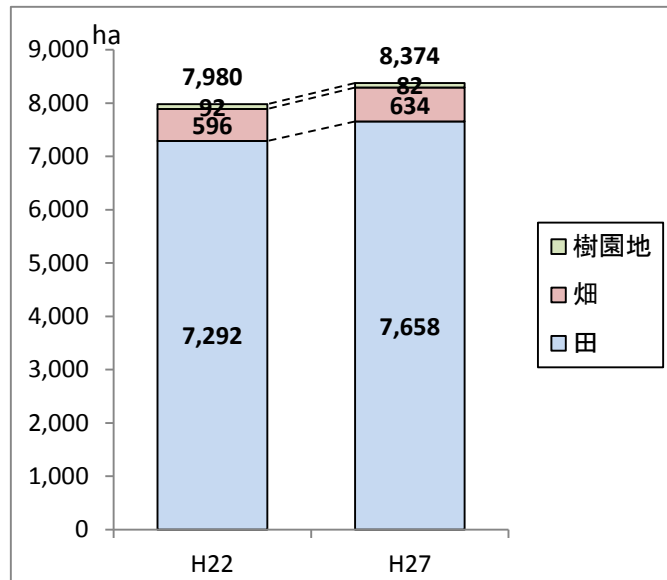
■ 農産物販売金額規模別経営体数の推移〔農林業センサス〕



⑨ 経営耕地面積（経営体）

- 経営体における経営耕地面積は平成27年が8,374haと、5年前の平成22年と比べて394ha増加しています。内訳は田が366ha増加、畑が38ha増加、樹園地が10ha減少となっています。
- 平成27年の経営耕地（経営体）のうち、田が7,658ha（経営耕地全体の91.5%）と最も多く、以下、畑が634ha（同7.6%）、樹園地が82ha（同1.0%）となっています。

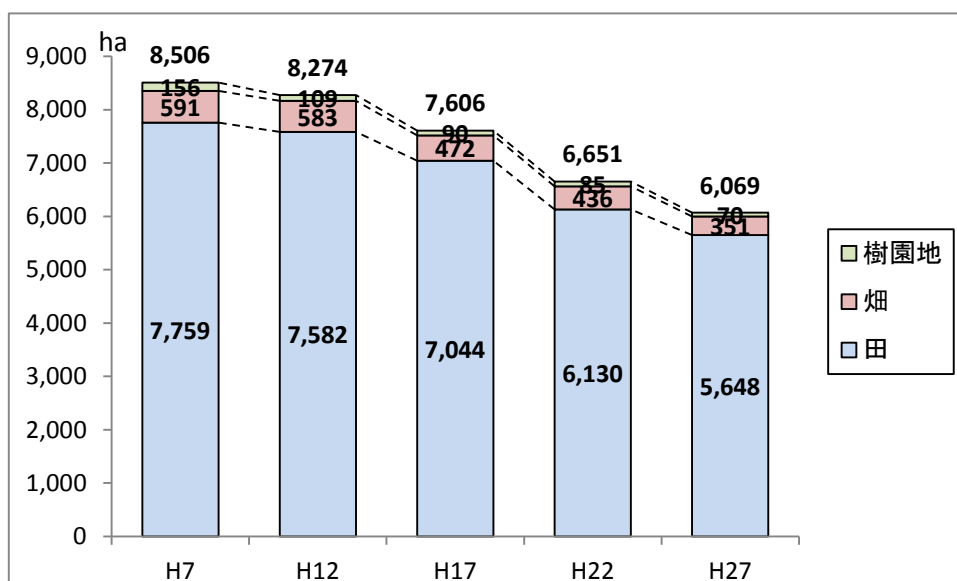
■経営耕地面積（総農家）の推移〔農林業センサス〕



⑩ 経営耕地面積（販売農家）

- 販売農家における経営耕地面積は平成27年が6,069haと、販売農家数の減少により、5年前の平成22年と比べて△582ha（△8.6%）減少しています。内訳は田が482ha減少、畑が85ha減少、樹園地が15ha減少となっています。
- 平成27年の経営耕地（販売農家）のうち、田が5,648ha（経営耕地全体の93.1%）と最も多く、以下、畑が351ha（同5.8%）、樹園地が70ha（同1.2%）となっています。

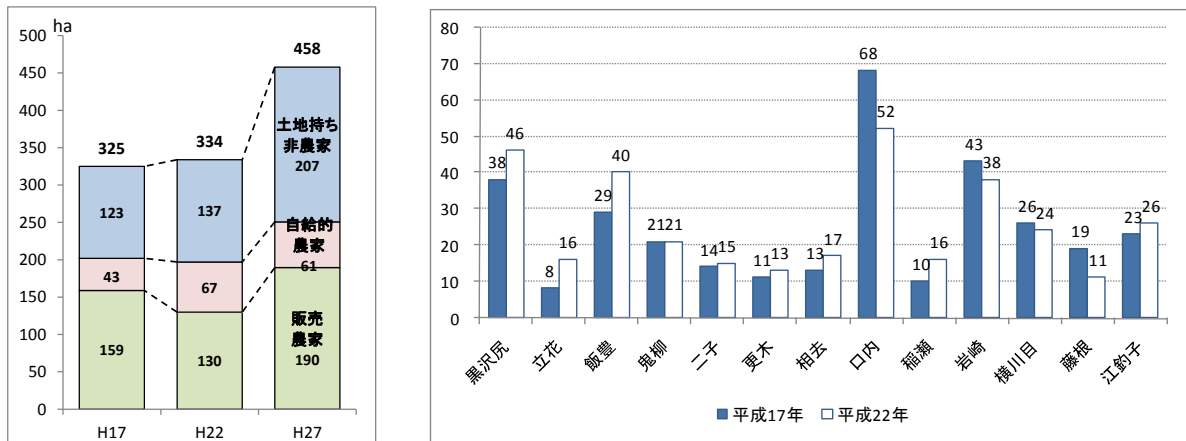
■経営耕地面積（販売農家）の推移〔農林業センサス〕



### ① 耕作放棄地（総農家）

- 耕作放棄地は平成27年で458haとなり、平成22年と比べて124ha（37.1%）増加しています。自給的農家では減少しているものの、販売農家、土地持ち非農家で耕作放棄地の増加が顕著です。
- 地域別（平成22年）では、口内、岩崎などの農業地帯では、耕作放棄地の面積は多いものの減少傾向が見られます。一方、黒沢尻、立花などの市街地周辺では増加しつつあります。

■耕作放棄地（総農家）の推移〔農林業センサス〕

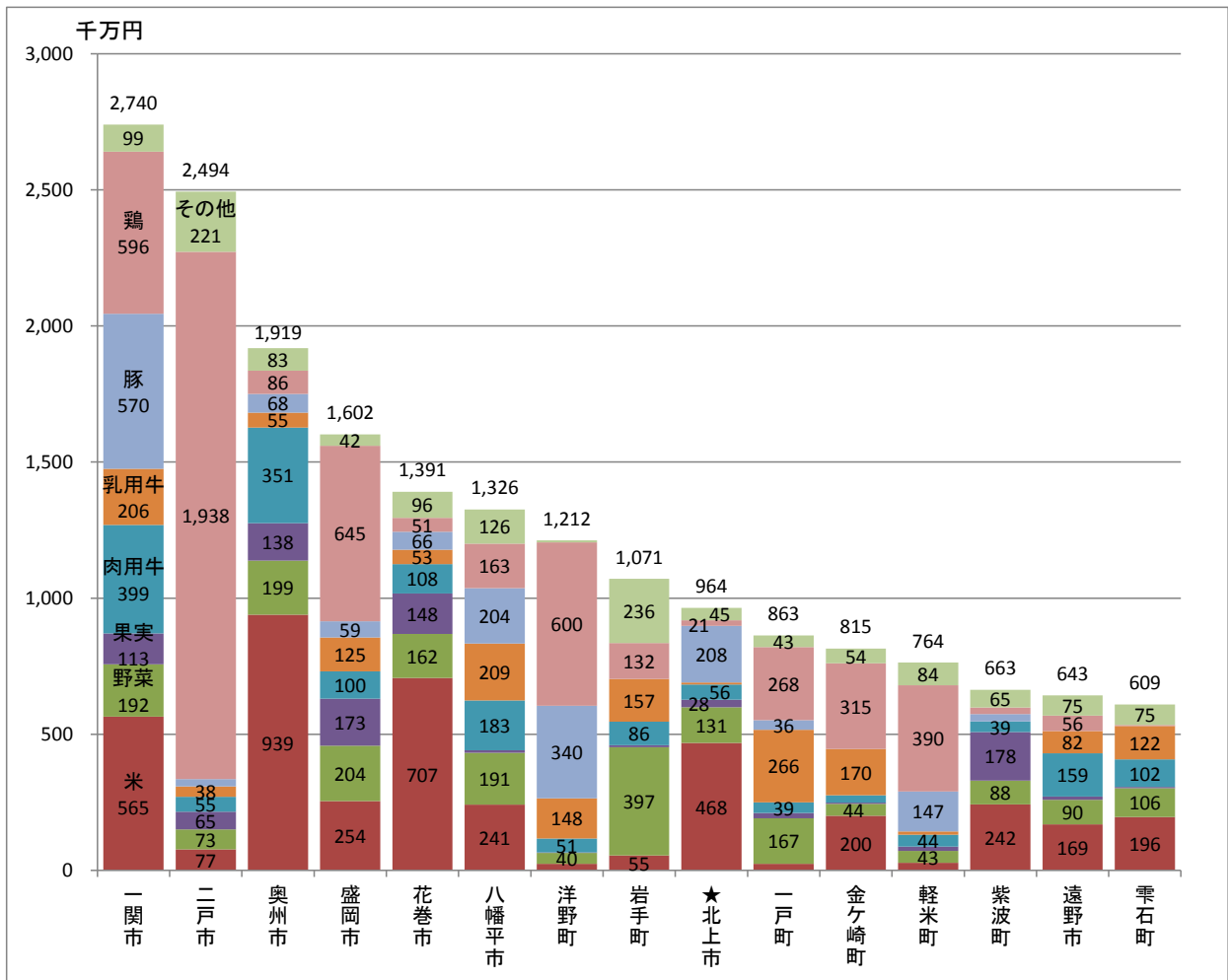


## Ⅲ-1-2-2 農業の現状（農業経営）

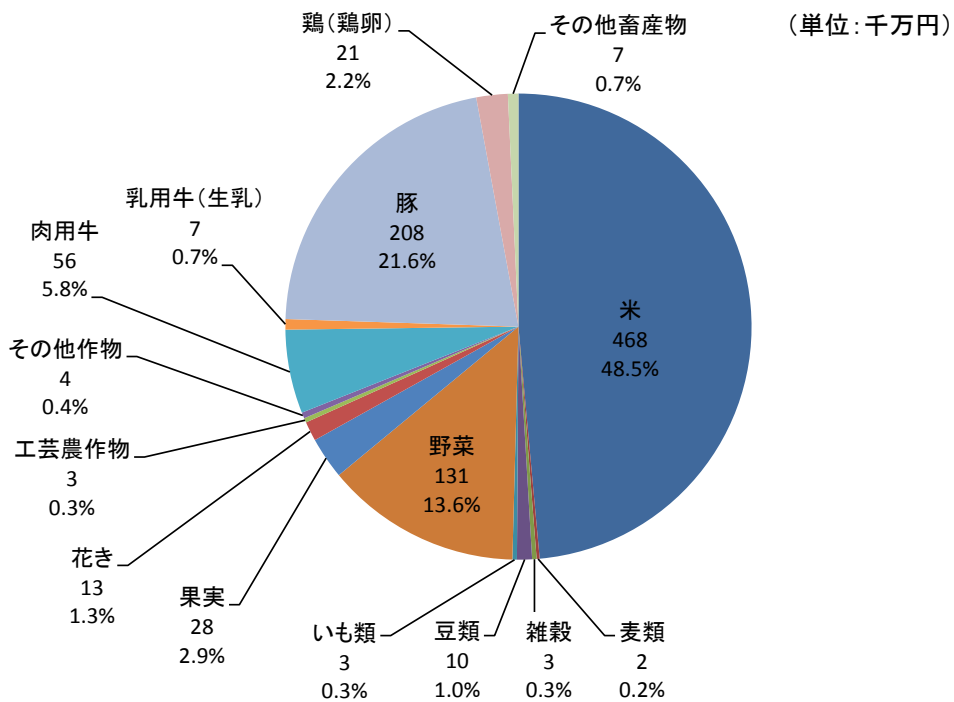
### ① 農業産出額

- 市の農業産出額について、農林水産省「生産農業所得統計」の市町村別の統計は平成18年統計で終了しましたが、これに代わるものとして平成28年12月22日に「平成26年市町村別農業産出額（推計）」が公表されました。
- 平成26年の市の農業産出額は96億4千万円で、県内市町村中第9位となっています。
- 内訳は、米は46億8千万円で全体の48.5%、野菜13億1千万円（13.6%）、果実2億8千万円（2.9%）、花き1億3千万円（1.3%）、畜産については肉用牛5億6千万円（5.8%）、豚20億8千万円（21.6%）などとなっています。

■農業産出額（県内上位15位）〔平成26年市町村別農業産出額（推計）〕



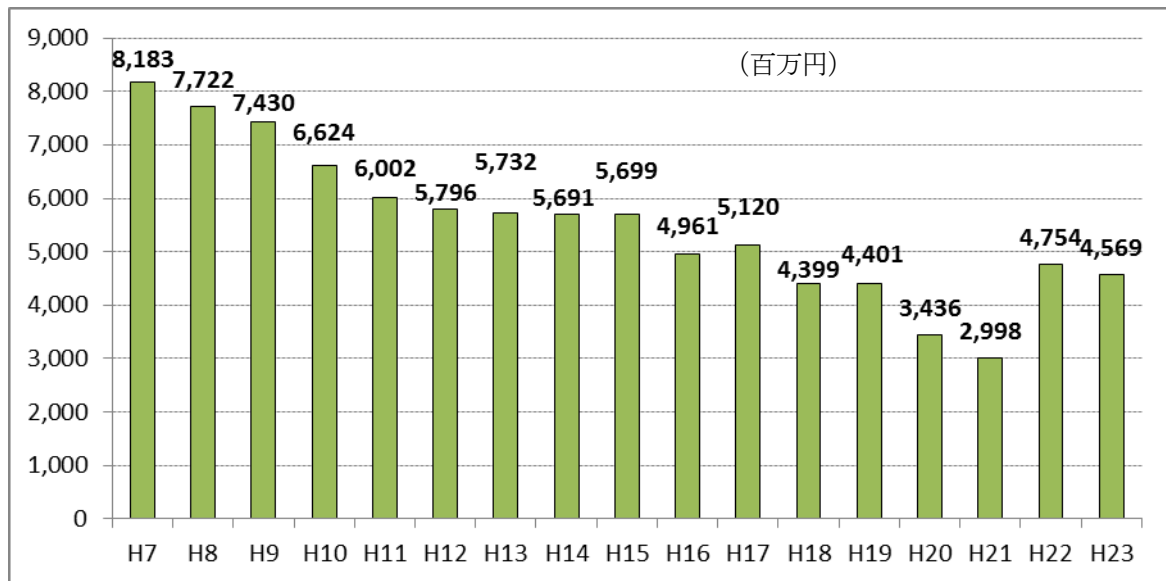
■農業産出額（北上市）〔平成26年市町村別農業産出額（推計）〕



## ② 農業所得

- 市町村所得のうち農業部門は、平成23年が45億6,900万円と、10年前の平成13年と比べると△11億6,300万円（△20.0%）減少しています。

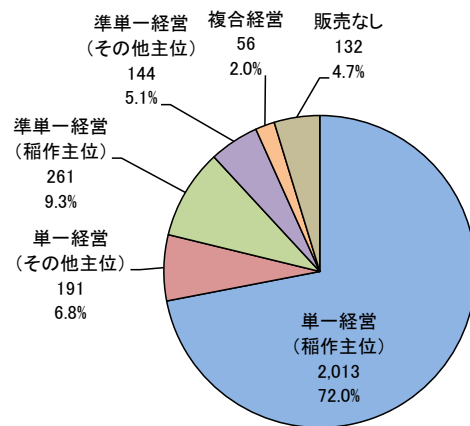
■市町村所得のうち農業の推移〔岩手県の市町村所得〕



## ③ 農業経営組織別分類（経営体）

- 農業経営体を農業経営組織別に分類すると、平成27年では、単一経営（稲作主位）が72.0%と大部分を占めています。

■農業経営組織別分類〔農林業センサス〕



**単一経営**：農産物販売金額1位部門の販売金額が総販売金額の8割以上を占める農家

**準単一複合経営**：農産物販売金額1位部門の販売金額が総販売金額の6割以上8割未満の農家

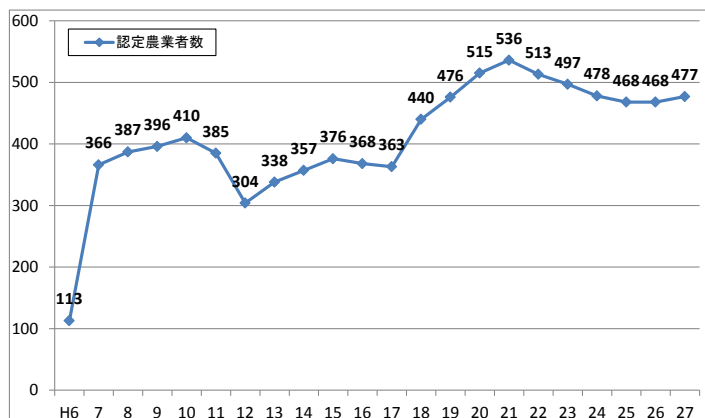
**複合経営**：農産物販売金額1位部門の販売金額が総販売金額の6割未満の農家

## ④ 認定農業者

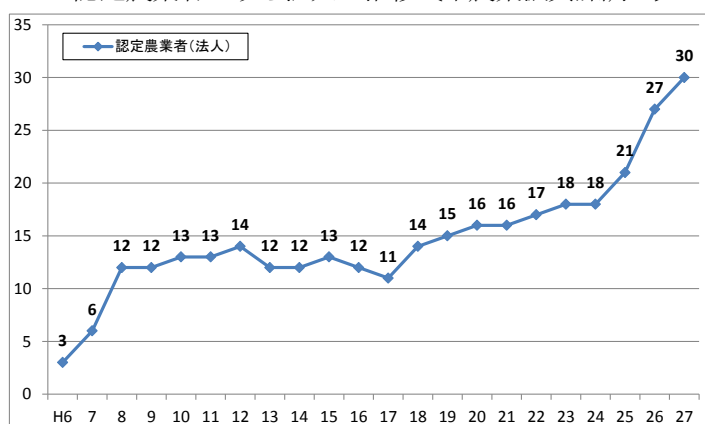
- 認定農業者数は、平成21年度の536経営体をピークに減少基調となり、平成27年度は477経営体となっています。これは、高齢化の進行に伴い、再認定を受けない認定農業者数が増加しているためです。
- 認定農業者における法人数は近年増加傾向にあり、平成27年度における法人数は30経営体となっています。



■ 認定農業者数の推移 [市農業振興課調べ]



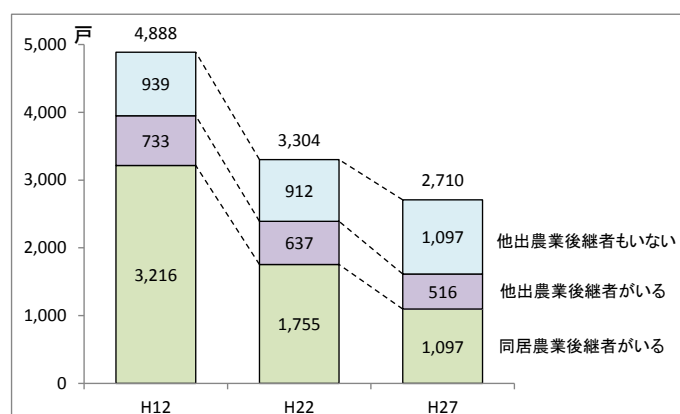
■ 認定農業者のうち法人の推移 [市農業振興課調べ]



⑤ 農業後継者（販売農家）

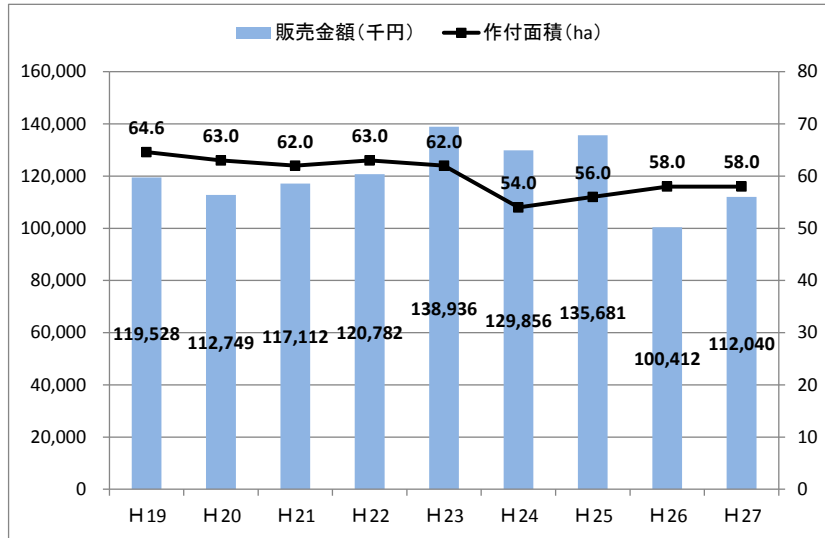
- 販売農家における農業後継者については、平成27年調査において、同居農業後継者がいる農家が1,097戸（全体の40.5%）、他出農業後継者がいる農家が516戸（同19.0%）、他出農業後継者もない農家が1,097戸（同40.5%）となっています。

■ 農業後継者（販売農家）の推移 [農林業センサス]

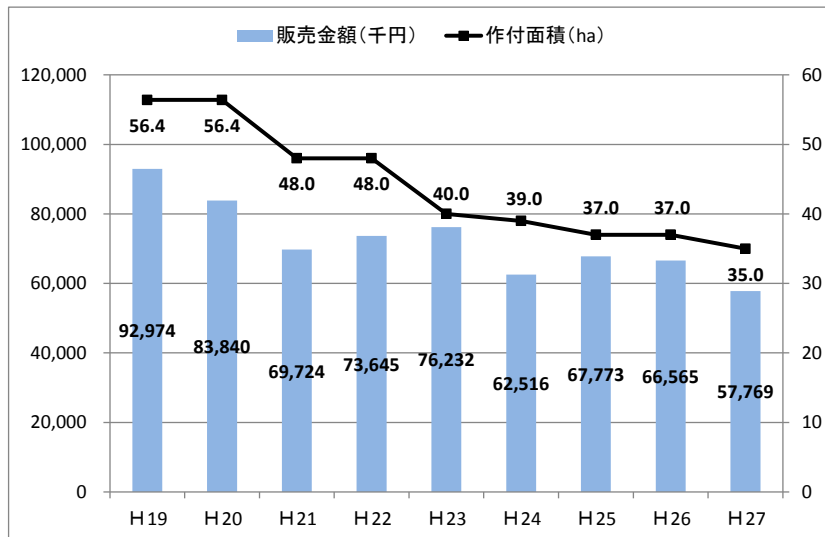


**他出農業後継者**：次の代でその家の農業経営を継承する予定の人で満15歳以上で他出し、独立して生活を行っている者

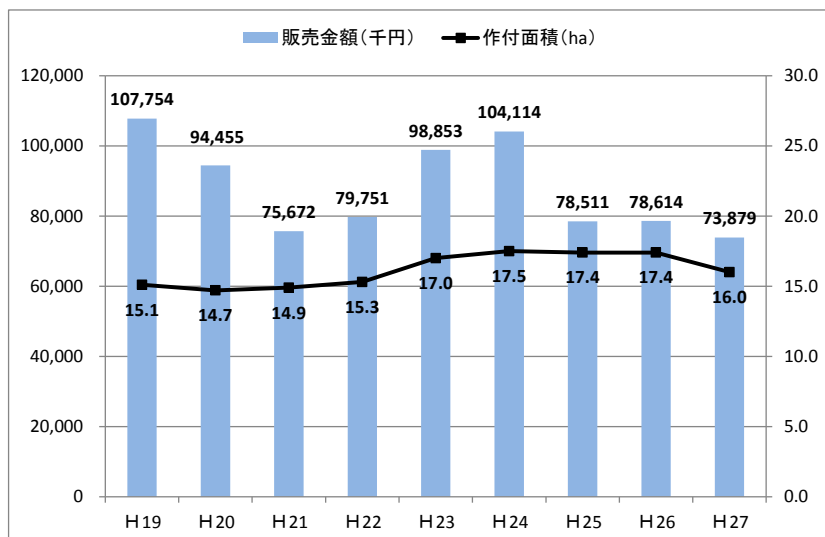
① アスパラガス（作付面積：県内1位）



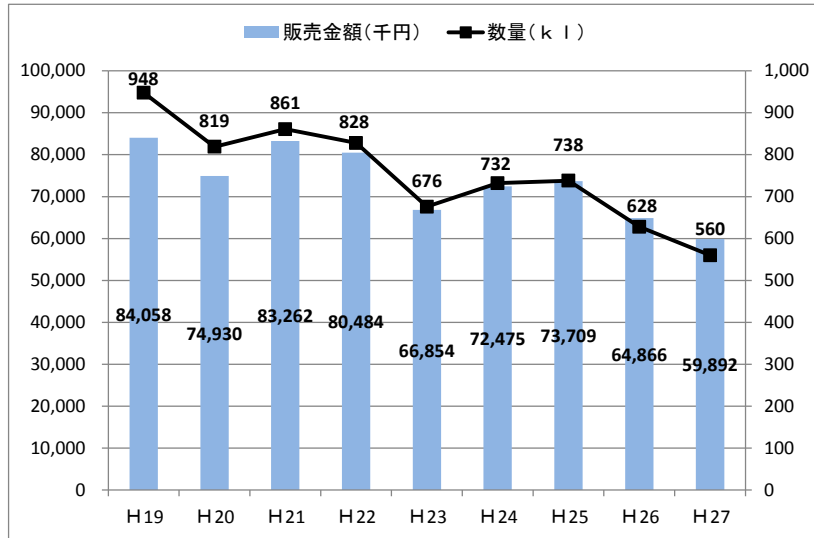
② さといも（作付面積：県内1位）



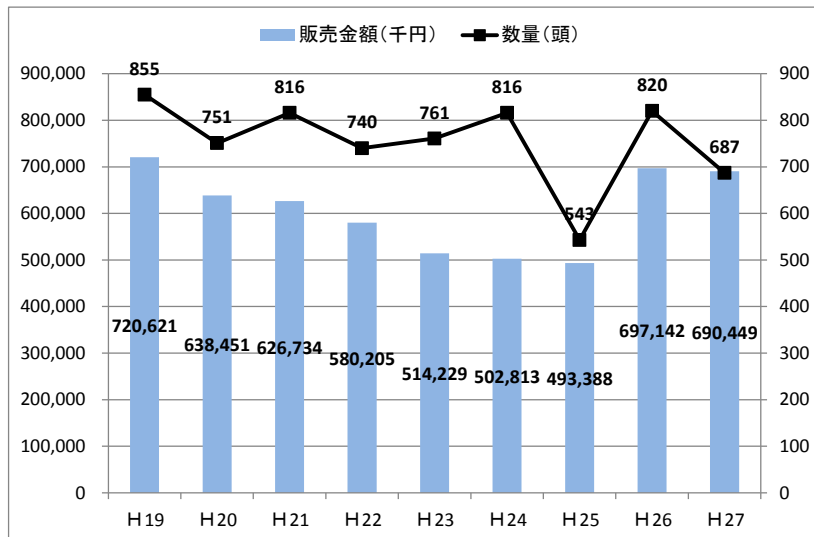
③ 小菊（作付面積：県内2位）



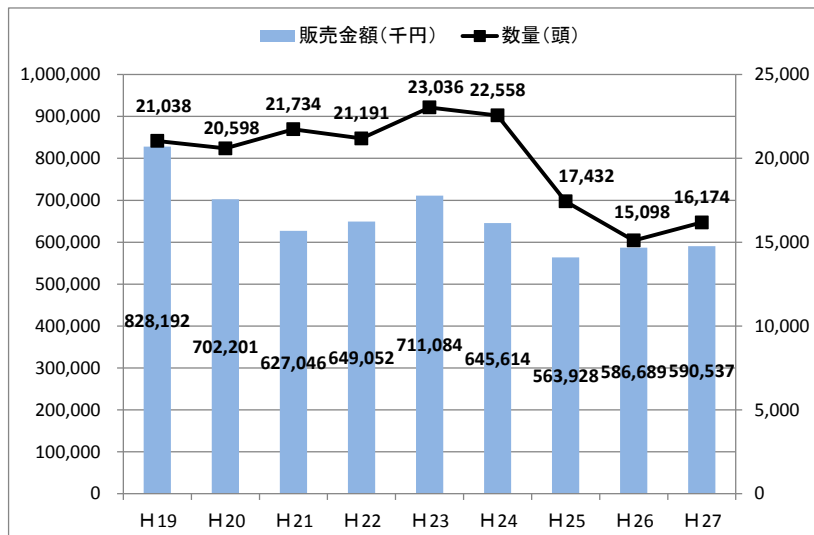
① 生乳



② 肉牛



③ 肉豚



### Ⅲ－１－２－５ 農業の現状（統計資料のまとめ）

- ① 農業経営体数は、この10年間で34.7%減少しています。
- ② 第2種兼業農家は、この10年間で43.4%減少しています。
- ③ 第1種兼業農家は、この10年間で43.9%減少しています。一方で、専業農家はこの10年間で25.1%増加しています。
- ④ 農業就業人口は、この15年間で42.3%減少しています。
- ⑤ 基幹的農業従事者のうち65歳以上が71.8%を占めており、農業経営の高齢化が進展しています。
- ⑥ 販売農家における経営耕地面積は、この10年間で20.2%減少しています。
- ⑦ 経営体を経営規模別でみると、2ha未満の経営体が全体の68.4%と、経営規模の小さい経営体が多数を占めています。
- ⑧ 経営体を農産物販売規模別でみると、100万円未満の経営体が59.8%と、販売金額の小さい経営体が多数を占めています。
- ⑨ 平成26年の農業産出額（推計）は96.4億円となっています。
- ⑩ 北上市の農業を農業産出額からみると、米が48%、畜産が31%、野菜が13%の構成比となっており、水稻中心の農業経営となっています。
- ⑪ 販売農家において、同居農業後継者のいる農家が40.5%、他出農業後継者がいる農家が19.0%、どちらもいない農家が40.5%となっています。

### Ⅲ－１－２－６ 北上市農業の課題

- ① 生産者視点の農業経営から、産業間連携による所得向上を目指して、消費者視点に立った農業経営への転換が必要となっています。
- ② 農業就業人口が急激に減少、高齢化する中、地域農業を支える人材不足の深刻化が予想されるため、北上市農業をけん引する優れた経営体と新規就農による将来の中核的農業者の育成が必要となっています。
- ③ 一部農業者において規模や販売額で経営拡大が進んでいるものの、全体に占める割合はまだ少ないことから、土地利用型農業においては、生産コストの低減による効率的な農業経営へ転換を図るため、農地中間管理事業を活用して地域の中核的農業者へ農地の利用集積を図る必要があります。
- ④ 米の消費量の減少と米価の低迷により、水稻分野での農業産出額は減少傾向にあることから、消費者ニーズを踏まえた売れる米づくりを推進する必要があります。
- ⑤ 農業産出額においては市全体の約1割となっている野菜部門の振興を図り、産地化により農業所得の向上につなげる必要があります。
- ⑥ 転作作物については、これまで、麦、大豆の土地利用型作物を中心に栽培されてきましたが、収益面では他の作物に劣ることから、産地交付金の活用を推進するとともに、業務用需要を取り込み、機械作業が可能な野菜等の栽培促進を図る必要があります。
- ⑦ 生産物として単に販売するだけでは農業所得の向上につなぐににくい構造であるため、消費者のニーズを的確に捉え、加工、流通、販売を通じて高付加価値化を図る6次産業化などの取り組みを推進する必要があります。その際、「食」をキーワードに、異業種を含め多様な関係者との連携が重要です。
- ⑧ 当市の農業は、二子さといも、きたかみ牛など、栽培・飼育技術が高く、高品質で市場評価の高い農畜産物がありますが、ブランドの浸透までには至っていないことから、ブランド力を高め有利販売につなげる取り組みが必要です。

- ⑨ 二子さといも、きたかみ牛以外にも、強みのある園芸品目としてアスパラガスや小菊などがあり、個々の農業者や生産組合等の意欲に支えられ、一定の生産量、販売額を確保していますが、他の産地と比べて組織的な取り組みが必ずしも十分とは言えないことから、産地づくりを推進し有利販売につながる組織的な取り組みが必要です。
- ⑩ 消費者の食に対する安全・安心の高まりを踏まえ、環境に配慮した農業が消費者の要求に応え付加価値を増すことにつながることから、これまで以上に環境に配慮した農業の展開が必要となっています。

## Ⅲ－２ 全体の方向

### Ⅲ－２－１ 基本目標

本ビジョンの実現に向けて、理想とする「きたかみ農業」の状態を理念的に表現したものを「基本目標」として、次のとおり掲げます。

**【 基 本 目 標 】**  
**高い技術力と経営力をもとに、産業間連携で収益力を向上させ、  
成長産業として発展し続ける「きたかみ農業」**

北上市の農業振興は、既に『北上市総合計画2011～2020』において、「魅力ある農林業の振興」の中で、「農業の生産性向上」、「農産物の高付加価値化と新たな流通の開拓」、「地産地消の推進」、「環境保全型農業の推進」、「魅力あふれる農山村の確立」をこれからの取り組みとして掲げており、更に優れた担い手の確保等に向けた諸施策を実施することとしています。

農業従事者の急激な減少と高齢化の進行による農業の担い手不足の深刻化、また、農産物価格の低迷などにより農業所得が減少し続けるなど、農業をとりまく環境は一層厳しさを増しています。このような現状を踏まえ、本市農業における根本的な問題を解決し魅力ある農業を展開するため、農業所得の向上を柱の一つとする『きたかみ農林業ビジョン』を策定し、実行性のある具体的取り組みを掲げながら、農業・農村の振興を図っていくものです。

本ビジョンは、農業経営の観点を重視して、産業間連携の促進などにより農業所得を向上させ、農業の魅力を高め、新規就農を促進し、成長産業として発展を続ける「きたかみ農業」を目指すものです。

農業所得の向上に向けて、本市の気候、地形、土壌などの地域特性を活かした、アスパラガス、二子さといも、小菊などの特産品の振興を図るとともに、6次産業化などによる農畜産物の付加価値の向上や販路開拓による食品事業者との直接取引の拡大等を実現していきます。

また、農業は自然の摂理を活用して営まれる産業であるため、気象や土壌など様々な自然条件に左右され、経験に裏付けされた高い技術力が必要です。そのため、蓄積された地域の農業技術を、生産組合や農業者間の中で円滑に共有・承継することにより地域農業の底上げを図っていきます。

一方、本市農業の大多数である稲作兼業農家は、工業、商業など他産業の雇用を生み出し、この地域の雇用の安定に寄与するなど、重要な側面をもっています。持続可能な地域コミュニティの維持とあわせ、兼業農家が農地を守っていくことが重要な施策と捉え、継続できる取り組みを進めます。

このほか、環境や健康への意識の高まりを踏まえ、消費者が望む安全・安心な農産物の提供と自然環境への負荷を低減するため、減農薬などの環境保全型農業を推進することが求められています。さらに、地域農業の重要性や地産地消など、健全な食生活への理解を深めるため、農家を巻き込んだ食育への取り組みも重視します。

基本目標を達成するため、「優れた経営体の育成と確保」、「収益力の向上」、「地域特性を活かした農業・農村の振興」の3つの柱を基本方針として掲げます。

### 1 優れた経営体の育成と確保

農業従事者の減少と高齢化が進行する中、地域農業の中核となる経営体の育成が喫緊の課題です。

農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）や各種助成制度を活用し、既存農家の後継者の確保とともに、新規就農者の受け入れ態勢を推進します。

また、認定農業者等担い手に対しては、規模拡大や複合経営などの農業の高度化を促すとともに、地域の実情に応じて集落営農及び法人化への移行を推進します。

### 2 収益力の向上

農業が一つの産業、一つの職業として魅力を持ち続けるために、まずは農業により十分な所得が確保される必要があることから、次の4項目を掲げ、本市農業における収益力の向上を目指します。

#### (1) 農畜産物の付加価値の向上

経営体を支援する体制として、農業者と関係機関との間に立ち、コーディネートする中間支援体制を整備し、農業者の経営力、技術力向上を推進します。

また、農畜産物を単に生産物として販売するだけでは所得につながりにくい構造となっていることから、農村に存する豊富な資源や女性農業者や高齢農業者の力を活かした、6次産業化や加工技術及び農業機械等の開発協力や販路拡大などの農商工連携を推進し、販路促進を図ります。

#### (2) ブランド力の向上

二子さといも、きたかみ牛など、高品質で市場からの評価の高い農畜産物のブランド力を向上させるため地理的表示保護制度の取得や消費先の確保を図ります。

また、本市の農業産出額の約5割を占める米については、県産ブランド米の導入を視野に、良食味米として安定した高い品質を確保し、PRに努め、消費拡大と有利販売を推進します。

このほか、高品質な北上産農産物の価値を生産者と消費者をつなぐ、市独自のブランド認証制度の普及を進めます。

#### (3) 園芸産地力の強化

本市の耕地面積のうち水田が9割を占め、園芸出荷額が農業出荷額全体に占める割合が1割程度と小さいことから、汎用化された優良農地を有効的に活用し、野菜や花きの重点作目を中心に、花巻農協の一億円園芸団地構想と歩調を合わせ、農業者、生産組合、農協、行政等の関係者が連携して、組織的な取り組みを進めます。

#### (4) 水田フル活用の推進

水稻、麦、大豆などの土地利用型農業の収益性の向上については、規模拡大による生産効率の向上が有効であることから、地域農業マスタープランに基いた農地中間管理事業の活用による農地の利用集積を図り、中核的農業者の規模拡大による生産コストの低減を推進し、生産性の向上を図ります。

また、転作については、これまでは麦、大豆の推進を図ってきましたが、水田フル活用の見直しに対応し、水田フル活用ビジョンに基づいた非主食用米等の生産拡大を盛り込み、産地交付金を活用した産地化を推進します。

さらに、大規模食品加工工場の立地により、レタスや玉ねぎなどの業務用野菜の需要拡大が見込まれることから、産地交付金による業務用野菜の生産を拡大し、低コストで省力的な園芸作物の栽培を促進します。

### **3 地域特性を活かした農業・農村の振興**

農村を取り巻く環境の変化に対応して、農村集落の維持・発展につながるよう、地域毎の特性を活かした振興策を推進します。それぞれの地域では産直施設等を拠点に、女性農業者等の力を活用しながら地域の食材を活かした新たな加工品の開発等を推進します。また、体験・交流型の農業を志向する農業者とともに、グリーンツーリズム等の体験農業の推進を図ります。地場産農産物については、学校給食等における地産地消を推進します。

このほか、減農薬・減化学肥料による環境負荷の軽減に配慮した農業を支援しながら、安全安心な食と農のあり方を研究し、環境保全型農業を推進します。



### Ⅲ－３ 具体的取り組み

#### Ⅲ－３－１ 重点分野と具体的事業

基本目標を達成するための基本方針に沿って、取り組みが必要となる分野を最重点分野及び重点分野として掲げ、具体的に取り組むべき事業をあわせて示します。

##### 1 優れた経営体の育成と確保

###### ◆最重点分野：新規就農者受入体制の強化

農業従事者の急激な減少が想定される中、農業が今後も当市の基幹産業として発展を続けるためには、既存農家の後継者確保とともに、非農家出身者等の新規就農などにより担い手を確保する必要があります。このため、農業開始前の技術習得を始め、農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）による支援や、各種助成制度の活用を推進するとともに、地域の振興作物を中心とした産地化の推進と合わせて青年農業者の栽培技術向上を支援することなどにより、当市への新規就農を推進し、定着と定住化を図ります。

- ◇ 農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）による支援
- ◇ 新規就農者の技術向上支援（農業大学校及び県との連携強化）
- ◇ 農業大学校等新卒者の就農促進（新規就農促進・育成支援）
- ◇ 就農相談体制の充実、農地あっせん等の支援（就農・営農相談）

###### ◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
新規就農者数（年間）	15人 （平成27年度）	15人 （平成32年度）

###### ◆重点分野：農業経営の高度化、集落営農・法人化の推進

認定農業者等担い手の経営高度化を促進するため、経営規模の拡大や複合経営、耕畜連携への転換を推進するとともに、地域特性によっては、集落営農による地域ぐるみ農業への転換を促します。また、規模拡大が進んだ個別経営体については、法人経営体への移行を推進し、経営基盤の強化を図ります。

- ◇ 集落営農組織・法人移行時における支援（農業経営の法人化等支援交付金）
- ◇ 中核的農業者を対象とした各種講座、研修の開催（集落営農組織等研修会）

###### ◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
集落営農組織数	19組織 （平成28年3月）	27組織 （平成32年度）
農地所有適格法人（旧農業生産法人）数	30法人 （平成28年3月）	36法人 （平成32年度）
担い手への農地集積率	58.22% （平成28年3月）	70.0% （平成32年度）

## 2 収益力の向上

### (1) 農畜産物の付加価値の向上

#### ◆最重点分野：農業者をサポートする北上市農業支援センター

市内では、さまざまな農業関係機関や農業関連事業者がそれぞれの目的に沿って農業者と関わっていますが、農業者の多くは経営資源の大部分を生産活動に充てていることから、これら関係機関の支援機能を有効に活用したり、事業者との関係を構築することが困難な状況です。

農業者と関係機関・事業者の間に立ち、ワンストップ窓口により農業者の支援ニーズを汲み取り、他の関係機関・事業者等との連携によりニーズに応じた支援を実施する北上市農業支援センターにより、農業者の経営力・技術力向上を推進します。また、支援につながる情報収集、提供を行います。

#### ◇ 農業分野中間支援体制の整備（北上市農業支援センター事業）

#### ◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
対応（訪問・来訪・電話）件数 （平成28年4月1日開設以来の累計）	76件 （平成28年9月）	1,000件 （平成32年度）
相談完結件数 （平成28年4月1日開設以来の累計）	76件 （平成28年9月）	900件 （平成32年度）

#### ◆最重点分野：6次産業化等の推進

新たな加工品開発などの6次産業化や農商工連携は、農畜産物に付加価値を加え農業所得向上につながることから、その推進体制を整備し組織的な活動を活発化するため、市内の農業者、商工業者等による北上市産業連携推進会議を活用し、情報の共有、事業化に向けた研修会等を行うなど、6次産業化等の取り組みを推進します。

#### ◇ 北上市産業連携推進会議の活用

#### ◇ 北上市新事業創出支援事業補助金（旧・北上市6次産業化補助金）

#### ◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
北上市新事業創出補助金の交付を受けた事業者の 補助金活用による売上（H27からの累計）	4,439千円 （平成27年度）	62,505千円 （平成32年度）

#### ◆重点分野：情報技術を活用した農畜産物の販売促進

情報技術の発達によりインターネットを活用した流通・販売が一般的となり、インターネット通信販売サイトが活況を呈するなど、今や商取引において無視できない規模となっています。このため、当市の高品質な農畜産物を、インターネットを活用して広くPRし、直接販売などにより販売量を拡大する取り組みを推進します。

また、ふるさと納税制度を活用し、ふるさと納税に御協力いただいた方に北上市産の農畜産物を返礼する「ふるさと便PR事業」を平成26年度より取り組み始めています。インターネットを活用して申込受付し、農畜産物を全国に発送するため、農畜産物の販路拡大だけでなく、北上産農畜産物のPRを通じて認知度の向上、ブランド力の強化につながることから、この取り組みを推進していきます。

#### ◇ インターネットを活用した通信販売の促進

◇ ふるさと納税制度を活用した販路の拡大

◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
ふるさと納税返礼品（農畜産物）提供者が開設するインターネット店舗数	6店舗 (平成28年3月)	12店舗 (平成32年度)
ふるさと納税返礼品（農畜産物）額	67,296千円 (平成27年度)	117,000千円 (平成32年度)

(2) ブランド力の向上

◆最重点分野：二子さといも・きたかみ牛のブランドの向上

二子さといもは、大手流通業と連携し、これまで数多くの販路拡大を目指した取り組みを県内外で実施しており、県外での知名度は少しずつ広がりをみせています。さといも産地としての生産体制の強化を図り、地域、農協、関係者等が一体となった取り組みを進め、地理的表示保護制度への登録を支援します。

また、選別機が老朽化してきていることから、高性能機種を導入による産地力の強化を支援します。

きたかみ牛については、提供する市内外の飲食店数を増やし消費拡大するとともに、増頭などによる市場での高値取引に結び付ける取り組みを推進し、ブランド力を向上します。併せて、高級食材として海外輸出の可能性を研究します。

◇ 地理的表示保護制度の活用によるブランド化と生産管理体制の確立

◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
出荷している二子さといもの販売金額	77,768千円 (平成27年度)	100,000千円 (平成32年度)
きたかみ牛出荷頭数	414頭 (平成27年度)	470頭 (平成32年度)

◆重点分野：米の特A評価取得による産地としてのブランド強化

平成28年度から、品質・食味ともに全国トップクラスの評価を獲得した「銀河のしずく」の作付が開始されています。産地としての特A評価を取得し、作付面積を拡大していくことにより、ブランド化に取り組みます。

◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
銀河のしずく作付面積	25ha (平成28年度)	400ha (平成30年度)

◆重点分野：地域ブランド認証制度の普及

市は、市内で積極的な農業生産活動を行う農業者や農地所有適格法人（旧農業生産法人）等による取り組みを「食のつながり」として認証する取り組みを平成28年度から始めました。この認証では、生産者がこだわり・思いを伝え、それが消費者までつながる取り組みを「食のつながり」として認証することにより、北上産品の信頼性を高めるとともに、魅力の発見や共感の機会を提供し、市内外に広くPRすることを目的としています。この市独自のブランド認証制度の普及を進めます。

- ◇ 市独自の地域ブランド認証制度の普及（北上地域ブランド推進事業）

◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
北上市「食のつながり」認証制度認証件数	12件 (平成28年8月)	60件 (平成32年度)

(3) 園芸産地力の強化

◆最重点分野：園芸産地づくりの推進

小規模でも収益力の高いアスパラガスへの転換を進めて収益の向上を図り、県内一の産地としての優位性をさらに高めます。そのため、新規に取り組む者等への初期投資経費を補助するなど、重点的に支援します。

また、高収益の見込める園芸作物の導入支援を行うことにより、園芸産地拡大を推進します。

- ◇ アスパラガスに対する新規、増反者への資材代補助（アスパラガスブランド強化事業費補助金）
- ◇ 園芸作物新規・増反、土壌診断精密検査（高収益作物拡大事業費補助金）

◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
アスパラガスの作付面積	58ha (平成27年度)	80ha (平成32年度)

◆重点分野：栽培技術承継のための仕組みづくり

園芸作物の栽培技術の研鑽、承継は、産地化の取り組みに有用であることから、「農業農村指導士」や「農の匠」の協力のもと、中央農業改良普及センターや農協等と連携し、栽培技術の円滑な承継を進めます。

- ◇ 農業農村指導士認定制度と農の匠制度の活用

◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
「農業農村指導士」、「農の匠」、「農協各専門部」による指導件数（年間）	48件 (平成27年度)	72件 (平成32年度)

#### (4) 水田フル活用の推進

##### ◆最重点分野：農地中間管理機構との連携による農地集積

地域農業マスタープランの推進による農地利用集積を強化し効率的かつ安定的な農業経営を推進するため、農地中間管理事業の活用により、地域の中心経営体への農地集積を促進します。

##### ◇ 農地中間管理機構との連携

##### ◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
【再掲】担い手への農地集積率	58.22% (平成28年3月)	70.0% (平成32年度)
荒廃農地面積	14ha (平成28年3月)	8ha (平成32年度)

##### ◆重点分野：作付不利地の改善

小区画農地は、作業効率が悪く、生産コスト面でも不利な状況にあるため、小規模なほ場を区画拡大するなどの基盤整備を行い、作付不利地の改善を進めます。

##### ◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
ほ場整備率	73.3% (平成26年3月)	73.4% (平成32年度)

##### ◆重点分野：非主食用米の推進

水田フル活用ビジョンに示された非主食用米（加工用米、飼料用米等）の生産及び販路の拡大は、当市にとって重要な課題の一つです。これまで以上に農協との連携を強化し、生産者のより安定した経営を支援します。

##### ◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
飼料用米、加工用米、備蓄米、WCS用稲の合計面積	928ha (平成27年度)	1,044ha (平成32年度)

##### ◆重点分野：転作田を活用した高収益作物の栽培促進

水田フル活用ビジョンにより、大豆や小麦など土地利用型作物の栽培が進められてきましたが、さらに農業所得を目指し、園芸作物など高収益作物の栽培を促進します。

##### ◇ 園芸作物新規・増反、土壌診断精密検査（高収益作物拡大事業費補助金）

##### ◇ 補助事業の活用による機械化の推進（国・県の各種補助事業の活用）

##### ◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
重点振興作物及び振興作物の合計面積	148ha (平成27年度)	170ha (平成32年度)

### 3 地域特性を活かした農業・農村の振興

#### ◆最重点分野：産直施設等を拠点とした起業の推進

産直施設のPRや各種イベントへの出店等により、産直経営を安定化し、産直を拠点に女性農業者や高齢農業者の力を活用しながら、地域の食材を活かした新たな加工品の開発などを推進します。

このほか、体験・交流型の農業を志向する農業者とともに、グリーン・ツーリズム等の体験農業の推進を図ります。

- ◇ 産直の開設、加工品の開発、農家レストランの開設などの起業支援（北上市新事業創出支援事業補助金）
- ◇ 体験農業、観光農業、グリーン・ツーリズムの推進

#### ◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
主要産地直売所販売額（年額）	262,734千円 （平成26年度）	305,000千円 （平成32年度）

#### ◆重点分野：地産地消・食育の推進

学校給食や事業所内食堂における地産地消は、地域農業の活性化や食育に有効な手段であることから、給食センター、事業所、農業者等の連携を強め、それぞれでの地場産農産物の活用を推進します。

また、安全・安心で品質の高い地場産農産物への理解を醸成するため、児童・生徒及びその親などを対象として食育を推進します。

- ◇ 学校給食や事業所内食堂等における地産地消の推進
- ◇ 学校教育等における食育の推進

#### ◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
市内産の農産物を進んで購入しようとする人の割合 （市民意識調査）	79.0% （平成26年度）	82.0% （平成32年度）
地場産野菜利用率（学校給食）	35.9% （平成27年度）	35.0% （平成32年度）

#### ◆重点分野：環境保全型農業の推進

減農薬・減化学肥料による環境負荷の軽減に配慮した農業を支援しながら、安全安心な食と農のあり方を研究します。

#### ◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
環境保全型農業直接支払交付金実施面積	334ha （平成28年3月）	367ha （平成32年度）

◆**重点分野：北上市機械化農業公社の機能強化**

市と農協の共同出資による北上市機械化農業公社は、当市の土地利用型農業の推進に寄与してきましたが、昨今の厳しい農業情勢に鑑み、業務領域の拡大を含めて検討し、これまで以上に地域農業の振興に資する団体として、その機能の強化を進めます。

◇ 北上市機械化農業公社の業務領域の検討等

◆**重点分野：「農業特区」導入に向けた研究**

当市の農地面積は約9,500haと山林を除く全体面積比で約44%を占め、そのうち田については、ほ場整備率が約73%となっており、優良な農地が豊富に存する恵まれた環境にあります。農業が成長産業として地域経済をけん引する可能性を秘めていることから、農業分野の規制緩和による活性化を目指して、「農業特区」の導入を研究していきます。

◇ 地域振興につながる「農業特区」導入の検討

**【基本目標】**  
**高い技術力と経営力をもとに、産業間の連携で収益力を向上させ、  
 成長産業として発展し続ける「きたかみ農業」**

**1  
優れた経営体の  
育成と確保**

農業従事者の減少と高齢化が進行する中、これからの地域農業の中核となる「優れた経営体の育成と確保」は喫緊の課題です。

- ★新規就農者受入体制の強化
- ☆農業経営の高度化、集落営農・法人化の推進

[凡例]  
 ★最重点分野  
 ☆重点分野



**2  
収益力の向上**

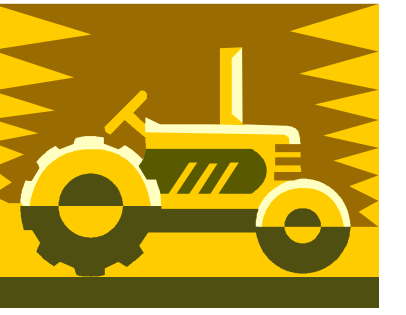
農畜産物価格の低迷による農業所得の減少や資材費高騰によるコストの増大で、経営環境が悪化していることから、「収益力の向上」を目指して、6次産業化や園芸の産地化等、組織的な取り組みが不可欠です。

- (1) 農畜産物の付加価値向上
  - ★農業者をサポートする北上市農業支援センター
  - ★6次産業化等の推進
  - ☆情報技術を活用した農畜産物の販売促進
- (2) ブランド力の向上
  - ★二子さといも・きたかみ牛のブランドの向上
  - ☆米の特A評価取得による産地としてのブランド強化
  - ☆地域ブランド認証制度の普及
- (3) 園芸産地力の強化
  - ★園芸産地づくりの推進
  - ☆栽培技術承継のための仕組みづくり
- (4) 水田フル活用の推進
  - ★農地中間管理機構との連携による農地集積
  - ☆作付不利地の改善
  - ☆非主食用米の推進
  - ☆転作田を活用した高収益作物の栽培促進

**3  
地域特性を活かした  
農業・農村の振興**

農業者の減少と高齢化の進行により、農村社会の弱体化が懸念されており、農産物や農村環境などの「地域特性を活かした農業・農村の振興」が以前にも増して重要となっています。

- ★産直施設等を拠点とした起業の推進
- ☆地産地消・食育の推進
- ☆環境保全型農業の推進
- ☆北上市機械化農業公社の機能強化
- ☆農業特区導入に向けた研究





### Ⅲ-3-3 ビジョン推進方針

#### Ⅲ-3-3-1 ビジョンの推進に向けて

農業を取り巻く環境が一層厳しさを増すなか、本ビジョンに掲げられた農業・農村振興のための各事業を着実に実行し、基本目標の実現を図るためには、当市のみでは成し遂げられないのは明白です。

当市では、「北上市まちづくり協働推進条例」により、市民、企業及び行政がそれぞれの責任を果たし協力してまちづくりに取り組み、これらが相互に連携してまちづくりを進める協働の仕組みを構築してきました。これまでの取り組みの中で、自主的なまちづくりの活動の意義について互いに認識し合い、適切なパートナー関係を築きながら、市民の参加を基本とする協働によるまちづくりに対する市民意識が育まれてきました。

本ビジョンの推進にあたっては、農業者、農業関係機関・団体、企業（事業者）、地域、行政など、関係するすべての主体が目標を共有し、それぞれの役割を認識するとともに、その責務を率先して果たしつつ、互いの活動を尊重し、協働・連携して取り組むことが必要です。

Ⅲ-3-3-2 事業実施に係る主な関係者及びスケジュール

◎:主体 ○:関係者      ★:検討 ●:実施      ➡:継続

基本方針	重点分野	関係者							計画期間									
		農業者	北上市	岩手県	農協	農業委員会	土地改良区	機械化農業公社	農地中間管理機構	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
優れた経営体の育成と確保	新規就農者受入体制の強化	○	◎	○	◎	◎		○			●	●	●	●	●	●	●	
	農業経営の高度化、集落営農・法人化の推進	◎	○	○	◎	◎				➡								
収益力の向上	農畜産物の付加価値の向上	農業者をサポートする北上市農業支援センター		◎		○	○	○			★	★	●	●	●	●	●	
		6次産業化等の推進	○	◎	○	○	○	○	○	★●	●	●	●	●	●	●	●	
		情報技術を活用した農畜産物の販売促進	◎	○	○	◎				★	●	●	●	●	●	●	●	
	ブランド力の向上	二子さといも・きたかみ牛のブランドの向上	○	◎	○	◎	○				➡							
		米の特A評価取得による産地としてのブランド強化	○	◎	○	◎	○				★	★	●	●	●	●	●	
		地域ブランド認証制度の普及	○	◎	○	○	○				★	★	●	●	●	●	●	
	園芸産地力の強化	園芸産地づくりの推進	○	◎	○	◎	○			●	●	●	●	●	●	●	●	
		栽培技術承継のための仕組みづくり	○	◎	○	◎	○			★●	●	●	●	●	●	●	●	
	水田フル活用の推進	農地中間管理機構との連携による農地集積	○	◎	○	○	◎		◎		●	●	●	●	●	●	●	
		作付不利地の改善	○	○	○	○	○	◎	○		●	●	●	●	●	●	●	
非主食用米の推進		○	○	○	◎					●	●	●	●	●	●	●		
転作田を活用した高収益作物の栽培促進		○	○	○	◎	○				●	●	●	●	●	●	●		
地域特性を活かした農業・農村の振興	産直等を拠点とした起業の推進	◎	◎	○	○	○				➡								
	地産地消・食育の推進	○	◎	○	◎	○				➡								
	環境保全型農業の推進	◎	◎	○								★	●	●	●	●		
	北上市機械化農業公社の機能強化		◎	○	○	○		◎			★	●	●	●	●	●		
	「農業特区」の導入に向けた研究	○	◎	○	○	○	○	○	★	★	★	★						

### 1 農業者の役割

- 当市の農業振興の中心は農業者自身であることから、経営安定、経営拡大のため、個々の農業者が主体的に生産に取り組んでいくことが基本となります。
- 個々の農業者ではできないことでも、地域を基盤とする組織的な取り組みで課題が解決されることも多いことから、集落営農を目指すなど、地域全体での活動を志向していくことも必要です。
- 農業を生計の柱とする経営体（専業農家、第一種兼業農家）や集落営農組織、農業法人などは、地域農業の中心的存在として今後も重要な位置づけにあります。また、第二種兼業農家も地域農業の貴重な支え手として、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の農業・農村の多面的機能の維持・保全などで大切な役割を担っています。

### 2 農協の役割

- 農協は農業者の協同組合組織として、農業生産の振興や農業者の経営改善への支援など、今後も、生産段階での役割が重要です。
- 戦略的な取り組みにより特産品などの有利販売につながるよう、流通面における役割がこれまでも増して重要です。

### 3 農業委員会の役割

- 農業の円滑な承継や農業生産力の発展のため、就農情報や農地情報の提供など、就農や農地の権利移動等に係る支援が必要です。

### 4 県（花巻農林振興センター、中央農業改良普及センター等）の役割

- 広域的な農業振興の視点から、農業経営の高度化、産地づくりのための支援が必要です。
- 営農情報の提供や営農相談への対応など、農業技術の普及、改良に係る支援が必要です。
- 新規就農者に対するアドバイスなど、専門的知識に基づく就農支援が必要です。

### 5 市の役割

- 市は、本ビジョンの推進にあたり、各主体との連携を図りながら、本ビジョンに掲げられた事業の実施に取り組む必要があります。
- 厳しい財政状況等から、事業の実施に係る財源確保は難しさを増しますが、社会情勢、経済情勢、事業者ニーズ等を的確に把握した上で、庁内各課との情報交換や連携、調整を十分に図り、事業実施に必要な財源の確保に努めることが重要です。
- 最小の経費で最大の効果を上げるため、事業実施段階における適切な進行管理を行い、必要に応じて事業の見直しを行い、農業者に対する支援がより効果的なものとなるよう、調整役としての責務を遂行することが必要です。

### Ⅲ－４ 営農体系別農業

#### Ⅲ－４－１ 年間農業所得の指標（目安）

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の展開の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとします。具体的な経営の指標は、当市において現に展開している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の展開を目指し、主業型農業者が地域における他産業従事者並の年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,100時間）で、地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を実現し得る年間農業所得を次のとおり確保するものとし、また、これらの経営が当市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指します。

〔農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における年間農業所得の指標（目安）〕

○既存の農業者にあつては、主たる従事者1人当たり400万円程度、補助従事者の所得を加え550万円程度

○新たに農業を営もうとする青年にあつては、就農から5年後の年間農業所得は250万円程度

#### Ⅲ－４－２ 営農類型ごとの農業経営の指標（目安）

現に当市で展開している農業経営の優良事例を踏まえつつ、年間農業所得の目標達成が可能となる営農類型ごとの農業経営の指標（目安）を、次のとおりとします。これは、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（平成28年9月・北上市）において定めたものです。

営農類型の選定にあつては、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（平成28年4月・岩手県）において、県南広域振興圏内における営農類型として例示されているものに、北上市の地域特性を加味して選定しています。

##### (1) 個別経営体

No	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稻 ＋ 小麦	〈作付面積〉 水稻 14.0 ha 小麦 8.0 ha  〈経営面積〉 22.0 ha (うち借地 10.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 田植機(6条) 1台 播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥機(3.5t) 3台  他  〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目を導入
2	水稻（作業受託含） ＋ 小麦	〈作付面積等〉 水稻 3.0 ha 作業受託 14.0 ha (水稻基幹3作業) 小麦 8.0 ha  〈経営面積〉 11.0 ha	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 田植機(6条) 1台 播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥機(3.5t) 3台  他  〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目を導入

No	営農類型	経営規模	生産方式
3	水稻 + 飼料用米	〈作付面積〉 水稻 15.0 ha 飼料用米 9.0 ha (直播栽培)  〈経営面積〉 24.0 ha (うち借地 9.6 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 田植機(6条) 1台 直播オプション 1式 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥機(3.5t) 3台 他  〈その他〉 ・飼料用米は直播栽培を導入
4	水稻 + WCS用稲	〈作付面積〉 水稻 15.0 ha WCS 9.0 ha (直播栽培)  〈経営面積〉 24.0 ha (うち借地 9.6 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 田植機(6条) 1台 直播オプション 1式 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥機(3.5t) 3台 他  〈その他〉 ・WCSは直播栽培導入、収穫期以降は作業委託
5	水稻 + 野菜 + 菌茸	〈作付面積〉 水稻 6.0 ha アスパラガス 1.0 ha 菌床しいたけ 12,000 玉  〈経営面積〉 7.0 ha (うち借地 2.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 フロントローダ 1台 ウレタン吹付ハウス 272 m <sup>2</sup> 予冷库 1台 他  〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・補助事業による機械整備
6	水稻 + 野菜	〈作付面積〉 水稻 7.0 ha 里芋 1.0 ha トマト 0.3 ha  〈経営面積〉 8.3 ha (うち借地 3.3 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 乾燥機(3.0t) 2台 里芋掘取機 1台 移植機 1台 掻取機 1台 動力噴霧器 1台 パイプハウス 他  〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・土づくりにより高品質生産 ・補助事業による機械整備

No	営農類型	経営規模	生産方式
7	水稲 + 野菜	〈作付面積〉 水稲 5.0 ha ねぎ 2.5 ha アスパラガス 1.0 ha  〈経営面積〉 8.5 ha (うち借地 3.5 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1 台 田植機(4条) 1 台 コンバイン(3条) 1 台 乾燥機(3.0 t) 2 台 野菜移植機 1 台 動力噴霧器 1 台 ねぎ収穫機 1 台 選別機 1 台 皮むき機 1 台 フロントローダ 1 台  他  〈その他〉 ・土づくりにより高品質生産 ・補助事業による機械整備
8	水稲 + 野菜	〈作付面積〉 水稲 8.0 ha トマト 0.3 ha  〈経営面積〉 8.3 ha (うち借地 3.3 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1 台 田植機(4条) 1 台 コンバイン(3条) 1 台 乾燥機(3.0 t) 2 台 動力噴霧器 1 台 パイプハウス  他  〈その他〉 ・機械化による灌水、施肥の省力化 ・補助事業による機械整備
9	水稲 + 野菜	〈作付面積〉 水稲 8.0 ha きゅうり 0.3 ha  〈経営面積〉 8.3 ha (うち借地 3.3 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1 台 田植機(4条) 1 台 コンバイン(3条) 1 台 乾燥機(3.0 t) 2 台 マルチスプレーヤ 1 台  他  〈その他〉 ・補助事業による機械整備 ・作期の拡大
10	水稲 + 花き	〈作付面積〉 水稲 7.0 ha 小ぎく 1.2 ha  〈経営面積〉 8.2 ha (うち借地 3.2 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1 台 田植機(4条) 1 台 コンバイン(3条) 1 台 乾燥機(3.0 t) 2 台 動力噴霧機 1 台 花き用乾燥機 1 台 フラワーバインダー 1 台  他  〈その他〉 ・補助事業による機械整備 ・予約相対取引に対応できる長期安定出荷 ・優良品種及び開花調整技術の導入

No	営農類型	経営規模	生産方式
11	水稻 + 果樹	〈作付面積〉 水稻 7.0 ha りんご 1.4 ha  〈経営面積〉 8.4 ha (うち借地 3.4 ha)	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1 台 田植機(4条) 1 台 コンバイン(3条) 1 台 乾燥機(3.0 t) 2 台  他  〈その他〉 ・りんごは、早生、中生、晩生の組み合わせ ・改植による樹の更新 ・スピードスプレーヤ等農業機械は共同所有、共同利用 ・補助事業による機械整備
12	水稻 + 菌茸	〈作付面積〉 水稻 5.0 ha 菌床しいたけ 18,000 玉  〈経営面積〉 5.0 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1 台 田植機(4条) 1 台 コンバイン(3条) 1 台 乾燥機(3.0 t) 2 台 フィルム包装機 1 台 ウレタン吹付ハウス 408 m <sup>2</sup>  他  〈その他〉 ・補助事業による機械整備 ・菌茸による労働力の周年利用
13	野菜 + 菌茸	〈作付面積〉 アスパラガス 1.5 ha 菌床しいたけ 18,000 玉  〈経営面積〉 1.5 ha (うち借地 1.5 ha)	〈資本装備〉 トラクター(20ps) 1 台 動力噴霧機 1 台 フロントローダ 1 台 フィルム包装機 1 台 ウレタン吹付ハウス 408 m <sup>2</sup>  他  〈その他〉 ・補助事業による機械整備 ・菌茸による労働力の周年利用
14	野菜専作	〈作付面積〉 トマト 0.6 ha  〈経営面積〉 0.6 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 6,000 m <sup>2</sup> トラクター(20ps) 1 台  他  〈その他〉 ・養液土耕栽培 ・収穫期に雇用を導入
15	野菜専作	〈作付面積〉 きゅうり 0.9 ha  〈経営面積〉 0.9 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 3,000 m <sup>2</sup> トラクター(30ps) 1 台  他  〈その他〉 ・露地普通、半促成+抑制の組み合わせ ・収穫期を中心に雇用を導入
16	野菜専作	〈作付面積〉 ピーマン 0.7 ha  〈経営面積〉 0.7 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 7,000 m <sup>2</sup> トラクター(20ps) 1 台  他  〈その他〉 ・雨除けハウス栽培 ・収穫期を中心に雇用を導入

No	営農類型	経営規模	生産方式
17	花き専作	〈作付面積〉 りんどう 0.8 ha トルコギキョウ 0.1 ha  〈経営面積〉 0.9 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 1,000 m <sup>2</sup> トラクター(20ps) 1台 他  〈その他〉 ・りんどうについては半促成、早生、晩生、極晩生品種の組み合わせ
18	花き専作	〈作付面積〉 小ぎく 2.5 ha  〈経営面積〉 2.5 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 動力噴霧機 1台 他  〈その他〉 ・8月咲きと9月咲き、10月咲きの組み合わせ ・共同選別の実施
19	果樹	〈作付面積〉 りんご 2.0 ha  〈経営面積〉 2.0 ha	〈資本装備〉 トラクター(20ps) 1台 スピードスプレーヤー 1台 他  〈その他〉 ・早生、中生、晩生の組み合わせ ・共同選別の実施
20	工芸作物専作	〈作付面積〉 葉たばこ 2.1 ha  〈経営面積〉 2.1 ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 他  〈その他〉 ・トラクター作業が可能なほ場条件の整備
21	酪農専作	〈作付面積等〉 経産牛 50頭 飼料作物 3.1 ha 牧草 18.7 ha  〈経営面積〉 21.8 ha	〈資本装備〉 畜舎 800 m <sup>2</sup> トラクター(50ps、85ps) 2台 他  〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・コーンハーベスタ等飼料調製用機械の共同所有、共同作業
22	肉用牛(一貫)	〈作付面積等〉 黒毛和種(繁殖) 32頭 黒毛和種(肥育) 73頭 牧草 2.8 ha 水稲 5.2 ha  〈経営面積〉 8.0 ha	〈資本装備〉 畜舎 700 m <sup>2</sup> トラクター(50ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 他  〈その他〉 ・ほ場の集団化
23	肉用牛(繁殖) + 水稲	〈作付面積等〉 黒毛和種 48頭 飼料作物 4.3 ha 牧草 6.1 ha 水稲 4.0 ha  〈経営面積〉 14.4 ha	〈資本装備〉 畜舎 540 m <sup>2</sup> トラクター(50ps) 1台 田植機(4条) 1台 コンバイン(3条) 1台 他  〈その他〉 ・ほ場の集団化



No	営農類型	経営規模	生産方式
24	肉用牛（肥育） ＋ 水稲	〈作付面積等〉 黒毛和種 120 頭 牧草 6.0 ha 水稲 5.2 ha  〈経営面積〉 11.2 ha	〈資本装備〉 畜舎 600 m <sup>2</sup> トラクター(50ps) 1 台 田植機(4条) 1 台 コンバイン(3条) 1 台 他  〈その他〉 ・ほ場の集団化
25	養豚専作	〈飼育頭数〉 繁殖雌豚 90 頭	〈資本装備〉 種豚舎 351 m <sup>2</sup> 子豚舎 194 m <sup>2</sup> 肥育舎 640 m <sup>2</sup> 分娩舎 204 m <sup>2</sup> 他  〈その他〉 ・繁殖・肥育の一貫経営
26	肉用鶏専作	〈飼育羽数〉 肉用鶏 3,000 羽	〈資本装備〉 鶏舎 2,310 m <sup>2</sup> 他  〈その他〉 ・自動給餌等省力管理方式の導入 ・年5回出荷

(2) リーディング経営体

No	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稻 + 小麦	〈作付面積〉 水稻 25.0 ha 小麦 10.0 ha  〈経営面積〉 35.0 ha (うち借地 14.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2 台 田植機(6条) 2 台 乗用管理機 1 台 コンバイン(4条) 2 台 普通型コンバイン 1 台 乾燥機(3.2t) 3 台 静置式乾燥機(1.8t) 2 台  他  〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工の導入
2	野菜専作	〈作付面積〉 トマト 1.2 ha  〈経営面積〉 1.2 ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 12,000 m <sup>2</sup> トラクター(20ps) 1 台  他  〈その他〉 ・養液土耕栽培 ・収穫期を中心に雇用を導入
3	野菜専作	〈作付面積〉 トマト 0.5 ha  〈経営面積〉 0.5 ha	〈資本装備〉 高規格ハウス 5,000 m <sup>2</sup> 複合環境制御装置 1 台  他  〈その他〉 ・周年出荷 ・長期的な雇用
4	酪農専作	〈作付面積等〉 経産牛 90 頭 飼料作物 5.0 ha 牧草 30.0 ha  〈経営面積〉 35.0 ha	〈資本装備〉 畜舎 960 m <sup>2</sup> トラクター(50ps、80ps) 2 台  他  〈その他〉 ・フリーストール、ミルクパーラー方式の導入
5	酪農専作(飼料生産外部委託)	〈作付面積等〉 経産牛 80 頭  〈経営面積〉 35.0 ha	〈資本装備〉 畜舎 960 m <sup>2</sup>  他  〈その他〉 ・フリーストール、ミルクパーラー方式の導入

(3) 集落型の農業法人

No	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稻 + 小麦  主たる従事者2人  (参考) 構成員の労賃・地代 収入合計額 417万円	〈作付面積〉 水稻 26.0 ha 小麦 14.0 ha  〈経営面積〉 40.0 ha (うち借地 40.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2台 田植機(6条) 2台 麦播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(4条) 2台 乾燥機(5t) 3台  他  〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入
2	水稻 + 大豆  主たる従事者2人  (参考) 構成員の労賃・地代 収入合計額 417万円	〈作付面積〉 水稻 26.0 ha 大豆 14.0 ha  〈経営面積〉 40.0 ha (うち借地 40.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2台 田植機(6条) 2台 大豆播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(4条) 2台 普通型コンバイン 1台 乾燥機(3.2t) 3台 静置式乾燥機(1.8t) 2台  他  〈その他〉 (No1に同じ)
3	水稻 + 小麦 + 大豆 + そば  主たる従事者4人  (参考) 構成員の労賃・地代 収入合計額 1,008万円	〈作付面積〉 水稻 60.0 ha 小麦 15.0 ha 大豆 15.0 ha そば 7.0 ha  〈経営面積〉 97.0ha 97.0 ha (うち借地 90.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 4台 田植機(6条、直播オプション一式) 2台 大豆播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(4条) 2台 普通型コンバイン 1台 乾燥機(3.2t) 3台 静置式乾燥機(1.8t) 2台  他  〈その他〉 ・水稻は移植、直播各30.0haで収穫期をずらすことで収穫以降の機械を共有 ・そばは小麦、大豆の裏作 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入
4	水稻 + りんどう  主たる従事者2人  (参考) 構成員の賃金・地代 収入合計額 1,083万円	〈作付面積〉 水稻 26.0 ha りんどう 2.0 ha  〈経営面積〉 28.0 ha (うち借地 28.0 ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2台 田植機(6条) 2台 コンバイン(4条) 2台 乾燥機(5t) 3台 動力噴霧機 1台  他  〈その他〉 ・ほ場の集団化

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等

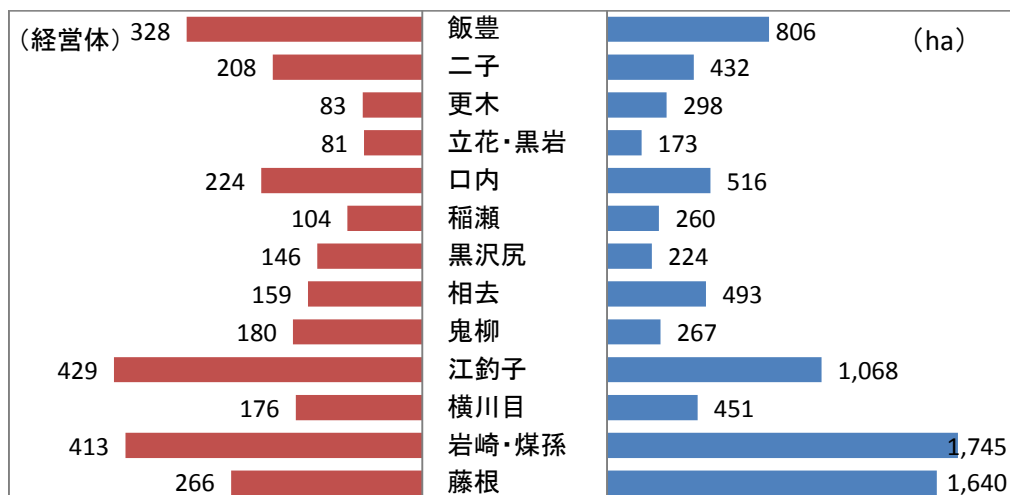
No	営農類型	経営規模	生産方式
1	野菜専作	〈作付面積〉 きゅうり 0.15 ha  〈経営面積〉 0.15 ha	〈資本装備〉 管理機(ロータリー付) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 軽トラック(4WD) 1台  〈その他〉 ・農地は賃借 ・半促成+抑制栽培 ・ハウスは中古、トラクター作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場のH22～H26 岩手県平均
2	野菜専作	〈作付面積〉 きゅうり 0.2 ha  〈経営面積〉 0.2 ha	〈資本装備〉 管理機(ロータリー付) 1台 マルチャー(管理機用) 1台 マルチスプレーヤ(クローラ自走式) 1台 軽トラック(4WD) 1台  〈その他〉 ・農地は賃借 ・露地栽培 ・トラクター作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場のH22～H26 岩手県平均
3	野菜専作	〈作付面積〉 トマト 0.2 ha  〈経営面積〉 0.2 ha	〈資本装備〉 管理機(ロータリー付) 1台 マルチャー(管理機用) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 軽トラック(4WD) 1台  〈その他〉 ・農地は賃借 ・ハウスは中古、トラクター作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場のH22～H26 岩手県平均
4	野菜専作	〈作付面積〉 ミニトマト 0.15 ha  〈経営面積〉 0.15 ha	〈資本装備〉 軽トラック 1台 動力噴霧機(可搬式6ps) 1台 ミニトマト選果機 1台  〈その他〉 ・農地は賃借 ・ハウスは中古、トラクター作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場のH22～H26 岩手県平均

No	営農類型	経営規模	生産方式
5	野菜専作	〈作付面積〉 ピーマン 0.25 ha  〈経営面積〉 0.25 ha	〈資本装備〉 管理機(ロータリー付) 1台 マルチャー(管理機用) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 軽トラック(4WD) 1台  〈その他〉 ・農地は賃借 ・ハウスは中古、トラクター作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場のH22～H26 岩手県平均
6	野菜専作	〈作付面積〉 ほうれんそう 0.4 ha  〈経営面積〉 0.4 ha	〈資本装備〉 真空播種機(バッテリー式) 1台 動力噴霧機(可搬式) 1台 ほうれんそう調製機(中古) 1台 野菜フィルム包装機(計量機付、中古) 1台 軽トラック(4WD) 1台  〈その他〉 ・農地は賃借 ・ハウスは中古、トラクター作業は委託 ・単収は、県目標 ・単価は、東京都中央卸売市場のH22～H26 岩手県平均
7	菌茸専作	〈作付面積等〉 生しいたけ 24,000 玉	〈資本装備〉 ウレタン吹き付けハウス 554 m <sup>2</sup> 他  〈その他〉 ・菌床栽培
8	花き専作	〈作付面積〉 りんどう 0.4 ha  〈経営面積〉 0.4 ha	〈資本装備〉 刈払機(肩掛式) 1台 動力噴霧機(背負式) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 フラワーバインダー(切断→下葉取り→ 結束) 1台 軽トラック(4WD) 1台  〈その他〉 ・農地は賃借 ・単収は、県目標

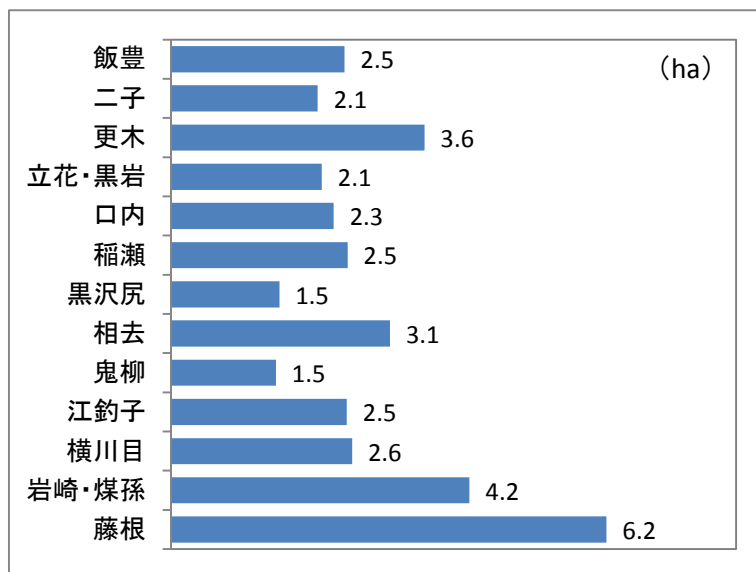
### Ⅲ－５ 地域別農業（現状と将来のあり方）

2015年農林業センサスによると、各地区別の経営体数、経営耕地面積等は次のとおりとなっています。ただし、地区の分け方は旧町村単位となっています。

■各地区の経営体数と経営耕地面積 [2015年農林業センサス]



■各地区の1経営体あたりの平均経営耕地面積 [2015年農林業センサス]



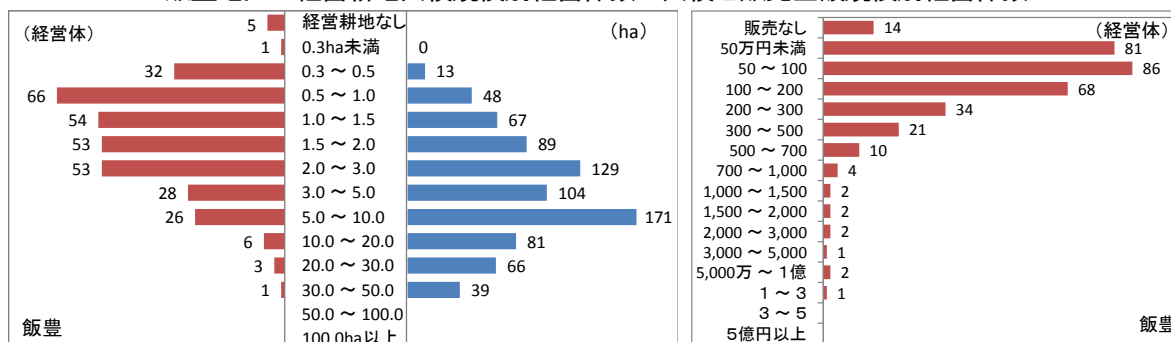
- 経営体数は、江釣子地区が429経営体と最も多く、次いで岩崎・煤孫地区413経営体、飯豊地区328経営体となっています。
- 経営耕地面積は岩崎・煤孫地区が1,745haと最も多く、次いで藤根地区1,640ha、江釣子地区1,068haとなっています。
- 1経営体あたりの平均経営耕地面積は藤根地区が6.2haと最も多く、次いで岩崎・煤孫地区4.2ha、更木地区3.6haとなっています。

以下では、各地域別に農業の現状を確認するとともに、各地域で作成した地域農業マスタープランに掲げられている将来のあり方を示します。

(1) 飯豊地区

① 地域農業の現状

■飯豊地区の経営耕地面積規模別経営体数・面積と販売金額規模別経営体数



- 経営体数は328で全市の11.7%、経営耕地面積は806haで全市の9.6%を占めています。1経営体あたりの平均経営耕地面積は2.5haとなっており、耕地面積5ha以上の経営体が経営体数の11%、耕地面積の44.3%を占めています。
- 販売金額が200万円未満の経営体が75.9%を占める一方で、1億円以上の経営体もあります。
- 営農体系別では、主位部門（経営体における販売金額が最も大きい部門）が稲作である経営体が88.2%を占め、次いで果樹類4.1%、肉用牛2.5%、露地野菜2.2%となっています。

② 地域農業の将来のあり方

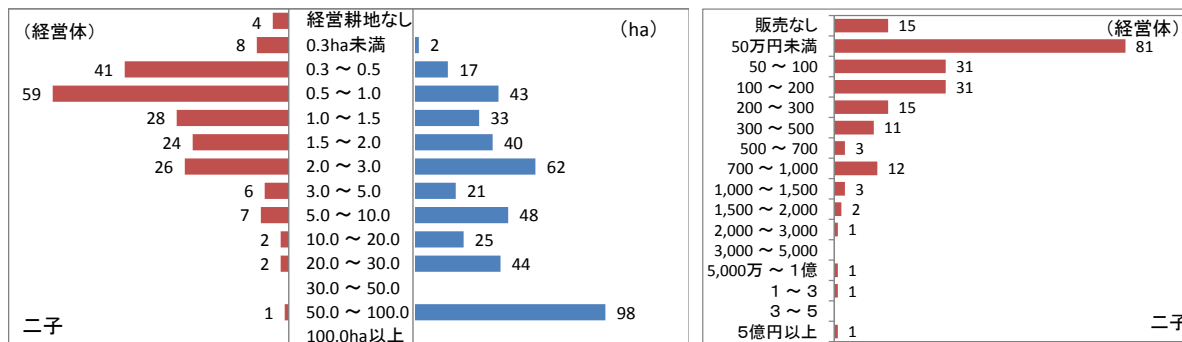
地域農業マスタープランにおいて、地域の取り組みを以下のとおり掲げています。

- ア 土地利用型農業においては、農地集積の向上を図りながら、水稻については花巻農協特別栽培体系の米づくり、大豆や麦については単収増加の技術の普及拡大、飼料用米については直播栽培を導入し、低コスト・多収量生産の土地利用型農業を推進する。
- イ 畜産農家が多いことからブランド力強化の取り組みを推進し、畜産部門の農業所得の向上を図る。
- ウ 地区の一部では、りんごの生産団地を有しており、環境に優しい産地づくりに取り組むことで、安全・安心な農作物として付加価値を高め、需要の拡大を図る。
- エ 花きなどの園芸作物については、農業者の仲間づくり等の取り組みを通じて、生産拡大によって、収益性のある地域農業の確立を目指す。
- オ 上記ア～エの取り組みを担保するため、個人経営体の後継者育成や新規就農者の確保・育成に向けて取り組みを進める。
- カ コスト削減を目標とした、農業機械等の共同利用に向け、地域で検討していく。

(2) 二子地区

① 地域農業の現状

■二子地区の経営耕地面積規模別経営体数・面積と販売金額規模別経営体数



- 経営体数は208で全市の7.4%、経営耕地面積は432haで全市の5.2%を占めており、1経営体

あたりの平均経営耕地面積は 2.1ha となっています。耕地面積 5ha 以上の経営体が経営体数の 5.8%、耕地面積の 49.8%を占めています。

- 販売金額が200万円未満の経営体が76.0%を占める一方で、5億円以上の経営体もあります。
- 営農体系別では、主位部門が稲作である経営体が52.3%を占め、次いで露地野菜35.8%、施設野菜4.1%、穀類・いも類・豆類2.6%、肉用牛2.1%となっています。市内で最も園芸作物の生産が盛んな地域となっています。

### ② 地域農業の将来のあり方

地域農業マスタープランにおいて、地域の取り組みを以下のとおり掲げています。

ア 今後もブロックローテーションに取り組み、農地の高度利用化を図りながら、農地の集積を促進する。

イ 土地利用型作物においては、水稻については地域特別栽培米などの生産コストの低減を図った米づくりを推進し、大豆については、多収量・高品質生産の取り組みを継続することで、収益性の向上を図る。

ウ 畜産と二子さといもについては、ブランド力強化の取り組みを推進し、生産者の農業所得の向上を目指す。

エ 園芸品目については、農業者の仲間づくり等の取り組みを通じて、産地化を推進する。

オ まちおこしなどの地域行事を活用し、地場産品を使った料理や加工品を販売するなど6次産業化の取り組みを推進する。

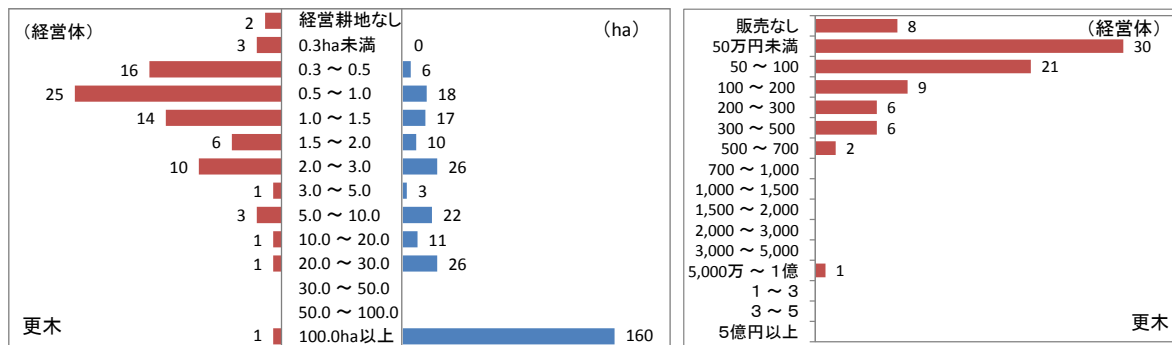
カ 上記ア～エの取り組みを担保するため、個人経営体の後継者育成や新規就農者の確保・育成、集落営農法人についてはオペレーターの雇用や育成の取り組みを研修や、政策等を活用しながら進める。また、上記オにおいては農家女性の活力を活かした農村づくりを目指す。

キ 担い手集積率8割を目指す。

## (3) 更木地区

### ① 地域農業の現状

■更木地区の経営耕地面積規模別経営体数・面積と販売金額規模別経営体数



➤ 経営体数は 83 で全市の 3.0%、経営耕地面積は 298ha で全市の 3.6%を占めており、1経営体あたりの平均経営耕地面積は 2.1ha となっています。耕地面積 10ha 以上の経営体が経営体数の 3.6%、耕地面積の 66.1%を占めています。

➤ 販売金額が 200 万円未満の経営体が 81.9%を占め、1経営体を除き 700 万円未満です。

➤ 営農体系別では、主位部門が稲作である経営体が 81.3%を占め、次いで露地野菜 9.3%、花き・花木 4.0%、果樹類 2.7%となっています。

### ② 地域農業の将来のあり方

地域農業マスタープランにおいて、地域の取り組みを以下のとおり掲げています。

ア 水稻については、減農薬・減化学肥料の栽培体系である地域特別栽培米などを消費者にPRし、需要拡大を図る。



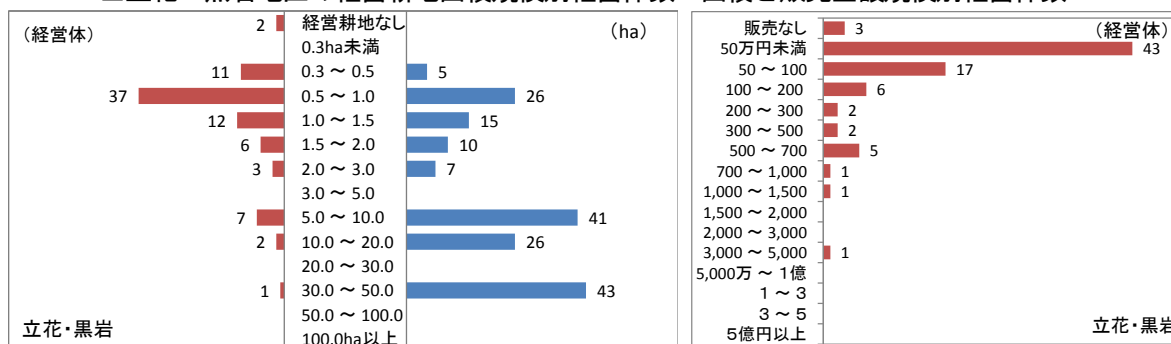
- イ そばの作付面積を拡大し産地化を進めるとともに、実需者への直接販売の取り組みを推進する。
- ウ 多品目の園芸作物については、栽培技術の向上によって収量を増加し、複合経営の安定化を図る。
- エ 桑などの地場産品を使った加工品や地元料理を活かし、産直経営や農家レストランなどの6次産業化の取り組みを強化し、農業所得の向上を目指す。
- オ 上記ア～ウの取り組みを担保するため、集落営農組織は法人化の取り組みを推進し、雇用の促進を図るとともに、新規就農者の確保・育成の取り組みを推進する。また、上記エにおいては、農家女性の活力を活かした農村づくりを目指す。
- カ 担い手個人農家と法人のほ場交換等により、作業効率の向上を目指す。
- キ 地区でコミュニケーションをとることで、地域として継続的に農業をする。
- ク 有利な販売方法を模索するための研修を行う。

### Ⅲ-5-2 東部農業地域

#### (1) 立花・黒岩地区

##### ① 地域農業の現状

■立花・黒岩地区の経営耕地面積規模別経営体数・面積と販売金額規模別経営体数



- 経営体数は81で全市の2.9%、経営耕地面積は173haで全市の2.1%を占めており、1経営体あたりの平均経営耕地面積は2.2haとなっています。耕地面積5ha以上の経営体が経営体数の12.3%、耕地面積の63.6%を占めています。
- 販売金額が200万円未満の経営体が85.2%を占めています。
- 営農体系別では、主位部門が稲作である経営体が76.9%を占め、次いで果樹類11.5%、露地野菜3.8%、肉用牛3.8%となっています。

##### ② 地域農業の将来のあり方

立花、黒岩の各地域農業マスタープランにおいて、各地域の取り組みを以下のとおり掲げています。

#### ○立花地区

- ア 水稲については、花巻農協の特別栽培体系の米づくりを推進し、付加価値を高めた農作物の生産に努める。
- イ りんご生産においては、減農薬・減化学肥料の栽培技術を普及拡大し、安全・安心なりんご産地として消費者へPRし、需要拡大を図る。
- ウ 園芸作物を導入する複合経営体の仲間づくり等の取り組みを通じて、安定的な経営ができる地域農業を目指す。
- エ 「青空市」を活用して、産地直売などの6次産業化の取り組みを推進する。
- オ 上記ア～ウの取り組みを担保するため、個人経営体の世代交代や経営発展を推進するとともに、新規就農の確保・育成によって、中心経営体の増加を図り、農地集積や集落営農設立を視野に入れていく。また、上記エの取り組みについては、農家女性の活力を活かした農村づくりを目指す。
- カ 地域の担い手不足を背景に集落営農組織の設立を目指す。

## ○黒岩地区

ア 土地利用型農業においては、地区内の農地集積の向上を図るため、水稻については減農薬減化学肥料による米づくり、大豆については多収量生産の技術を導入を図る。

イ りんご生産においては、今後も減農薬減化学肥料の栽培を継続し、高品質なりんご産地として消費者へPRし、需要の拡大を図る。

ウ トマトやピーマンなど園芸作物を栽培する複合経営者がいることから、農業者の仲間づくりによって、園芸振興を図る。

エ 畜産部門においては、飼料価格が高騰していることから、低利用水田に牧草を作付し、生産コストを抑制することで畜産農家の経営の安定化を図る。

オ 産地直売所等の地域の拠点を中心に、産直経営や加工品販売など6次産業化の取り組みを拡大し、農業所得の向上を目指す。

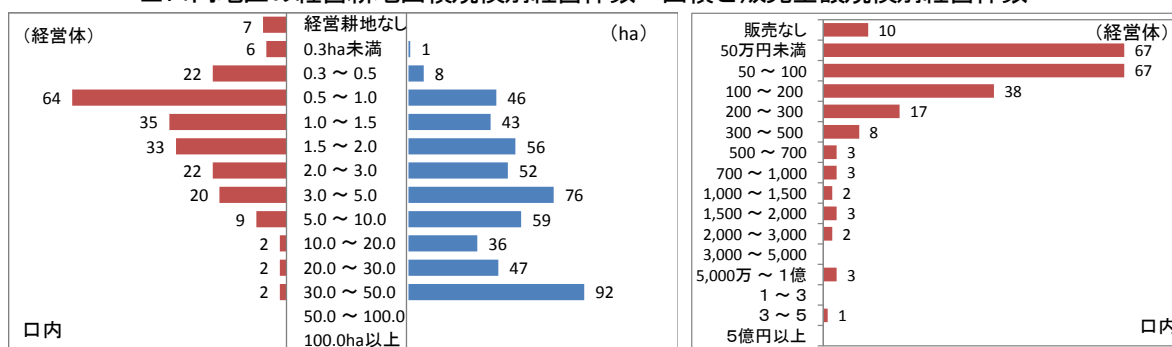
カ 上記ア～エの取り組みを担保するために、個人経営体の世代交代や新規就農者の確保・育成などの取り組みを推進し、新たな地域の中心となる経営体の増加を図る。また、上記オにおいては、農家女性の活力を活かした農村づくりを目指す。

キ 地域の担い手を法人に一本化し、地域の課題についてひとつずつ取り組んでいく。

## (2) 口内地区

### ① 地域農業の現状

■口内地区の経営耕地面積規模別経営体数・面積と販売金額規模別経営体数



- 経営体数は224で全市の8.0%、経営耕地面積は516haで全市の6.2%を占めており、1経営体あたりの平均経営耕地面積は2.4haとなっています。耕地面積5ha以上の経営体が経営体数の6.7%、耕地面積の45.3%を占めています。
- 販売金額が200万円未満の経営体が81.3%を占める一方、3億円以上の経営体もあります。
- 営農体系別では、主位部門が稲作である経営体が79.0%を占め、次いで果樹類11.2%、肉用牛4.2%となっています。
- りんごの作付けは36経営体で市内で最も多く、栽培面積は15haとなっています。

### ② 地域農業の将来のあり方

地域農業マスタープランにおいて、地域の取り組みを以下のとおり掲げています。

ア 水稻については、減農薬・減化学肥料の栽培技術を普及拡大し、良食味米の「十文字米」の産地化を図る。

イ 低利用農地に牧草を作付し、農地荒廃の防止に努めながら、耕畜連携の取り組みを推進し、畜産農家の飼料コストを抑えることで、畜産経営の安定化を図る。また、「きたかみ牛」のブランド力の強化を図り、畜産農家の所得向上を目指す。

ウ りんご生産については、環境に優しい産地づくりに取り組むことで、安全・安心な農作物として付加価値を高め、需要の拡大を図る。

エ ゴシヨイモ生産の取り組みを推進し、地区の新しい特産品として生産拡大を図る。

オ 花きやトマトなどの園芸作物については、農業者の仲間づくり等の取り組みを通じて、生産拡大によって、収益性の高い地域農業の確立を目指す。

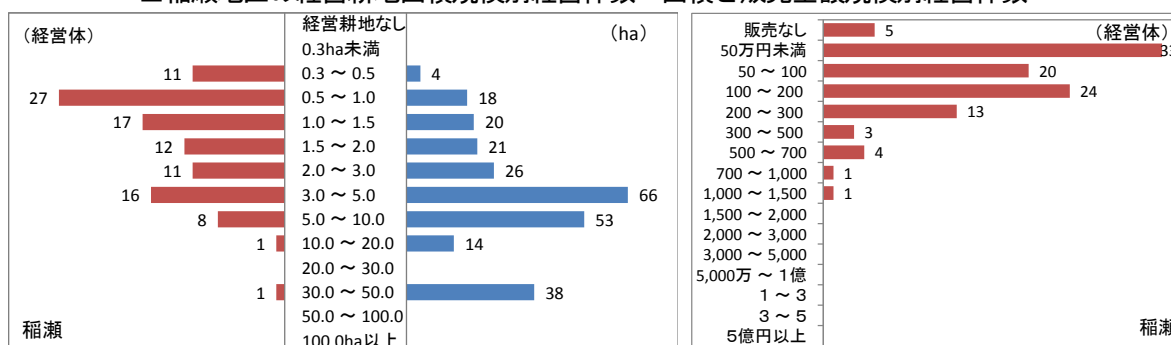
カ 上記ア～オの取り組みを担保するため、集落営農組織は法人化の取り組みを推進し、雇用の促進を図るとともに、新規就農者の確保・育成の取り組みを推進する。その際、既存の集落営農組織を統合する等の話し合いの場を設けていく。また、6次産業化の取り組みについては、農家女性の活力を活かした農村づくりを目指す。

キ 地域で将来の構想を話し合いながら、担い手育成に向けたほ場の整備、所得向上に向けたブランド化に取り組んでいく。

### (3) 稲瀬地区

#### ① 地域農業の現状

■ 稲瀬地区の経営耕地面積規模別経営体数・面積と販売金額規模別経営体数



➤ 経営体数は104で全市の3.7%、経営耕地面積は260haで全市の3.1%を占めており、1経営体あたりの平均経営耕地面積は2.5haとなっています。耕地面積5ha以上の経営体が経営体数の9.6%、耕地面積の40.4%を占めています。

➤ 販売金額が200万円未満の経営体が78.8%を占め、1,500万円以上の経営体はありません。

➤ 営農体系別では、主位部門が稲作である経営体が90.9%を占め、次いで露地野菜8.1%となっています。

#### ② 地域農業の将来のあり方

地域農業マスタープランにおいて、地域の取り組みを以下のとおり掲げています。

ア 土地利用型農業においては、水稻については花巻農協の特別栽培体系の米づくり、大豆については単収増加・高品質生産の技術の普及拡大を図り、収益性ある土地利用型農業を目指す。また、飼料用米については、直播栽培を導入し効率的な農作業に努め、農地の有効利用を図る。

イ スイートコーンの作付面積が多いことから、生産者の仲間づくり等を通じて、生産拡大し産地化を推進する。

ウ 多品目の園芸作物については、栽培技術の向上によって収量を増加し、複合経営の安定化を図る。

エ 低利用ほ場や耕作放棄地の解消に向けて、活用が見込まれる支援策の導入を検討する。

オ 産直経営など6次産業化の取り組みを推進し、農業所得の向上を目指す。

カ 上記ア～エの取り組みを担保するため、個人経営体の世代交代や新規就農者の確保・育成の取り組みを進める。また上記オにおいては、農家女性の活力を活かした農村づくりを目指す。

キ 農家所得向上のため、米のブランド化に取り組んでいく。

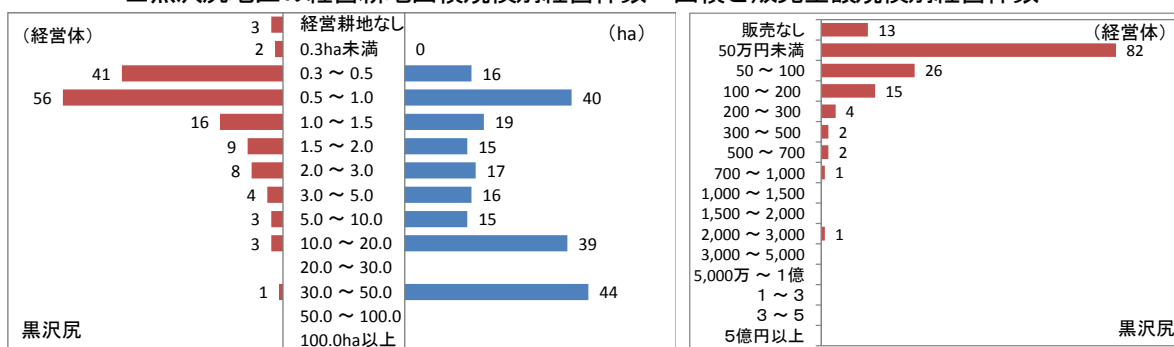
## III-5-3 南部農業地域

### (1) 南部地区（黒沢尻、鬼柳、相去）

#### ① 地域農業の現状

## ○黒沢尻地区

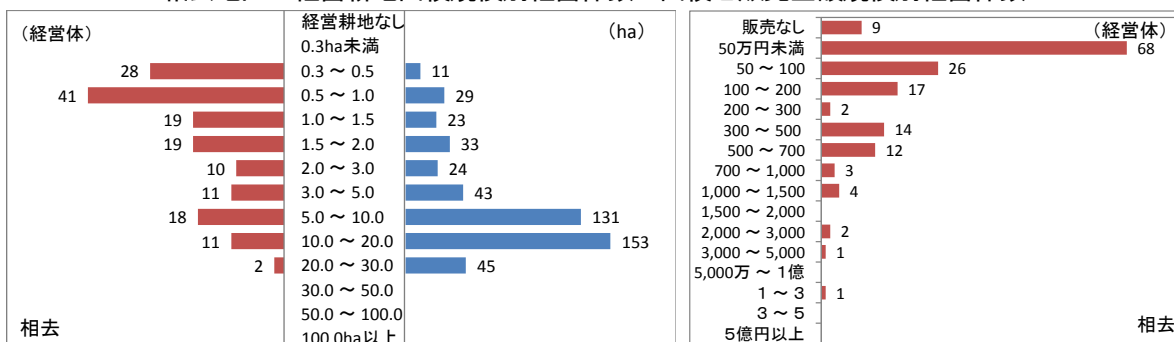
### ■黒沢尻地区の経営耕地面積規模別経営体数・面積と販売金額規模別経営体数



- 経営体数は146で全市の5.2%、経営耕地面積は224haで全市の2.7%を占めており、1経営体あたりの平均経営耕地面積は1.6haとなっています。耕地面積5ha以上の経営体が経営体数の4.8%、耕地面積の43.8%を占めています。
- 販売金額が200万円未満の経営体が93.2%を占めています。
- 営農体系別では、主位部門が稲作である経営体が85.0%を占め、次いで果樹類9.8%、露地野菜3.0%、花き・花木2.3%となっています。

## ○相去地区

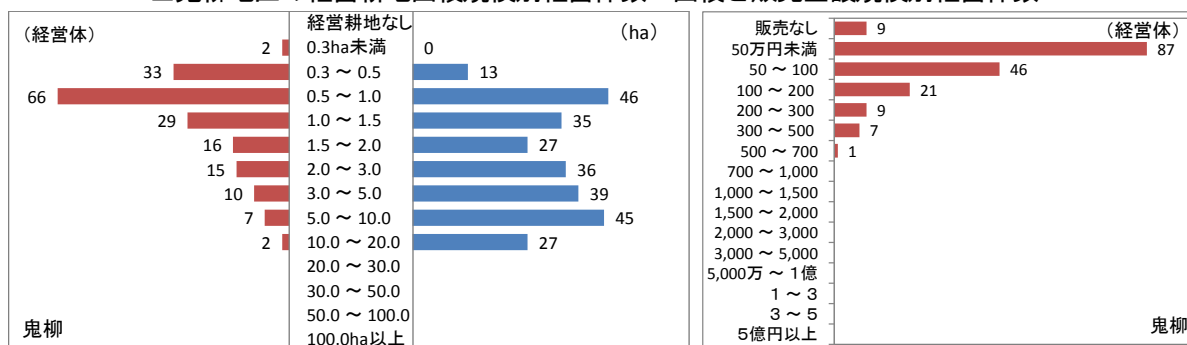
### ■相去地区の経営耕地面積規模別経営体数・面積と販売金額規模別経営体数



- 経営体数は159で全市の5.7%、経営耕地面積は493haで全市の5.9%を占めており、1経営体あたりの平均経営耕地面積は2.8haとなっています。耕地面積5ha以上の経営体が経営体数の19.5%、耕地面積の66.7%を占めています。
- 販売金額が200万円未満の経営体が75.5%を占める一方、1億円以上の経営体もあります。
- 営農体系別では、主位部門が稲作である経営体が94.0%を占め、次いで露地野菜2.0%、花き・花木1.3%となっています。

## ○鬼柳地区

### ■鬼柳地区の経営耕地面積規模別経営体数・面積と販売金額規模別経営体数



- 経営体数は180で全市の6.4%、経営耕地面積は267haで全市の3.2%を占めており、1経営体あたりの経営耕地面積は1.5haとなっています。耕地面積5ha以上の経営体が経営体数の5.0%、耕地面積の27.0%を占めていますが、他地区と比べると農地の集約化は進んでいません。
- 販売金額が200万円未満の経営体が90.6%を占め、700万円以上の経営体はありません。
- 営農体系別では、主位部門が稲作である経営体が97.1%を占め、次いで花き・花木1.8%となっています。

## ② 地域農業の将来のあり方

地域農業マスタープランにおいて、地域の取り組みを以下のとおり掲げています。

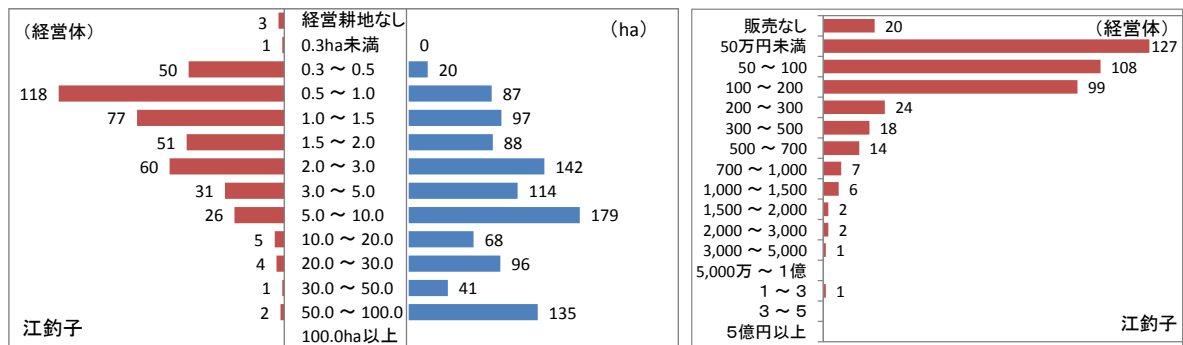
- ア 地区内の生産組織は、法人化経営に移行しながら、経営品目に水稲も加えることで、さらなる農地集積の促進を図る。
- イ 土地利用型農業の収益性を高めるため、水稲については花巻農協の特別栽培米等のこだわりある米づくりを推進し、大豆、麦については単収増加・高品質生産の技術の普及拡大を図る。
- ウ 小菊の作付面積が多いことと、最近では業務用野菜の契約栽培を導入した先進的な取り組みがあることから、農業者の仲間づくり等を通じて、さらなる園芸品目の生産拡大によって農業所得の向上を図る。
- エ 都市部近郊の利点を活かし、産地直売などに取り組み、6次産業化を推進する。
- オ 低利用ほ場や耕作放棄地の解消に向けて、活用が見込まれる助成事業等の導入を検討する。
- カ 上記ア～オの取り組みを担保するため、個人経営体の世代交代や、さらなる新規就農者の掘り起こしなどの取り組みを進める。
- キ 集落営農組織設立について地域で検討し、様々な人材の育成を目指していく。
- ク 地域の農地の集積・集約化のため、将来的には狭い範囲で話し合い等を行うことを検討する。

## Ⅲ-5-4 中部農業地域

### (1) 江釣子地区

#### ① 地域農業の現状

■江釣子地区の経営耕地面積規模別経営体数・面積と販売金額規模別経営体数



- 経営体数は429で全市の15.3%、経営耕地面積は1,068haで全市の12.8%を占めており、1経営体あたりの平均経営耕地面積は2.5haとなっています。耕地面積5ha以上の経営体が経営体数の8.9%、耕地面積の48.6%を占めています。
- 販売金額が200万円未満の経営体が82.5%を占める一方、1億円以上の経営体もあります。
- 営農体系別では、主位部門が稲作である経営体が95.1%を占め、次いで果樹類2.2%、露地野菜1.0%となっています。また、他地域にはない特産品として、セリの栽培が盛んです。

## ② 地域農業の将来のあり方

地域農業マスタープランにおいて、地域の取り組みを以下のとおり掲げています。

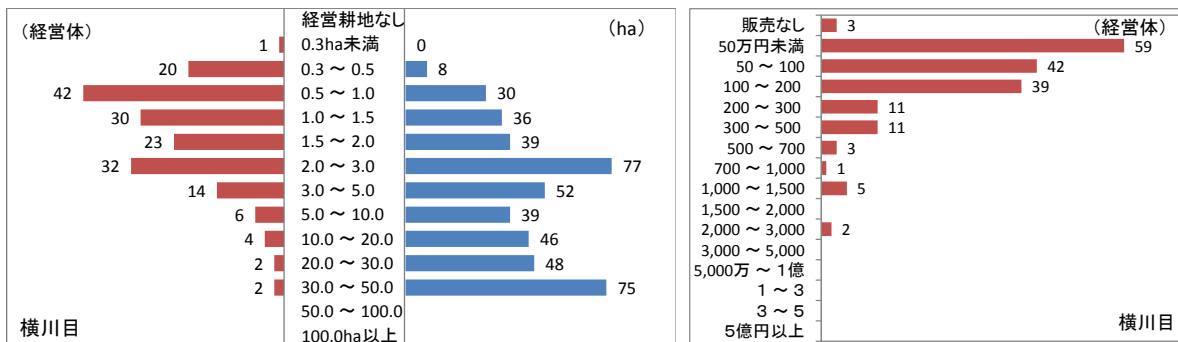
- ア 土地利用型作物については、水稻については良質なこだわりある米づくり、大豆については単収増加・高品質生産の取り組みの推進、また、麦・そばについては、二毛作の取り組みを普及拡大して、生産性の高い土地利用型農業を目指す。
- イ 地区の一部では、りんごの生産団地を有しており、環境に優しい産地づくりに取り組むことで、安全・安心な農作物として付加価値を高め、需要の拡大を図る。
- ウ セリの生産者が多いことから、既存の生産者については作付面積の増加によって、または新規栽培者の掘り起こしによって、産地拡大を目指す。
- エ 園芸作物については、農業者の仲間づくり等を通じて、複合経営の安定化を図る。
- オ 上記ア～エの取り組みを担保するため、集落営農組織については法人化の取り組みを推進し、雇用の促進を図るとともに、個人経営体の世代交代や新規就農者の確保・育成の取り組みによって地区全体の若返りを図る。
- カ 担い手農地の団地化・集約化を図るため、他地区との調整役の選定について検討する。
- キ 他地域にない、特産物を作ることを地域全体で取り組んでいく。

### Ⅲ-5-5 西部農業地域

#### (1) 横川目地区

##### ① 地域農業の現状

■横川目地区の経営耕地面積規模別経営体数・面積と販売金額規模別経営体数



- 経営体数は176で全市の6.3%、経営耕地面積は451haで全市の5.4%を占めており、1経営体あたりの平均経営耕地面積は2.6haとなっています。耕地面積5ha以上の経営体が経営体数の8.0%、耕地面積の46.1%を占めています。
- 販売金額が200万円未満の経営体が81.3%を占めています。
- 営農体系別では、主位部門が稲作である経営体が91.9%を占め、次いで露地野菜4.6%となっています。

## ② 地域農業の将来のあり方

地域農業マスタープランにおいて、地域の取り組みを以下のとおり掲げています。

- ア 土地利用型農業においては、さらなる水田の有効活用を図るため、水稻については環境に配慮した安全・安心な米づくり、大豆と麦について多収量生産の技術の普及拡大を図る。また、飼料用米については、生産コストの低減化のため、直播栽培を推進する。
- イ アスパラガスの生産者が、比較的に多く存在することから、既存の生産者については作付面積の増加によって、または新規栽培者の掘り起こしによって、産地拡大を目指す。
- ウ 菌床しいたけ等の園芸品目を導入する複合経営体がいることから、農業者の仲間づくり等の取り組みを通じて、複合経営体の増加を図る。

エ 一部地域では山間地に近いため、低利用水田や耕作放棄地が多くあることから、地区内外の中心経営体が協力し合いながら、その解消の取り組みを進める。

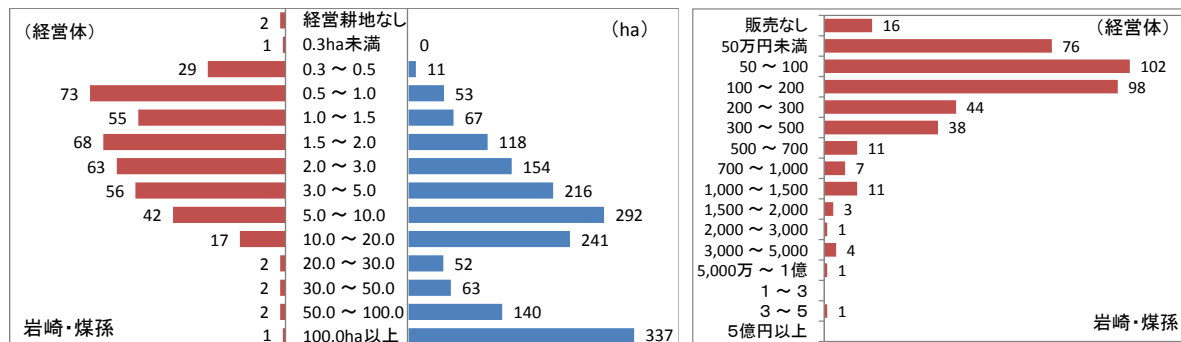
オ 上記ア～エの取り組みを担保するため、個人経営体については世代交代を図るとともに、新規就農者の確保・育成の取り組みを推進し、地区全体の農業従事者の若返りを図る。

カ 上記ア～オを実現するため、地域での話し合い等を積極的に行い、地域内のつながりを重視していく。また、地域のつながりを重視するにあたり、肥料の共同購入や、法人・集落営農との農機具を共同利用する話からきっかけをつくる。

## (2) 岩崎・煤孫地区

### ① 地域農業の現状

■岩崎・煤孫地区の経営耕地面積規模別経営体数・面積と販売金額規模別経営体数



- 経営体数は413で全市の14.8%、経営耕地面積は1,745haで全市の20.8%を占めており、1経営体あたりの平均経営耕地面積は4.2haとなっています。耕地面積5ha以上の経営体が経営体数の16.0%、耕地面積の64.5%を占めています。
- 販売金額が200万円未満の経営体が70.7%を占める一方、3億円以上の経営体もあります。
- 営農体系別では、主位部門が稲作である経営体が86.9%を占め、次いで露地野菜5.3%、肉用牛4.5%となっています。

### ② 地域農業の将来のあり方

岩崎、煤孫の各地域農業マスタープランにおいて、各地域の取り組みを以下のとおり掲げています。

#### ○岩崎地区

ア 水稻については花巻農協の栽培体系による米づくり、大豆と麦については単収増加の技術の普及拡大、飼料用米については直播栽培を導入して、低コスト・多収量生産の土地利用型農業を推進する。

イ 畜産農家が多いことから、ブランド力強化の取り組みを推進し、畜産部門の農業所得の向上を目指す。

ウ アスパラガスについては、畜産農家との連携を強め堆肥活用による生産の拡大を図るとともに、新規栽培者の掘り起こしによる産地拡大を図る。

エ 小菊、菌床しいたけ、ホップなどの園芸品目を導入する複合経営者が多いことから、農業者の仲間づくりなどの取り組みを通じて、地区全体の安定的経営を図る。

オ 地元産のそば等を活用した特産品の開発や、農家レストランなどの6次産業化の取り組みを強化し、農業所得の向上と雇用促進を図る。

カ 上記ア～オの取り組みを担保するために、個人経営体の世代交代や新規就農者の確保・育成に取り組みを推進する。また上記オにおいては、農家女性の活力を活かした農村づくりを目指す。

### ○煤孫地区

ア 水稻については、花巻農協の特別栽培体系による米づくり、大豆と麦については、単収増加・高品質生産の技術の普及拡大、飼料用米については直播栽培を導入して、農地の利用集積を進めながら、土地利用型農業の生産力の向上を図る。

イ アスパラガスの生産については、畜産農家との連携を強め堆肥活用による生産の拡大を図るとともに、新規栽培者の掘り起こし等の取り組みによって産地化を目指す。

ウ 菌床しいたけなどの園芸品目を導入する複合経営体がいることから、仲間づくり等の取り組みを通じて、地区全体の農業経営の安定化を図る。

エ 上記ア～ウの取り組みを担保するため、個人経営体の世代交代や新規就農者の確保・育成の取り組みを推進する。

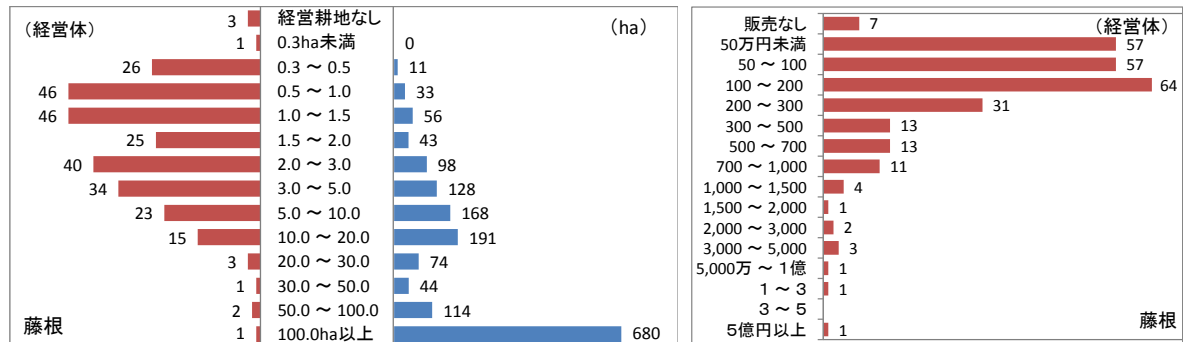
オ 集落営農等の設立により、集落で農地を守っていくことを検討する。

カ 水について条件が悪いところがあるため、水路の整備等を地区で検討していく。

### (3) 藤根地区

#### ① 地域農業の現状

■藤根地区の経営耕地面積規模別経営体数・面積と販売金額規模別経営体数



- 経営体数は266で全市の9.5%、経営耕地面積は1,640haで全市の19.6%を占め、1経営体あたりの平均経営耕地面積は6.2haとなっており、市内で最も大規模化が進んだ地域です。耕地面積5ha以上の経営体が経営体数の16.9%、耕地面積の77.5%を占めており、国内最大規模の経営耕地を有する経営体をはじめ、数件の大規模経営体がほとんどの耕地面積を占めています。
- 販売金額が200万円未満の経営体が69.5%を占める一方、5億円以上の経営体もあります。
- 営農体系別では、主位部門が稲作である経営体が89.6%を占め、次いで露地野菜1.9%、肉用牛1.9%となっています。

#### ② 地域農業の将来のあり方

地域農業マスタープランにおいて、地域の取り組みを以下のとおり掲げています。

ア 土地利用型農業においては、水稻を主体に安全・安心な米づくりを推進し、大豆、麦については単収増加・高品質生産の技術を継続的に取り組み、また、飼料用米については、直播栽培を普及拡大し、低コスト生産の取り組みを推進することによって、収益性の向上を図る。

イ 園芸作物については、畜産農家との連携を強め堆肥活用による生産拡大を図る。また、農業者の仲間づくり等の取り組みを推進し、さらなる園芸振興を図る。

ウ 畜産部門では、ブランド力強化の取り組みを進め、農業所得の向上を目指す。

エ 上記ア～ウの取り組みを担保するため、個人経営体は後継者の育成、集落営農組織は法人化による雇用の促進、新規就農者の掘り起こしの取り組みを推進する。

オ さらに低コスト化を実現するため、分散した農地の集約化を関係機関と連携しながら目指す。

カ 後継者の育成について大規模農家だけでなく、地域として取り組んでいく。



## Ⅲ－６ 農村社会

### Ⅲ－６－１ 農村環境・暮らし

少子高齢化と人口減少が進行する社会情勢の下、農村地域においても農業従事者の減少と高齢化の進行などにより活力が失われつつあります。農村人口の減少とともに、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手への負担が増加し、地域の共同活動によって支えられている自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の伝承等の農業・農村の多面的機能の発揮維持に支障が生じ、耕作放棄地の拡大などが懸念されるところです。

都市部に比較して「共助」の精神が浸透している農村地域であるからこそ、この特徴を活かして集落単位での営農を推進し、女性農業者や高齢農業者の力を活かした6次産業化の取り組みを進め、農業を核とした地域経済の活性化とともに農村環境の維持・発展につなげていく必要があります。

### Ⅲ－６－２ 農村景観

北上市は工業の進展により平成20年ごろまで人口が順調に増加し、その後はほぼ横ばいとなっています。年々都市化が進む一方、北上らしい自然景観や農村景観が徐々に失われつつあったことから、平成17年6月に景観法が全面施行されたことを受け、平成18年10月に景観法に基づく景観行政団体となりました。その後、平成21年9月に北上市景観条例を制定するとともに、北上市景観計画をまとめ、かけがえのない豊かな景観を次の世代へと引き継いでいくため、地域の特性を活かした景観形成を推進することとしました。

美しい農村景観を守り育て、継承していくためには、農業の持続的発展により農村社会を構成する地域住民が活力を維持し続けることが必要です。農業従事者の減少と高齢化の同時進行という厳しい状況にあるからこそ、地域一体となった集落営農の推進などにより、地域農業の振興と良好な農村景観の維持を図ることが、これまで以上に大切となっています。

また、今後は、美しい農村景観を地域資源として活用する視点が重要となっており、都市との交流やグリーン・ツーリズム、農業観光などの取り組みを活かして、農村振興を図る必要があります。

### Ⅲ－６－３ 食文化

当市には二子さといもを代表格に品質の良い農作物が生育できる恵まれた自然環境があり、当地域の気候や土壌に適した作物の生産が営々と行われてきました。かつては、農村社会の中で、そのほとんどが自給自足の生活を営み、豊かな食文化を育んできましたが、高度経済成長や都市化の進展と合わせて、外食、中食といった「他者が生産・加工したもの」を消費する生活に切り替わり、伝来の個性豊かな食文化が徐々に失われてきています。

二子さといもを使ったいものこ汁やずぼいも料理は、秋の郷土食として定着していますが、食の外部化に伴い、食卓にあまり上らなくなった郷土料理も少なくありません。

これからは、地域の良質な素材を活かしたご当地食、郷土料理などの「食文化」を再評価し、地域活性化の材料として活かす工夫が必要です。また、二子さといもやアスパラガス、きたかみ牛という地域特産の素材を組み合わせた「北上コロッケ」がB級グルメとして人気を博すなど、一部では新たな取り組みも生まれています。

「食」は、単に農産物を生産販売するだけでは収益確保が難しくなっている現状を打開するための一つの鍵となる考え方であり、今後は、「食」をキーワードとして、6次産業化などに地域一体となって取り組むことが必要です。

## IV これからのきたかみ林業

### IV-1 北上市の森林・林業をとりまく情勢

#### IV-1-1 日本の林業の背景

我が国の森林面積は約2,500万haあり、国土面積の3分の2を占めています。森林は木材供給の役割だけでなく、水源かん養、土砂災害防止、生物多様性の保全、地球温暖化の防止など多くの多面的機能を持ち、私たちは多くの恩恵を受けています。

森林のうち1,300haが天然林、1,000haが人工林となっています。戦後急増した木材需要に対して、政府は拡大造林政策を推進し、スギ、ヒノキ、カラマツ、アカマツなど比較的成長の速い針葉樹が多く造林されました。

しかし、昭和39年の木材輸入の自由化以降国産材価格は低迷し、昭和30年代には90%以上あった木材自給率が急激に減少し、森林所有者の意欲は低下し、林業は衰退してしまいました。

現在、人工林の多くは一般的な主伐期である10齢級（林齢50年）以上となり利用期を迎えています。路網整備や施業の集約化の遅れなどから生産性が低く、また、所有者や境界が不明となっている森林も多く、伐採されずに森林の荒廃が進んでいます。

これらを受けて、国は平成21年に「森林・林業再生プラン」を策定し、目指すべき姿として、10年後の木材自給率50%以上を掲げています。

また、国は森林・林業基本法に基づく森林・林業基本計画を5年ごとに策定しており、平成28年5月に現計画が閣議決定されています。この計画では、本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、新たな木材需要の創出や、主伐と再造林対策の強化等による国産材の安定供給体制の構築を車の両輪として進め、林業・木材産業の成長産業化を図ることとしています。

#### IV-1-2 北上市の林業の現状と課題

##### IV-1-2-1 森林の現状

###### ① 森林面積

- 北上市は総面積43,755haのうち、森林面積は25,015haで、森林割合は57%となっています。このうち国有林が18,015haで72%を占め、民有林の合計が7,000haとなっています。

###### ■北上市の面積及び森林面積（H26）〔岩手県林業の指標〕

北上市面積 (ha)	森林面積 (ha)	森林割合 (%)
43,755	25,015	57

###### ■森林の保有形態（H28）〔岩手県林業の指標、市町村森林資源管理システム〕

	国有林	民有林				合計
		私有林	市有林	県有林	計	
面積 (ha)	18,015	6,155	449	396	7,000	25,015
比率 (%)	72	25	2	1	28	100

② 人工林の面積、樹齢、樹種

- 民有林7,000haのうち、人工林は2,845haで、人工林率は41%となっています。
- 人工林のうち、一般的な主伐期である10齢級（林齢50年）を超えるものが37%で、全体の3分の1以上を占めています。
- 樹種別にみると、スギが人工林の面積全体の76%を占めています。

■民有林の人工林面積及び人工林率（H26）〔岩手県林業の指標〕

人工林面積 (ha)	人工林率 (%)
2,845	41

■人工林の林齢別面積（H28）〔市町村森林資源管理システム〕

	1～10年	11～20年	21～30年	31～40年	41～50年	51年以上	合計
面積 (ha)	15	113	376	470	734	1,137	2,845
比率 (%)	1	5	13	17	27	37	100

■人工林の樹種別面積（H28）〔市町村森林資源管理システム〕

	スギ	アカマツ	その他	合計
面積 (ha)	2,152	448	245	2,845
比率 (%)	76	16	8	100

③民有林の蓄積量

- 民有林の樹木の幹の体積の合計である蓄積量は天然林788千 $m^3$ 、人工林1,038千 $m^3$ となっています。

■民有林の蓄積量（H26）〔岩手県林業の指標〕

	天然林	人工林	合計
面積 (千 $m^3$ )	788	1,038	1,826
比率 (%)	43	57	100

④森林の機能類型別面積

- 森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、市内民有林は以下のように分類されます。

■森林の機能類型別面積 (ha) (平成26年度末)〔市農林企画課調べ〕

	水源かん養		災害の防止及び 土壌の保全		快適な環境の形成		保健文化		木材の生産		計
	市有林	民有林	市有林	民有林	市有林	民有林	市有林	民有林	市有林	民有林	
人工林	179.11	2290.22	54.16	46.83	0	0.37	15.12	25.33	13.14	220.73	2845.01
天然林	57.13	2906.08	17.15	87.75	0.61	2.76	60.87	120.62	16.55	433.71	3703.23
その他	21.95	352.05	3.88	4.66	0.07	0.84	4.87	2.68	4.54	55.74	451.28
計	258.19	5548.35	75.19	139.24	0.68	3.97	80.86	148.63	34.23	710.18	6999.52

⑤保安林指定面積

- 保安林に指定されている森林の面積は以下のとおりです。保安林として指定された場合、立木の伐採や家畜の放牧、土地の形質変更などが制限されます。

■保安林指定面積（平成26年度末）〔市農林企画課調べ〕

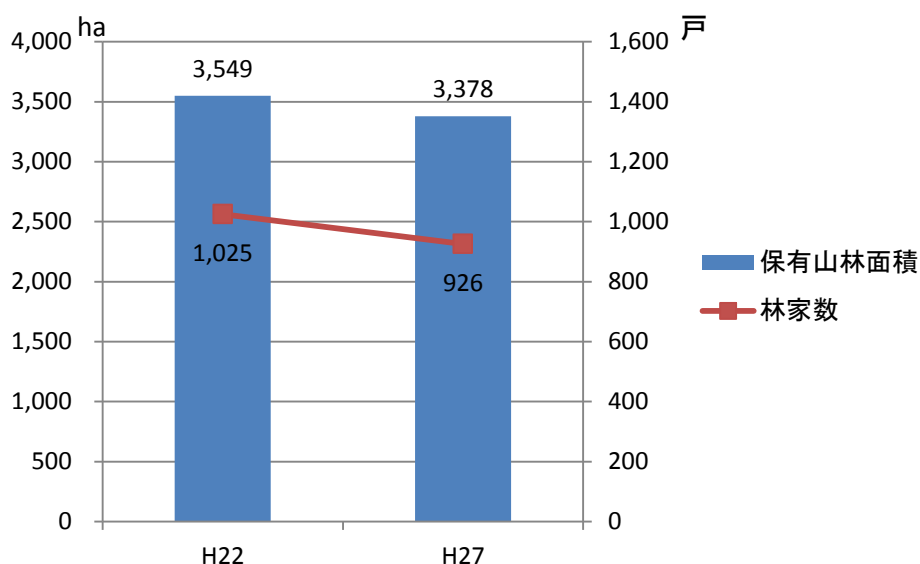
	水源かん養	土砂流出防備	土砂崩壊防備	防風	なだれ防止	風致	保健	計
指定面積 (ha)	408.56	196.27	12.46	4.58	0.88	0.27	(33)	623.02

IV-1-2-2 林業経営の現状

①林家数と保有山林面積

- 林家数は、平成27年は平成22年から99戸（△9.7%）減少しています。
- 林家が保有する山林面積は、平成22年から△171ha（△4.8%）減少しています。

■林家数と保有山林面積〔農林業センサス〕



② 林業経営体数

- 経営体数は徐々に減少してきており、平成27年度は、平成22年度から25経営体減少しています。
- 内訳は、ほとんどが個人経営体等の法人化していない経営体となっています。

■林業経営体数〔農林業センサス〕

	法人化している					法人化していない (個人経営体等)	合計
	農事組合 法人	会社	各種団体		その他 の法人		
		株式会社	森林組合	その他の各 種団体			
H17		1	1	1	2	89	94
H22		4	2			86	92
H27	1	1	1			64	67

③ 林産物販売金額

- 林産物を販売している経営体は市内の経営体のうち3経営体のみとなっており、販売金額についてはいずれも50万円未満となっています。

■林産物販売金額〔農林業センサス〕

	販売なし	50万円未満	100～200万円	500～700万円	計
H22	87	3	1	1	92
H27	64	3			67

④ 林業作業受託料金収入

- 林業作業を受託し、料金収入がある経営体は5経営体となっています。

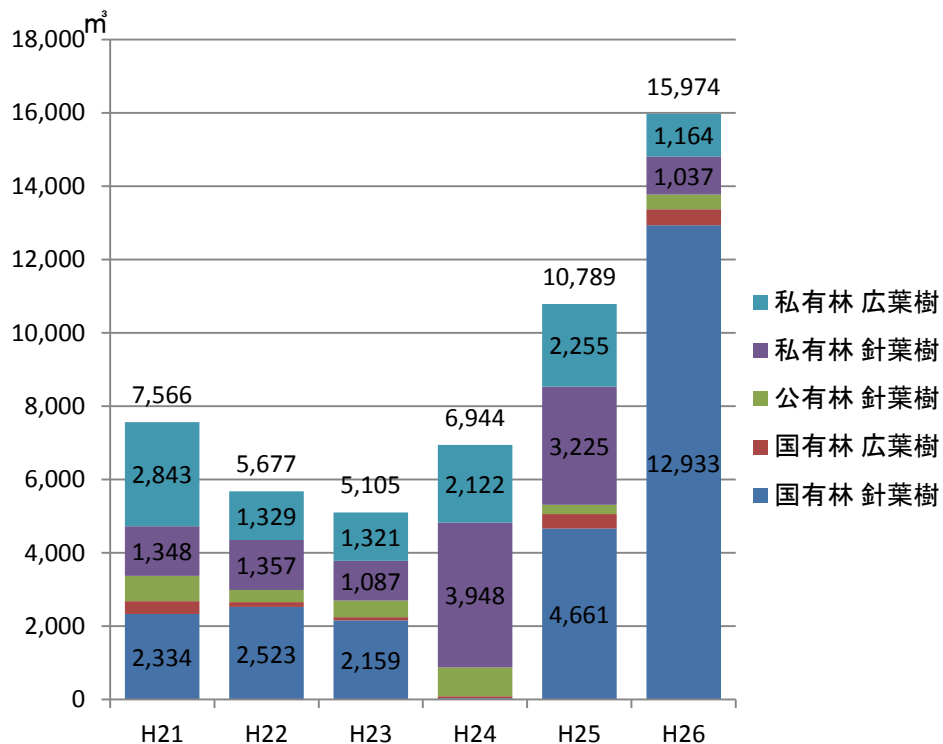
■林業作業受託料金収入〔2015年農林業センサス〕

	収入なし	50万円未満	2,000万 ～3,000万円	3,000万 ～5,000万円	5000万 ～1億円	計
H27	62	2	1	1	1	67

⑤ 素材生産量

- 北上市内の国有林、公有林、私有林からの素材生産量は広葉樹、針葉樹別に以下のとおりとなっています。
- 近年は国有林の針葉樹の素材生産量が急増しています。

■素材生産量（推定）〔岩手県の木材需給と木材工業の現況〕



⑥ 保有山林面積

- 保有山林面積が10ha未満の経営体が約8割を占めています。

■保有山林面積〔農林業センサス〕

	3ha未満	3～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30	30～50ha	50～100ha	計
H17	2	38	30	16	1	2	5	94
H22	1	36	34	15	2	2	2	92
H27	3	26	24	11		1	2	67

⑦ 作業路網

北上市の民有林における道路の開設状況は、林道、作業道合わせて総延長67,917m開設されており、その密度は9.7m/haとなっています。しかし、国内平均15m/haと比較すると、まだまだ整備が不足しています。

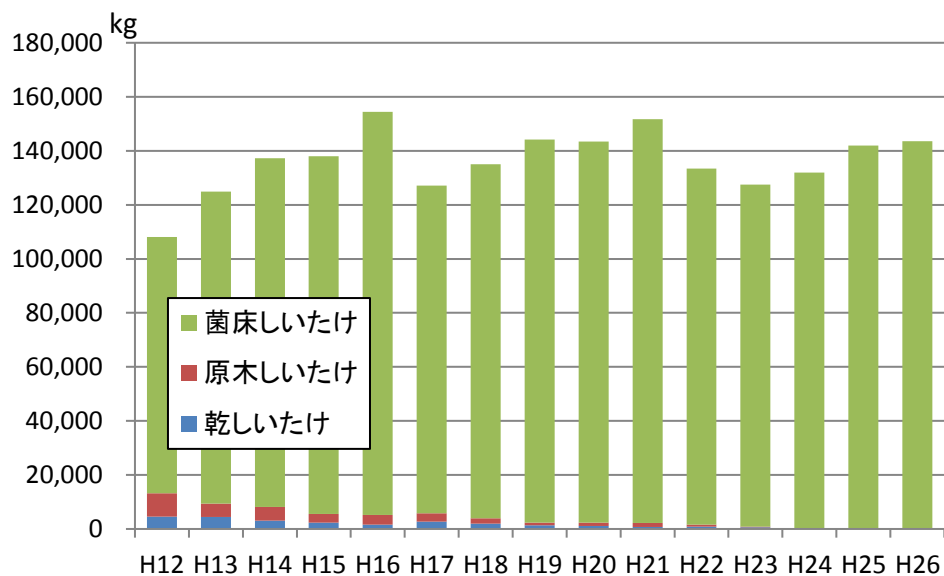
■路網の状況（H28）〔市農林企画課調べ〕

	路線数（本）	延長（m）	民有林面積（ha）
林道	13	21,463	7,000
林内作業道	49	46,454	路網密度（m/ha）
合計	62	67,917	9.70

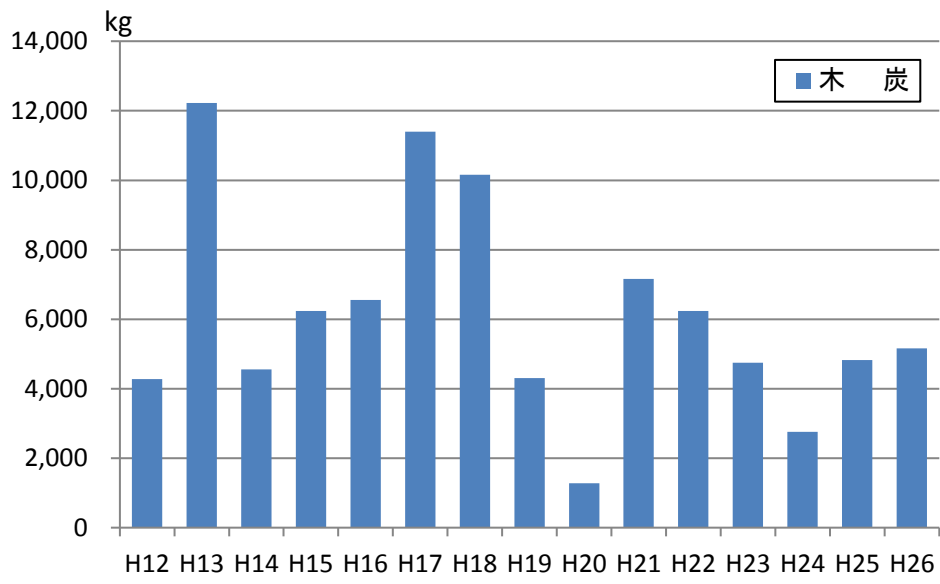
⑧ 特用林産物生産量

- 特用林産物とは、食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称です。
- このうち市内では主にしいたけと木炭が生産されており、生産量は以下のとおりとなっています。

■しいたけの生産量〔岩手県特用林産物統計表〕



■木炭の生産量〔岩手県特用林産物統計表〕



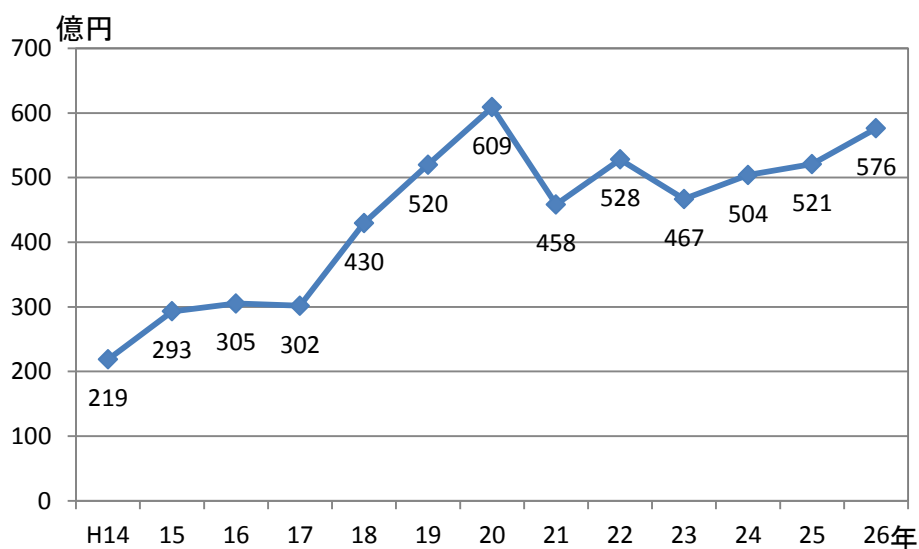
### Ⅳ-1-2-3 木材産業の現状

北上市は、農業と工業を基本とし、高速交通網に恵まれた立地条件を活かして工業団地を整備し、企業立地を進めてきた結果、先端技術型大企業などを中心とした内陸工業都市としての地位を得るに至りました。国内唯一の国産材専門の製紙工場など、木材関連工場についても従来から立地しています。

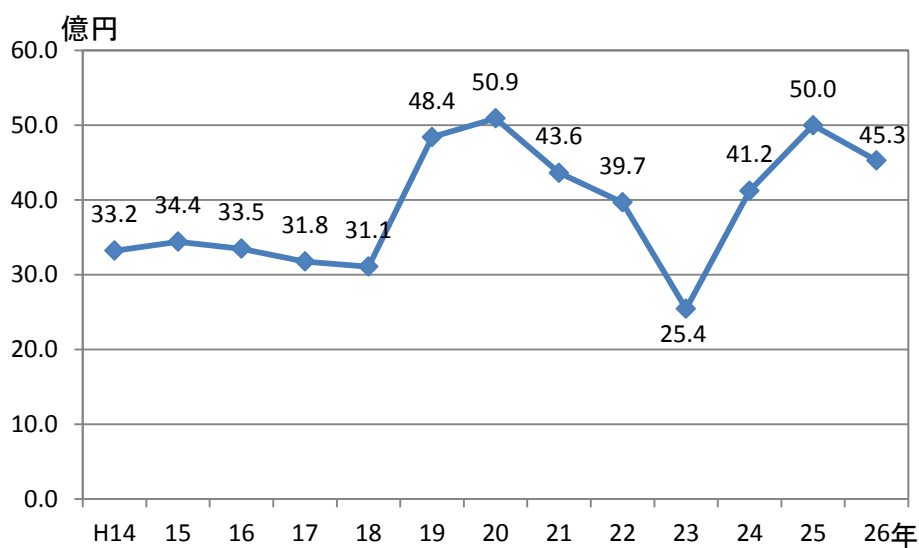
また、平成27年2月には内陸型の合板工場が和賀町後藤地内において操業を開始しています。この工場では県産の間伐材を中心に使用することとしており、今後さらに県産材の需要拡大が見込まれています。

平成14年から26年度までの木材関連業種の製造品出荷額は次のとおりとなっています。

■北上市内のパルプ・紙・紙加工品製造業の製造品出荷額〔工業統計調査〕



■北上市内の木材・木製品製造業（家具を除く）の製造品出荷額〔工業統計調査〕





#### Ⅳ－１－２－４ 林業の現状（統計資料のまとめ）

- ① 森林面積は市面積の57%です。
- ② 森林のうち、国有林が72%、民有林（県有林、市有林を含む）が28%です。
- ③ 民有林のうち、人工林は41%です。
- ④ 人工林のうち、一般的な主伐期である10齢級（林齢50年）を超えるものが37%で、全体の3分の1以上を占めています。
- ⑤ 人工林の樹種はスギが76%を占めています。
- ⑥ 林家はこの5年間で9.7%減少しています。
- ⑦ 林業経営体はこの5年間で27%減少しています。
- ⑧ 林産物を販売している林業経営体は3経営体です。
- ⑨ 林業作業の受託により収入がある経営体は5経営体です。
- ⑩ 保有する山林の面積が10ha未満の経営体が約8割を占めています。
- ⑪ 作業路網の密度は、国内平均と比較すると整備が不足しています。
- ⑫ 市内で生産されている特定林産物はしいたけ、木炭があります。
- ⑬ 市内には製紙工場、合板工場など木材関連工場が立地しており、関連業種の製造品出荷額は600億円以上（平成26年）です。

#### Ⅳ－１－２－５ 北上市林業の課題

- ① 林家の多くが小規模で林業収入が少ないことから、森林経営を集約し、効率的な施業を進める必要があります。
- ② 高性能林業機械の導入など生産コストの低減を図る必要があります。
- ③ 作業路網が不足しているため、計画的な路網整備が必要です。
- ④ 森林所有者や境界が不明になっている森林が多いことから、それらの明確化が必要です。
- ⑤ 手入れがされないために荒廃が進んだ森林が増えてきていることから、計画的な森林整備が必要です。
- ⑥ 林業の担い手が不足していることから、林業従事者の育成が必要です。
- ⑦ 大手合板会社の立地などにより木材の需要拡大が見込まれることから、安定した供給が必要です。
- ⑧ 間伐や主伐後の再造林を推進し、持続可能な木材生産を図る必要があります。
- ⑨ 松くい虫等の森林病害虫による被害が拡大しているため、適切に処理する必要があります。

## IV-2 全体の方向

### IV-2-1 基本目標

本ビジョンの実現に向けて、理想とする「きたかみ林業」の状態を理念的に表現したものを「基本目標」として、次のとおり掲げます。

**【 基本目標 】**  
**森林資源を産業振興につなげる**  
**「きたかみ林業」**

北上市の林業振興について、『北上市総合計画2011～2020』では、「森林資源の保全と多様な価値の活用」をこれからの取り組みとして掲げ、諸施策を実施することとしています。

当市には大手製紙会社、大手合板会社等の木材を使用する企業が立地しており、安定的な木材供給が求められています。当市にも森林資源が多くあることから、これを供給につなげることにより、森林が資源として活用され、林業が産業として成り立ち、地域の活性化につながっていきます。

また、森林から木が切り出され、今まで放置され荒廃した森林の整備が進むことで、森林の多面的機能がさらに発揮されます。

このことから、本計画における基本目標を『森林資源を産業振興につなげる「きたかみ林業」』とします。

### IV-2-2 基本方針

基本目標を達成するため、「持続可能な林業と木材産業の振興」、「人材育成の推進」、「健全で豊かな森林づくり」の3つの柱を基本方針として掲げます。

#### 1 持続可能な林業と木材産業の振興

林業と木材産業の振興を図るため、計画的な施業により市内の森林から効率的に木材を切り出し、市内企業等へ安定的に供給できる体制の構築を推進します。また、森林資源の有効活用を推進します。

##### (1) 適切で効率的な森林整備による安定的木材供給

森林経営計画を策定することにより、効率的な施業と適切な管理を推進します。低コスト化につながる路網の整備や高性能林業機械の導入を図ります。

また、森林所有者や境界が不明なものが多いことから、国土調査の再開を検討します。

##### (2) 森林資源の有効活用

森林から切り出された木を有効に利用するため、市内立地企業による段階的な利用（カスケード利用）を推進します。

#### 2 人材育成の推進

当市の林業を支える人材の確保、育成の支援に積極的に取り組んでいきます。

また、次世代を担う子どもや地域住民へ森林への関心を高める取り組みを市民と協働で実施します。

##### (1) 林業従事者の育成

林業従事者を育成するため、関係機関の開催する研修会等を支援します。また、新たな林業従事者が定着できる環境整備を図ります。

## (2) 次世代を担う子どもへの森林環境教育の推進

関係団体と連携し、子どもが森林に触れ合う機会を創出します。

### 3 健全で豊かな森林づくり

間伐等の森林整備を計画的に推進し、森林の持つ、水源のかん養、土砂災害の防止、木材の生産など様々な機能を高度に発揮させるとともに、森林病虫害の拡大防止に努めるなど森林を適正に保全して、健全で豊かな森林づくりを推進します。

## IV-3 具体的取り組み

### IV-3-1 重点分野と具体的事業

基本目標を達成するための基本方針に沿って、取り組みが必要となる分野を最重点分野及び重点分野として掲げ、具体的に取り組むべき事業をあわせて示します。

#### 1 持続可能な林業と木材産業の振興

##### (1) 適切で効率的な森林整備による安定的木材供給

###### ◆最重点分野：森林経営計画策定の促進

森林経営計画制度では、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする「森林経営計画」を作成します。

森林経営計画は、一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

森林経営計画を作成することにより、税制や補助金等の支援が受けられることから、国の交付金等を有効に活用し、計画作成を促進します。

◇森林経営計画策定の支援【森林整備地域活動支援交付金（国）】

###### ◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
森林経営計画認定面積	1,168ha (平成28年3月)	1,890ha (平成32年度)

###### ◆重点分野：森林施業の集約化

森林経営計画に基づいて、森林所有者、森林組合、行政などの関係者が連携し、意欲ある担い手に施業を集約化し、国の交付金等を活用して高性能林業機械等を導入するなど低コストで効率的な施業を図っていきます。

◇高性能林業機械等の導入【森林・林業再生基盤づくり交付金（国）】

◇木材運搬費への補助【北上市木材流通促進事業補助金】

###### ◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
私有林からの素材生産量（年間）	3,839m <sup>3</sup> (平成21～26年度平均)	4,800m <sup>3</sup> (平成32年度)

###### ◆重点分野：路網の整備

健全な林業経営の実現のため、より低コストで省力的な林内作業を行うためには、高性能林業機械の導入と合わせて、林道、作業道に加え、それを補完する作業路網の充実が不可欠です。北上市森林整備計画書に基づき、国有林林道等との連携も深めながらこれを整備します。

◇作業道等の整備【森林環境保全直接支援事業（国）】

◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
作業路開設距離数	67,917m (平成28年3月)	89,717m (平成34年度)

◆重点分野：境界、所有者の明確化

森林所有者の高齢化や世代交代、不在化により、森林所有者自体が不明であったり、境界が分からなくなっており、森林整備や施業の妨げとなっています。市では林地台帳の整備を進めるとともに、国土調査未実施地域においては国土調査の再開を検討します。

◇林地台帳の整備

◇国土調査の再開検討

(2) 森林資源の有効活用

◆最重点分野：木材資源の有効活用

産出された木材をA材（製材）、B材（合板・集成材）、C材（チップ）、D材（燃料）と無駄のない段階的な利用（カスケード利用）を推進します。

◇県や関係団体との連携による、市内立地企業等への木材安定供給の体制づくり

◇木材運搬費への補助【北上市木材流通促進事業補助金】

◇森林所有者に対する木材のカスケード利用への指導と情報提供

◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
【再掲】私有林からの素材生産量（年間）	3,839m <sup>3</sup> (平成21～26年度平均)	4,800m <sup>3</sup> (平成32年度)

◆重点分野：特用林産物の有効利用の促進

しいたけなどの特用林産物の栽培や木炭の生産を通じ、森林資源の利活用を促進します。

◇しいたけなど特用林産物の生産環境支援

◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
しいたけ栽培の菌床数	184,720個 (平成27年度)	200,000個 (平成32年度)

◆重点分野：公共施設の木造化・木質化の推進

北上市公共建築物等木材利用基本方針に基づき公共施設の木造化・木質化及び木製品の導入を推進します。

◇公共施設の木造化・木質化及び木製品の導入を促進するためのPR活動

## 2 人材育成の推進

### (1) 林業従事者の育成

#### ◆重点分野：自伐型林業の推進と多様な担い手の確保・育成

林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、これらを担う人材の確保・育成が必要です。そのため、民間企業、NPO等が行う自伐型などの林業研修会等の開催を支援したり、国、県が開催する各種研修会への参加を支援します。また、新規就業者が定着できる環境整備を図ります。

◇林業研修会等の開催支援

◇各種技術研修の情報提供（岩手県林業技術センター等）

◇チェーンソー等資機材購入への助成【森林・山村多面的機能発揮対策交付金（国）】

◇木材運搬費への補助【北上市木材流通促進事業補助金】

◇新規参入者の支援【「緑の新規就業」総合支援事業（国）】

#### ◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
林業研修会等の開催支援案件数（年間）	1件 （平成27年度）	3件 （平成32年度）
林業従事者数	40人 （平成27年度）	40人 （平成32年度）

#### ◆重点分野：専門知識・技術を持つ人材との連携

森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術をもつ「森林総合監理士（フォレスター\*）」や森林所有者に対し森林整備の内容、経費、木材の販売収入などを明示した上で施業を提案する「森林施業プランナー\*」などと連携を図り、集約化を通じた低コスト化や生産材の流通等、北上市森林整備計画や、林業経営体による森林経営計画の実行性を高めることができるよう取り組みます。

\*フォレスター：市町村森林整備計画の策定や森林経営計画の認定・実行監理等森林計画制度の運用を現場で担う市町村を技術面から支援する者。

\*施業プランナー：地域の森林整備の推進のため、森林所有者に対する積極的な働きかけにより事業地の集約化を行い、高性能林業機械の活用や路網整備などによる低コストな木材生産で森林所有者に利益を還元できる者。

#### ◆重点分野：森林所有者への普及啓発

森林所有者が担い手となり森林管理を行えるよう、林業座談会を開催し、森林経営や森林管理に関する情報提供、情報交換を行います。

#### ◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
林業座談会参加者数（年間）	100人 （平成27年度）	150人 （平成32年度）

(2) 次世代を担う子どもへの森林環境教育の推進

◆重点分野：体験学習できる環境づくり

地域、各種団体、交流センター等と連携し、子どもたちが森林に触れ合う機会が増えるよう環境を整備します。

◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
森林保全及び緑化推進関係イベント参加者数（年間）	833人 （平成27年度）	900人 （平成32年度）

◆重点分野：緑の少年団活動の支援

植樹祭の参加や緑の募金に協力するなど、緑化活動を市内で行っている緑の少年団の活動を支援します。

◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
緑の少年団登録数	5団体 （平成28年3月）	5団体 （平成32年度）

### 3 健全で豊かな森林づくり

#### (1) 森林の多面的機能が発揮できる適切な施業の推進（自然災害に強い森林づくり）

##### ◆重点分野：計画的な森林管理

豊かな森林を保全するために必要となる、下刈り、枝打ち、除伐、間伐、再造林などについて計画的に推進します。

◇計画的な間伐、主伐、再造林の実施

##### ◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
森林面積	25,015ha (平成27年3月)	25,015ha (平成32年度)
人工造林面積	7,976ha (平成25年3月)	8,010ha (平成32年度)
除間伐面積（年間）	63.54ha (平成27年度)	100.00ha (平成32年度)

##### ◆重点分野：森林病虫害対策の推進

市内では多く松くい虫被害木が確認されているため、必要な木に対して、対策を行います。またナラ枯れについても県内での被害が確認されていることから、情報収集に努めます。

◇森林病虫害防除事業（国）

◇保全松林整備事業

◇松くい虫等防除対策の実施

##### ◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
森林病虫害防除処理量（年間）	184m <sup>3</sup> (平成27年度)	180m <sup>3</sup> (平成32年度)

##### ◆重点分野：環境を重視した森林の保全

森林の水源かん養や大気の浄化、洪水・土砂流出等の災害を防ぐ公益的機能の維持・向上を図ることを目的として、保安林が指定されています。これらを適正に管理し、公益的機能を十分発揮するよう努めます。

◇市有林管理事業（市）

◇企業の森整備事業（市）



#### ◆重点分野：治山事業による対策の実施

保安林の水源かん養機能や災害防止機能などの公益的機能を強化、維持させる治山事業について、必要に応じて県と連携して実施します。

- ◇山地災害発生危険性の高い地域等への災害防止施設の設置
- ◇山地災害復旧の実施
- ◇林野火災防止のための啓発普及活動や管理・パトロール体制の確立

#### ◆重点分野：森林に関する各種制度の適正運用

公益的機能を持つ森林内で開発や伐採をするには、手続きが必要です。森林法の規定による伐採届や、国有林と保安林以外の森林のほとんどが対象となっている林地開発許可制度について周知し、違法な開発や伐採により森林の持つ機能が損なわれないように努めます。

- ◇市広報による周知

#### ◆重点分野：森林総合利用の推進

憩いの森など生活環境保全林の施設を活用して、市民が森林に親しむ機会を増やすなど、森林の総合利用を図ります。

- ◇憩いの森の施設整備
- ◇憩いの森での森林に親しむイベントの開催

#### ◎目標達成に係る指標

項目	現状値	目標値
【再掲】森林保全及び緑化推進関係イベント参加者数 (年間)	833人 (平成27年度)	900人 (平成32年度)
緑の募金額 (年間)	2,195千円 (平成27年度)	3,090千円 (平成32年度)

#### ◆重点分野：地球温暖化防止への貢献

樹木は地球温暖化の原因と考えられている大気中の二酸化炭素を吸収しながら成長します。成長した樹木を木材として利用することで、二酸化炭素が固定化されるとともに、さらに伐採後に再造林することで、新たな樹木が二酸化炭素を吸収して成長します。これらのサイクルを通して、地球温暖化防止へ貢献します。

**【基本目標】**  
**森林資源を産業振興につなげる**  
**「きたかみ林業」**

**1**  
**持続可能な林業と**  
**木材産業の振興**

林業と木材産業の振興を図るため、森林経営計画の策定による計画的な施業を行います。また、市内企業等へ安定的に供給できる体制の構築を推進します。

**2**  
**人材育成の推進**

当市の林業を支える人材の確保、育成の支援に積極的に取り組んでいきます。  
 また、次世代を担う子どもや地域住民へ森林への関心を高める取り組みを行います。

**3**  
**健全で豊かな森林づくり**

間伐等の森林整備を計画的に推進し、森林の持つ水源のかん養、山地災害の防止、木材の生産など様々な機能を高度に発揮させるとともに、森林病虫害の拡大防止に努めるなど森林を適正に保全して、健全で豊かな森林づくりを推進します。

- ↑
- (1) 適切で効率的な森林整備による安定的木材供給  
 ★森林経営計画策定の促進  
 ☆森林施業の集約化  
 ☆路網の整備  
 ☆境界、所有者の明確化
- (2) 森林資源の有効活用  
 ★木材資源の有効活用  
 ☆特用林産物の有効活用の促進  
 ☆公共施設の木造化・木質化の推進

- ↑
- (1) 林業従事者の育成  
 ★自伐型林業の推進と多様な担い手の確保・育成  
 ☆専門知識・技術を持つ人材との連携  
 ☆森林所有者への普及啓発
- (2) 次世代を担う子どもへの森林環境教育の推進  
 ☆体験学習できる環境づくり  
 ☆緑の少年団活動の支援

- ↑
- (1) 森林の多面的機能が発揮できる適切な施業の推進  
 ★計画的な森林管理  
 ☆森林病虫害対策の推進  
 ☆環境を重視した森林の保全  
 ☆治山事業による対策の実施  
 ☆森林に関する各種制度の適正運用  
 ☆森林総合利用の推進  
 ☆地球温暖化防止への貢献

[凡例]  
 ★最重点分野  
 ☆重点分野

IV-3-3 事業実施に係る主な関係者及びスケジュール

◎:主体 ○:関係者 ★:検討 ●:実施 ➡:継続

基本方針	重点分野	関係者						計画期間				
		林業 経営 主体	森 林 所 有 者	北 上 市	岩 手 県	森 林 組 合	木 材 関 連 企 業	H28	H29	H30	H31	H32
持続可能な林業と木材産業の振興	森林経営計画策定の促進	◎	○	○	○	◎		➡				
	(1) 適切で効率的な森林整備による安定的木材供給											
	森林施業の集約化	○	◎	○	○	◎		★●	●	●	●	●
	路網の整備	◎	○	○	○	◎		★	★	●	●	●
	境界、所有者の明確化		○	◎	○			★	●	●	●	●
(2)森林資源の有効活用	木材資源の有効活用	◎	○	○	○	◎	◎	➡				
	特用林産物の有効活用の促進		◎	○	○	◎		➡				
	公共施設の木造化・木質化の推進			◎	○			➡				
人材育成の推進	(1) 林業従事者の育成	自伐型林業の推進と多様な担い手の確保・育成	◎		○	○	○	➡				
		専門知識・技術を持つ人材との連携	◎		◎	○	◎	★	●	●	●	●
		森林所有者への普及啓発		○	◎	○	◎	➡				
	(2) 次世代を担う子供への森林環境教育の推進	体験学習できる環境づくり			◎	○	○	★	●	●	●	●
		緑の少年団活動の支援			◎	○		➡				
健全で豊かな森林づくり	(1) 森林の多面的機能が発揮できる適切な施業の推進	計画的な森林管理	◎	○	◎	○	◎	➡				
		森林病虫害対策の推進			◎	○		➡				
		環境を重視した森林の保全			◎	○		➡				
		治山事業による対策の実施			○	◎		➡				
		森林に関する各種制度の適正運用		○	◎	○		➡				
		森林総合利用の推進			◎	○	○	➡				
		地球温暖化防止への貢献			◎	○		➡				

## V 資料

### V-1 策定の経過

策定時（平成25年3月）

年月日	内容
平成24年3月19日	(仮称)きたかみ農業ビジョン策定指針：庁議決定
平成24年3月26日	平成23年度第1回北上市農政審議会 ・(仮称)きたかみ農業ビジョンの策定指針について
平成24年5月31日	第1回検討委員会作業部会 ・北上市の農業の現状と課題について ・これからの北上農業について
平成24年6月7日	花巻農協との意見交換（1回目）
平成24年6月25日	第1回検討委員会 ・北上市の農業の現状と課題について ・これからの北上農業について
平成24年6月26日	北上4Hクラブとの意見交換（市長）
平成24年7月10日	平成24年度第1回北上市農政審議会 ・北上市の農業の現状と課題について ・これからの北上農業について
平成24年7月31日	ビジョン策定アドバイザーとの意見交換
平成24年8月3日	県（花巻農林振興センター、中央農業改良普及センター）との意見交換
平成24年8月6日	ビジョン策定アドバイザーとの意見交換
平成24年8月21日	北上市産地直売所連絡協議会との意見交換
平成24年8月27日	第2回検討委員会作業部会 ・これからの北上農業について ・具体的取り組みについて
平成24年8月28日	北上市認定農業者連絡協議会との意見交換（市長）
平成24年9月4日 ～10日	花巻農協営農座談会（市内4か所）で意見交換
平成24年9月7日	第2回検討委員会 ・これからの北上農業について ・具体的取り組みについて
平成24年9月27日	ビジョン策定アドバイザーとの意見交換
平成24年10月2日	平成24年度第2回北上市農政審議会 ・これからの北上農業について ・具体的取り組みについて
平成24年11月15日	花巻農協との意見交換（2回目）
平成24年11月16日	北上市農業農村指導士会との意見交換
平成24年12月5日	第3回検討委員会作業部会 ・きたかみ農業ビジョン（素案）について
平成24年12月13日	ビジョン策定アドバイザーとの意見交換

年月日	内容
平成 24 年 12 月 19 日	第 3 回検討委員会 ・きたかみ農業ビジョン（素案）について
平成 25 年 1 月 25 日	北上市農業委員との意見交換
平成 25 年 1 月 31 日	北上市農業委員会主催「農業者等との意見交換会」
平成 25 年 2 月 5 日 ～15 日	花巻農協営農座談会（市内 6 か所）で概要説明
平成 25 年 2 月 7 日	平成 24 年度第 3 回北上市農政審議会 ・きたかみ農業ビジョン（素案）について
平成 25 年 2 月 15 日	議会全員協議会で、きたかみ農業ビジョン（素案）について説明
平成 25 年 2 月 20 日 ～3 月 11 日	パブリックコメントの募集
平成 25 年 3 月 19 日	平成 24 年度第 4 回北上市農政審議会 ・きたかみ農業ビジョン（最終案）について承認
平成 25 年 3 月 21 日	市長、副市長へ最終報告
平成 25 年 3 月 25 日	庁議決定

## 改訂時（平成29年2月）

年月日	内容
平成26年7月28日	庁議 ・きたかみ農業ビジョンの見直し方針について
平成26年10月14日	きたかみ農業ビジョン策定検討委員会作業部会
平成26年11月17日	きたかみ農業ビジョン策定検討委員会
平成26年12月22日	関係機関との意見交換会
平成26年12月25日	農業者との意見交換会
平成28年3月29日	平成27年度第1回農政審議会
平成28年6月20日	中央農業改良普及センターとの意見交換
平成28年7月11日	北上プライウッド株式会社との意見交換
平成28年7月13日	北上市森林組合との意見交換
平成28年7月14日	北上ハイテクペーパー株式会社との意見交換
平成28年7月14日	花巻農林振興センターとの意見交換
平成28年7月22日	平成28年度第1回策定検討委員会
平成28年8月4日	平成28年度第1回農政審議会
平成28年10月19日	平成28年度第2回策定検討委員会
平成28年11月1日	花巻農業協同組合北上営農センターとの意見交換
平成28年11月2日	中央農業改良普及センターとの意見交換
平成28年11月2日	花巻農林振興センターとの意見交換
平成28年11月9日	平成28年度第2回農政審議会
平成28年11月18日	議会全員協議会で、きたかみ農林業ビジョン（素案）について説明
平成28年11月22日 ～12月22日	パブリックコメントの募集
平成28年12月14日	市議会産業建設常任委員会で、きたかみ農林業ビジョン（素案）について説明
平成29年1月16日	平成28年度第3回策定検討委員会
平成29年2月13日	平成28年度第3回農政審議会
平成29年2月20日	庁議決定

## V-2 本計画策定に係る委員等名簿

### (1) 北上市農政審議会委員

策定時（平成25年3月）

区分	所属・役職	氏名
会長	元岩手県農政部長	八重樫 瑞郎
副会長	北上市農業委員会会長	八重樫 彰
委員	県南広域振興局農政部花巻農林振興センター所長	高橋 政夫
委員	中央農業改良普及センター副所長	佐藤 守
委員	花巻農業協同組合常務理事	島津秀三郎
委員	岩手中部農業共済組合組合長理事	平賀 徳幸
委員	北上市森林組合代表理事組合長	三浦 啓一
委員	岩手中部土地改良区理事長	菊池 勲
委員	北上商工会議所専務理事	高屋敷 克広
委員	有限会社K・C・S代表取締役	鈴木 高繁
委員	岩手県南青果市場代表取締役社長	鬼柳 攻
委員	岩手県環境アドバイザー	高橋 知明
委員	北上市農業農村指導士会会長	馬場 正行
委員	北上市認定農業者連絡協議会会長	下瀬川 正眞
委員	北上4Hクラブ会長	高橋 直樹
委員	北上地方生活研究グループ連絡協議会会長	小笠原 キヨ
委員	北上市食生活改善推進員協議会会長	桑原 文子
委員	女性団体連絡協議会副会長	菊池 久子
委員	ビーフレディース代表	千葉 洋子
委員	口内交流センター事務長	時葉多加子

改訂時（平成29年2月）

区分	所属・役職	氏名
会長	北上市農業委員会会長	佐藤 幸太郎
委員	県南広域振興局農政部花巻農林振興センター所長	千葉 健市
委員	中央農業改良普及センター副所長	沼田 聡
委員	花巻農業協同組合代表理事専務	島津 秀三郎
委員	北上市森林組合代表理事組合長	三浦 啓一
委員	岩手中部土地改良区理事	菊池 勲
委員	北上商工会議所専務理事	八重樫 民徳
委員	株式会社西部開発農産代表取締役社長	照井 勝也
委員	株式会社川辺製材所代表取締役	川邊 三千年
委員	北上プライウッド株式会社取締役	林 孝彦
委員	有限会社K・C・S代表取締役	鈴木 高繁
委員	北上市認定農業者連絡協議会会長	高橋 多一
委員	花巻農業協同組合西南アスパラガス部会部会長	佐藤 祥行
委員	農事組合法人さらき組合長	山口 典男
委員	北上4Hクラブ会長	高橋 賢
委員	北上地方生活研究グループ連絡協議会会長	小原 英子
委員	ビーフレディースきたかみ代表	千葉 洋子
委員	加工事業者	昆野 広子
委員	北上市地域婦人団体協議会会長	菅野 路子
委員	生活クラブ岩手 北上準備支部 支部委員長	雪江 明史

(2) きたかみ農業ビジョン策定アドバイザー  
策定時（平成25年3月）

職名	氏名
明星大学経済学部教授、一橋大学名誉教授	関 満博
岩手大学農学部教授	佐藤 和憲

(3) きたかみ農業ビジョン策定検討委員会委員  
策定時（平成25年3月）

区分	職名	氏名
委員長	農林部長	松岡 裕
副委員長	農林部農政課長	高橋 利明
委員	企画部政策企画課長	菊池 和俊
委員	財務部財政課長	佐藤 秀城
委員	生活環境部生活環境課長	及川 清孝
委員	農林部農地林務課長	菅沼 信也
委員	商工部商業観光課長	高橋 善孝
委員	商工部工業振興課長	石川 明広
委員	教育委員会事務局文化財課長	高橋 文明
委員	農業委員会事務局長	伊藤 幸次

改訂時（平成29年2月）

区分	職名	氏名
委員長	農林部長	藤枝 剛
副委員長	農林部農林企画課長	菅野 勝文
委員	企画部政策企画課長	高橋 謙輔
委員	財務部財政課長	鈴木 真
委員	まちづくり部地域づくり課長	高橋 幸世
委員	生活環境部環境課長	小原 学
委員	農林部農業振興課長	小田島 孝
委員	商工部商業観光課長	及川 勝彦
委員	商工部工業振興課長	八重樫 義正
委員	農業委員会事務局長	小笠原 達也



(4) きたかみ農業ビジョン策定検討委員会作業部会  
策定時（平成25年3月）

区 分	職 名	氏 名
部会長	農林部農政課課長補佐	八重樫 義正
副部会長	農林部農政課農政企画係長	阿部 秀樹
部会員	企画部政策企画課政策推進係長	金田 明
部会員	財務部財政課財政係長	小原 義幸
部会員	農林部農政課園芸畜産係長	菅野 勝文
部会員	農林部農政課水田営農係長	佐藤 康浩
部会員	農林部農地林務課農地林務係長	渡辺 和行
部会員	商工部商業観光課商業係長	小笠原 達也
部会員	商工部工業振興課工業係長	芳野 重樹
部会員	農業委員会事務局農業振興係長	伊藤 宏泰

お問い合わせ先

北上市農林部農林企画課

〒024-8501 北上市芳町1番1号

TEL : 0197-64-2111 (代表)

FAX : 0197-64-2171

URL : <http://www.city.kitakami.iwate.jp/index.html>

E-mail : [nouki@city.kitakami.iwate.jp](mailto:nouki@city.kitakami.iwate.jp)